

平成 18 年 第 2 回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成18年6月8日開会

平成18年6月19日閉会

宿毛市議会事務局

平成18年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成18年6月8日 木曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第20号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時21分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成18年6月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成18年6月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成18年6月11日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成18年6月12日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11
1 山本幸雄議員	11
市 長	12

山本幸雄議員	1 3
市 長	1 5
山本幸雄議員	1 6
2 沖本年男議員	1 6
市 長	2 0
上下水道課長	2 6
沖本年男議員	2 6
市 長	3 1
沖本年男議員	3 3
市 長	3 4
沖本年男議員	3 4
市 長	3 4
3 西郷典生議員	3 5
市 長	4 1
教 育 長	4 6
西郷典生議員	4 8
市 長	5 0
教 育 長	5 2
教育次長兼学校教育課長	5 2
西郷典生議員	5 2
延 会 (午後 3時08分)	



第 6 日 (平成18年6月13日 火曜日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
出席要求による出席者	5 5
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	5 7
1 菊地 徹議員	5 7
教 育 長	5 8
菊地 徹議員	6 1
教 育 長	6 2
学校給食センター所長	6 3
菊地 徹議員	6 4

2	浅木 敏議員	6 5
	市 長	6 8
	教 育 長	7 2
	浅木 敏議員	7 3
	市 長	7 4
	教 育 長	7 5
	教育次長兼学校教育課長	7 5
	浅木 敏議員	7 6
	市 長	7 8
	浅木 敏議員	7 8
	市 長	7 9
	浅木 敏議員	7 9
3	寺田公一議員	7 9
	市 長	8 0
	教 育 長	8 1
	寺田公一議員	8 3
	市 長	8 4
	教 育 長	8 5
	寺田公一議員	8 5
散 会 (午後 2時18分)		

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成18年6月14日 水曜日)

	議事日程	8 7
	本日の会議に付した事件	8 7
	出席議員	8 7
	欠席議員	8 7
	事務局職員出席者	8 7
	出席要求による出席者	8 7
開 議 (午前10時00分)		
○	日程第1 議案第1号から議案第20号まで	8 9
	質疑	8 9
1	寺田公一議員	8 9
	総務課長	8 9
	福祉事務所長	9 0
	産業振興課長	9 0
	商工観光課長	9 0
	建設課長	9 1

教育次長兼学校教育課長	9 1
寺田公一議員	9 2
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 3 号まで）	9 2
委員会付託（議案第 4 号から議案第 2 0 号まで）	9 2
散    会（午前 1 0 時 2 3 分）	
請願文書表	9 3
陳情文書表	9 4
議案付託表	9 5
----- . . ----- . . -----	
第 8 日（平成 1 8 年 6 月 1 5 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 9 日（平成 1 8 年 6 月 1 6 日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 0 日（平成 1 8 年 6 月 1 7 日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 1 日（平成 1 8 年 6 月 1 8 日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 2 日（平成 1 8 年 6 月 1 9 日 月曜日）	
議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
事務局職員出席者	9 8
出席要求による出席者	9 8
開    議（午前 1 0 時 0 5 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 0 号まで	9 9
（議案第 1 号）	
討論・表決	9 9
（議案第 2 号）	
討論・表決	9 9
（議案第 3 号）	
討論・表決	9 9
（議案第 4 号から議案第 2 0 号まで）	
委員長報告	
総務常任委員長	9 9
教育民生常任委員長	1 0 0
産業建設常任委員長	1 0 0

質疑・討論・表決	101
○日程第2  請願第5号及び陳情第34号外4件	101
(請願第5号)	
委員長報告	101
教育民生常任委員長	102
質疑・討論・表決	102
(陳情第44号及び陳情第46号並びに陳情第47号)	
総務常任委員長	102
産業建設常任委員長	103
質疑・討論・表決	103
(陳情第34号及び陳情第45号)	
継続審査	103
○日程第3  委員会調査について	103
継続調査	103
○日程第4  意見書案第1号から意見書案第3号まで	103
質疑・討論・表決	104
(閉会あいさつ)	
市長	104
閉会(午前11時47分)	
委員会審査報告書	106
請願審査報告書	109
陳情審査報告書	110
閉会中の継続審査申出書	112
閉会中の継続調査申出書	114
意見書案第1号	118
意見書案第2号	119
意見書案第3号	120

----- . . -----  
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
請願	付-5
陳情	付-6

平成18年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成18年6月8日 木曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第20号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 3号 平成18年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第 5号 土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について

議案第 6号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第 8号 宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について

議案第 9号 宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第10号 宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について

議案第13号 高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について

議案第14号 幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について

議案第15号 こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について

議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第17号 財産の取得について

議案第18号 市道路線の変更について

議案第19号 市道路線の変更について

議案第20号 市道路線の廃止について

----- . . . -----  
2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第20号まで  
----- . . . -----

3 出席議員（17名）

1 番 浅 木 敏 君	2 番 中 平 富 宏 君
4 番 浦 尻 和 伸 君	5 番 菊 地 徹 君
6 番 寺 田 公 一 君	7 番 菱 田 征 夫 君
8 番 宮 本 有 二 君	9 番 濱 田 陸 紀 君
10 番 沖 本 年 男 君	11 番 西 郷 典 生 君
12 番 岡 村 佳 忠 君	13 番 佐 田 忠 孝 君
14 番 田 中 徳 武 君	15 番 山 本 幸 雄 君
16 番 中 川 貢 君	17 番 西 村 六 男 君
18 番 岡 崎 求 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

3 番 有 田 都 子 君  
----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 田 延 治 君
次 長	小 野 正 二 君
議 事 係 長	岩 本 昌 彦 君
調 査 係 長	乾 均 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企 画 課 長	岡 本 公 文 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市 民 課 長	松 岡 繁 喜 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会 計 課 長	夕 部 政 明 君
保 健 介 護 課 長	西 本 寿 彦 君
環 境 課 長	小 島 正 樹 君



人権推進課長	谷 本 秀 世 君
産業振興課長	茨 木 隆 君
商工観光課長	有 田 修 大 君
建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長補佐	杉 本 裕 二 郎 君
上下水道課長	頼 田 達 彦 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教育次長兼 学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	高 木 一 成 君
学 校 給 食 センター所長	近 藤 勝 喜 君
千 寿 園 長	尾 崎 重 幸 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより、平成18年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において浦尻和伸君及び菊地 徹君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から6月19日までの12日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月19日までの12日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

有田都子君から、会議規則第2条の規定による欠席の届け出がありました。

去る5月24日に開催されました「第82回全国市議会議長会定期総会」において、西郷典

生君が、正副議長4年以上の一般表彰を、濱田陸紀君が議員10年以上の一般表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

閉会中の議員派遣について、報告をいたします。

去る4月6日、第107回高知縣市議会議長会が高知市で開催され、副議長が、

5月9日、第68回四国市議会議長会定期総会が徳島市で開催され、副議長が、

5月26日、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会総会が四万十市で開催され、副議長及び総務常任委員長が、

5月31日、横瀬川ダム建設促進期成同盟会総会が四万十市で開催され、産業建設常任委員長が、

6月1日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会及び道路整備促進高知県大会が高知市で開催され、副議長が、それぞれ出席のため派遣されました。

市長から、6月1日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、

「平成17年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書」

「平成18年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書」

「平成17年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書」

「平成18年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計予算書」

「平成17年度宿毛市観光開発公社国民宿舎椰子事業及び決算報告書」

「平成18年度宿毛市観光開発公社国民宿舎椰子予算書」

「平成17年度宿毛市観光開発公社蛸湖ゴルフパーク事業及び決算報告書」

「平成17年度宿毛市清掃公社事業報告書及び歳入歳出決算書」

「平成18年度宿毛市清掃公社事業計画書及び予算書」

「平成17年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び歳入歳出決算書」

「平成18年度西南地域ネットワーク株式会社事業計画書及び予算書」

が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を6月9日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成18年第2回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます

先ほど、議長から西郷典生議員、濱田陸紀議員が、多年にわたるご功績に対しまして、全国市議会議長会より表彰されたという報告をいただきまして、まことに喜ばしく、心からお喜びを申し上げます。

西郷議員、濱田議員におかれましては、今後とも宿毛市政発展のために、より一層のご指導、ご支援をお願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、説明をいたします。

お手元に報告事項のペーパーを配付しております。

報告第1号でございますが、平成17年度宿

毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成18年3月定例議会においてご説明申し上げましたが、繰越額が確定しましたので、報告をいたします。

平成17年度宿毛市一般会計予算のうち、漁業集落環境整備事業で2,750万6,000円。漁港高度利用促進対策事業で1,881万円、宿毛駅東地区土地区画整理事業で9,842万4,000円、街路片島線整備事業で5,735万8,000円、現年度土木施設災害復旧事業で1億5,606万9,000円、過年度土木施設災害復旧事業で384万6,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、平成18年度に繰り越いたしました。

次に、平成17年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付しておりますが、その概要を説明をいたします。

一般会計では、実質の収支で4,914万2,000円余りの黒字決算となっております。

また、特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、特別養護老人ホーム特別会計、及び学校給食事業特別会計につきましても、黒字決算となっております。

しかしながら、一般会計につきましては、財政調整基金の繰り入れ等を行わない実質単年度収支では、2億3,000万円程度の赤字となっております。大変厳しい財政運営を強いられております。

今後は、国、地方財政の三位一体改革の影響等によりまして、さらに厳しい財政状況が続くものと予想されますので、宿毛市集中改革プランに沿って、これまで以上に、効率的で適正な行政運営を推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともよ

り一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算につきまして、平成17年度決算に伴う繰上充用金等を緊急に予算補正する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、現委員の所谷三千代氏を引き続き法務大臣に推薦したいと思っておりますので、議会の意見を求めるものでございます。

議案第3号は、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で370万6,000円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、土木費の地方道整備事業費504万2,000円、土地区画整理事業費197万円などでございます。

歳入で増額する主なものは、諸収入の移動通信施設使用料232万7,000円などでございます。

議案第4号、議案第5号及び議案第7号から議案第11号までの7議案は、いずれも公の施設の設置及び管理に関する条例の一部または全

部を改正する条例でございます。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、公の施設の管理運営を民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されましたが、この法律の経過措置の期限は本年9月1日となっております。

このため、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅の駅舎、土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場等、宿毛市老人憩の家、宿毛市立共同作業場、宿毛市生活改善センター、宿毛市多目的集会所、及び宿毛市観光センターの設置及び管理等の条例につきましては、それぞれ一部または全部を改正し、指定管理者制度に対応できるものに改正しようとするものでございます。

議案第6号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成18年5月24日から監獄法が改められまして、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴いまして、「監獄」という表現を「刑事施設」に改めるために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第12号は、宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例でございます。

当条例は、昭和49年に制定しておりますが、市が主体で行った最後の事業は昭和58年度でありまして、その後、土地改良事業は土地改良区方式及び共同施行方式に変わってきました。

また、今後も市営の土地改良事業の予定がないことから、当条例を廃止しようとするものでございます。

議案第13号及び議案第15号は、「高知県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約」及び、「こうち人づくり広域連合同規約の一部を改正する規約」でございます。

高知県内市町村の合併に伴いまして、新たに香南市、香美市、四万十町、黒潮町が誕生していますので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、規約の一部を改正することを、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

障害者自立支援法に基づく市町村審査会の事務を幡多広域市町村圏事務組合に委託するに当たりまして、規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

山北地区の基幹市道山北線改良事業を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、財産の取得についてでございます。

大島桜公園整備事業の公園用地として、宿毛市土地開発公社から面積2万1,255平方メートル、取得予定金額4,605万5,584円で取得するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号から議案第20号の3議案は、市道路線の変更及び廃止でございます。

議案第18号は、市道片島塩浜線の一部約200メートルの区間について、市道片島南線の一部との重用延長として路線の変更するために、議案第19号は、市道東本城山1号線の起点を新たに延長して路線の変更をするために、議案第20号は、議案第19号の市道東本城山1号線の路線変更に関連しまして、延長部分を含む市道土居の後東線を廃止するために、それぞれ道路法第10条第3項の規定に基づきまして、

議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、6月9日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、6月9日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月9日から6月11日までの3日間休会し、6月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時21分 散会

平成18年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第5日（平成18年6月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君  
次長 小野 正二君  
議事係長 岩本 昌彦君  
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君  
助役 西野 秋美君  
収入役 中上 晋助君  
企画課長 岡本 公文君  
総務課長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

15番山本幸雄君。

○15番（山本幸雄君） おはようございます。

15番、通告に基づきまして一般質問を行います。

その前に、一言、中西市長が誕生されましてから3カ年を迎えようとしております。その間、さまざまな問題が発生いたしましたけれども、市長は着々と解決されましたことに対し、心より敬意をおくる1人でございます。

それでは、質問に入ります。

第1点は、ふるさと農道についてでございます。

平成5年度に、県下一番乗りで指定を受けましたこのふるさと農道、平成6年度より4カ年間で天神地区より橋上町の神有まで、総延長5,900メートル、工事費12億で採択されております。

平成6年度には、440メートル、事業費で2億円、平成7年度には376.5メートル、1億5,000万円、8年度には780メートルを2億円で行っております。9年度には、400メートルを1億円を投入して、総額が6億5,000万でございます。

残事業については、3,903.5メートルとなっておりますが、市長は、この残事業について、どのようなお考えを持っておられるのか、私はここで申し上げますけれども、林市長在任中に、県営事業ができたので、この事業を何とか導入したい。そうすれば、山田区も神有区も、負担の0.8パーセントは減りますからね。よい話でございますねと。それでは、それに取り

かかるがええかい、ぜひともそうしてください、ということがきっかけでございます。

それから約10年がたとうとしております。前市長の山下市長、この市長になってからも、私は恐らく、3回以上は一般質問を、この件でやっております。必ずやってのけますという返事をいただいております。まず申し上げておきます。

それから、第2点目は、市の財産管理、これについて、市長のお考えをただしてみたいと思います。

この財産管理の第1点、農林業共同利用施設については、9施設を宿毛市同和地区農林業の経営の安定向上を図るが目的で、実施をされております。この施設の管理は、十分であると思っておられるかどうか、市長並びに関係課長にお尋ねいたします。

第2点は、共同作業場についてお尋ねいたします。

まず、使用滞納額、13年から16年度のこの4年間分は幾らになっておられるのか。また、3地区のミシンの台数、そしてミシンの管理はどのような方法でやっておられるのか、また、管理費用は、年間幾らぐらいかかるのか、お答えを願いたいと存じます。

第3点目は、中筋川河床のしゅんせつ工事についてでございます。このことにつきましては、ことし4月に田村公平先生から連絡を受けました。国の事業費がついたぜよと。中村土木事務所、宿毛土木事務所、各1,500万円ずつの国の予算がついたということをお聞きしております。

ちょうど、これは幸いだなと、お礼も言ったわけでございますが、ちょうど現在、工事が進んでおります。湛水防除事業も8月には完成をする予定でございますし、また、この間も行ってみますと、大体、電気の方は仕上がったとい



うことでございますから、この河床のしゅんせつ、これが完成すれば、本当に今まで、国道ないし住家も水没しておりましたけれども、多少の安心感が出るんじゃないかなろうかという想像もしております。

それについて、工事の発注時期がわかれば、ひとつ市長の方からお答えを願いたいと存じます。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

山本議員のご質問にお答えする前に、けさの地震で、かなり皆さん、驚かれたろうと思えます。幸い、いろんな点検をしまして、宿毛市内では被害というものはありませんでしたことを、まずもって、先に報告をさせていただきます。

ちょっと風邪気味でございまして、声がいつもより出ないかもしれませんので、ご容赦願いたいと思います。

山田地区の天神と橋上町の神有を結ぶふるさと農道の整備に関するお尋ねでございます。

当該農道の新設につきましては、山本議員おっしゃいましたように、ふるさと農道緊急整備事業を導入いたしまして、平成6年度から4カ年計画で、総延長5.9キロメートルの整備を着手しております。

しかしながら、公共事業を取り巻く厳しい環境等から、計画どおりの事業費が確保できないで、延長3.9キロメートルが未完成となっております。

当市としましては、何とか完成すべく、県営事業での実施、あるいは間伐等促進林道緊急整備事業、それとか民有林事業、林道開設事業の導入など、県との協議を重ねてきましたが、いずれも事業採択にならないで、今日に至っております。

残事業費が、概算で7億円が見込まれており

まして、現状でこれを、市単独事業で実施、そういうことは非常に困難だというふうに、私自身思っております。

そういうことですから、引き続きまして国、あるいは県の補助事業等の導入による完成を目指して、粘り強く取り組んでまいります、というふうに思っております。

次に、市有財産の管理でございますが、農林業共同利用施設、これは農機具保管施設が3棟、それから共同作業場が3棟、い草共同作業施設が2棟、共同畜舎施設1棟の、計9施設のことであろうかと思えます。

これらの施設につきましては、昭和49年から54年度に、同和地区農林業の経営の安定向上を図る目的で、同和対策事業等の補助制度を導入して設置されまして、設置後27年から32年が経過しておるわけでございます。

このうちで、農機具保管施設、共同作業場施設は、現在も営農を行っている方々の農業用倉庫、作業場として利用していただいております。

また、い草共同作業施設は、い草価格の下落と低迷によりまして、昭和50年代前半をピークに、平成元年ころまで作付をしておりましたが、それ以降は、作付をやめておりまして、作業施設の中には、当時使用していた各種の機械が保管されているという状況でございます。

また、この中の共同畜舎施設は、当時、ブローラーを行っていた施設でございまして、今後、共同畜舎施設は老朽化が非常に激しくなっております、再利用もできないで、管理の困難な施設となっているというのが実情でございます。

補助等で建てたものでございます。施設の耐用年数とか廃棄手続等の関係もありまして、時期はちょっと、はっきりはしませんが、撤去すべき施設ではないかというふうなことを考えております。

そのほかの施設につきましては、農業振興を

図る上で、各地域後継者不足が深刻な問題となっておりますので、担い手を育てていくためにも、今後もきちんと管理する中で、施設の有効利用、こういうものを図っていきたいというふうに考えております。

それから、次に、大型共同作業場でございます。この使用料の件でございますが、市内3地区でございます大型共同作業場につきましては、これはアパレル産業の長引く不況のために、進出企業がいずれも倒産しまして、正和の作業場は、平成14年1月28日から、手代岡の作業場は、平成14年4月1日から、貝礎の作業場は、平成17年2月1日から閉鎖となっております。

1点目の使用料の滞納状況でございますが、平成13年度から16年度の滞納額が2社で、合計510万円というふうになっております。

それから、2点目のミシンの保有台数と、それらの保守点検、管理でございますが、これにつきましては、まず保有台数でございます。正和大型共同作業場が67台、手代岡大型共同作業場が56台、貝礎大型共同作業場が35台の計158台というふうになっております。

それから、これらの保守点検でございますが、平成16年度までは、専門の業者に毎年度、保守点検をお願いしてまいりました。ご存じのとおり、長引く経済不況とか、当面、同一業種の企業進出がちょっと見込めないということもございまして、現在では、ミシンの保守点検料が年間36万円、施設の電気料が年間25万円の計61万円が必要となっております。

その関係で、平成17年度から大型共同作業場の電気をとめると同時に、ミシンの保守点検も、一応、休止をしておる状況になっております。

次に、中筋川の河床のしゅんせつでございます。中筋川の件につきましては、我々も毎年、

毎回、国、県にも要望してまいった状況でございます。河川を管理する県の方で、また国も管理はしておるわけでございますが、一応、今年度、地元からの強い要望もございまして、平成18年度は中筋川、山田川、横瀬川合流点に堆積した土砂、ヨセ、竹木の除去を行うために、3,000万円が予算化されております。

これを受けまして、現在、県の幡多土木事務所、宿毛事務所と国土省、国交省でございます。中筋川総合開発工事事務所で、効率的な予算の執行のために、掘削箇所、その方法、それから残土処理等について検討を行いまして、来る台風シーズンまでには、工事発注をしたいというふうに申しております。

発注時期というのは、何月何日というのははっきり、まだしておりませんが、我々としては、できるだけ早い時期に発注するように要望しております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 15番山本幸雄君。

○15番（山本幸雄君） 再質問を行います。

このふるさと農道につきましては、市長が申されましたように、非常に財政上の都合で、現在、滞っておって、見通しが立たないというお話でございました。

私は、なぜこれだけしつこく申すかと申しますと、もう平成6年度から4カ年間でしまいつける。ということの始まりでございました。

当時、測量設計に9,000万円かけております。ご承知のように、山田区といたしましても、私、ちょうど10年間区長をやらせてもらいましたけれども、この中で、この720万の負担金と申しますか、寄附金と申しますか、これも捻出しておるわけでございますから、その辺も十分加味していただきたい。伊達や自慢に720万円というお金をつくったんじゃないんです。本当に、天神、神有地区の方々の姻戚関

係も、半数はあるわけですから、非常に皆が期待をしておる道路でございます。

それで、私も、よく県に行っても調べてみました。また、ふるさと林道というのが、これも平成15年度には出ております。

ふるさと農道でできるものが、ふるさと林道でなぜできないのか。余りにも県に対し、国に対し、この要望がたすこいんじゃないかということ、私は申し述べたい。

そして、このふるさと農道を中止したものですから、林市長当時、それから山下市長当時、県会議員を通じて、やっとめどがついたでと、こういったことも、私は呼ばれまして、一回は安堵した時期があったわけです。

それが、いつとなしに消えまして、現在に至っておることもご承知を願いたいと存じます。

これで、市長が申されましたように、できる限り、この1つの制度にのっとり、1年でも早く、この道路を完成をしてもらいたい。

私は、何年度から何年度までにやれるかという質問はいたしません。市長の、先ほどの誠意をくみまして、何とかこの道路は、もう測量もしておる。用地買収も済んでおる、このとこでございまして、お願いをしたいと思っております。

これについて、いま一度ご答弁を願いたいと存じます。

それから、財産管理でございますけれども、私は、余りこの管理については、ただ9カ所のみを申し上げました。2日がかりで宿毛をずっと回って見ました。非常に管理が悪いんです。管理が。ええというところがあれば、申してください。現在、山林、これは大体、点数をつければ70点。それから、あとの山田の、はっきり言いますと、住宅はこわしました。あとには、草がぼうぼう。支所の跡もそのとおり。それから、この千寿園の跡も、草が余りにも生えておる、というようなことで、私は特に、この施設

の中でも畜産、このブロイラーの跡を入れて行きましたけれども、家の方にはよう入りません。道途中から草が、私の背丈ぐらいになって、家を木で覆っておる。

私は、これを再利用しようというものではないんです。なぜ管理をしないのか、要らん物なら、草ぐらい刈って、ああ、確かに市はよく管理をしておるなど、我々市民の、確かに模範じゃなと言われるような管理をしてはどうかということをお願いわけでございますが、このブロイラーの跡地について、一応、平田の地区民は、特に言っております。

それで、これを1つ見ても、気持ちのええ、ブロイラーの跡がこれだというような方法で整備をしていただきたい、これについて、できるのかできんのか、これを市長からお答えを願いたいと存じます。

ほかのことについては、先ほど市長が言われたように、この共同作業場、それからイ草の作業場、これについては、まあまあ整理は悪いですが、農機具を置くところへお貸しして、このイ草の倉庫へ置いているとか、いうようなこともございます。これは、どちらに置いても、使いよらんじゃから、これは私も大目に見ても差し支えないんじゃないかと。できれば、きちんと1つの施設を利用に沿うて、やはり保管してもらおうのが一番いいわけでございます。

それから、この大型作業場でございますが、先ほどの答弁の中で、5、100万の滞納があると。これは、私もやむを得ん滞納ではなからうかと。これは、自分も理解ができます。

それでもう、これは時効待ちだなというように考えもしました。時効待ちであれば、大変長い間、お世話になった会社でございます。この辺で何とかいい方法をもって、気持ちよい措置をしたらどうかということも、私、考えたわけでございますが、市長のお考えをお願いしたい

と思います。

それから、このマシンでございます。電気料も要る。保守点検代が要る。これには、ただではやってくれてはない。毎度、この委員会で、このことについて質問を課長にしたことがございますが、三月に一遍は、1度はマシンを動かさないと、絶対に使えなくなるということをお聞きしておりますが、もう、電気も切った。点検も、費用がかかるけんやめたとするならば、この正和の67台を初め、56台、35台、これについて、広報等で欲しい人はないか、こういったことで、競売でもするなり、これは各会社ももう、現在は、縫製というものは、ほとんど倒れておりますから、やってないけれども、個人がかなりあるんじゃないかと、買い手が、思いますので、こういう方法をやる気がないかどうか。それとも、あこでいなり腐らすか、これについて市長の意見をお伺いしたいと思います。

それから、最後の中筋川の河床のしゅんせつにつきましては、よくわかりました。そういうことでございますから、ひとつ、一日も早い工事をお願いして、第2回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと農道の関係でございます。私も、いきさつというものを、今、また改めて山本議員のご質問によりまして、認識をいたしました。

地元の負担金というものも、非常に入っているということでございまして、地元の方の熱意というものが、そこに、その当時、あらわれていたんじゃないかなという気はいたします。

気はいたしますが、先立つものがない以上、非常に難しい部分もございますので、引き続き、早期着手できるように、要望活動、先ほど山本議員がおっしゃいましたようなふるさと林道も、

平成15年からというご指摘もございましたし、そういうもので、できるものにつきましては、ぜひ国や県の制度を、もう少し詳しく勉強しまして、事業の再開に向けての努力をしまいたい、このように思います。

次に、大型作業場といいますか、市有財産の管理の方でございます。先ほど、土地関係の管理が大変悪いというご指摘でございます。このご指摘につきましては、謙虚に受けとめまして、土地の、あいてる土地の管理というものも、事務的にきちんとした形で進めさせていただきま

す。また、先ほどの畜舎、いわゆるブロイラーの跡地でございます。これは、先ほど申しましたように、これにつきましては、いわゆる廃棄処分とか、そういったものも考えておりますので、これからきちんとした管理ができる形での取り組みをしまいたいというふうに思っております。

もう1つ、大型共同作業所の件でございます。先ほど、私、滞納額は510万でございます。議員のご指摘、先ほど、5,000というふうな言葉が出たかと思いますが、510万でございますので、ご訂正を願えればありがたいと思います。

それから、マシンの払い下げの関係でございます。これは、大型作業場のマシンにつきましては、国の補助金を受けて購入した経緯がございますので、耐用年数というものがございます。これは、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律というのは、通常、適化法でございます。それに抵触するというふうな問題もございますので、施設全体の活用策を検討する中で、売払いというものも選択肢に入れなければいけないだろうというふうなことも思っております。

もちろん買い手があれば、それに越したこと

はないわけですが、そのまんま保管しておくということには、なかなかありません。これについては、早急な処分というものが必要ではないかなというふうには思っております。

もう1つ、前後いたしました、滞納の関係でございます。

この滞納に至った経緯というものも、非常に世間のアパレル産業関係の、非常に低迷というものがございまして、外国の方に工場進出するという日本企業がふえてきました。安い金でできるということで、この共同作業場の経営が成り立っていかなくなったという経緯もございします。

それぞれ、会社にとっては、コンサルを入れる等、いろんな努力をした結果でございますが、やむなく倒産に至ったということでございます。

こんな状況の中で、使用料の支払いにつきましては、企業に強くも要請はしてまいりました。しかしながら、従業員の生活保護というものも、これも市民でございます。こういった方々の生活保護ということを最優先というふうな判断をいたしまして、対応した結果が使用料の滞納が発生したということでございますので、ご理解も願いたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 15番山本幸雄君。

○15番（山本幸雄君） 最後の質問をさせていただきます。

先ほど、市長に対しまして、第2回目で、滞納額5,100万と申しましたが、510万に訂正させていただきます。

このふるさと農道につきましては、本当に市長が、心からなる答弁をしていただきました。まさしく、私は現在の財政事情ではできない、十分承知をいたしての質問でございますけれども、ひとつ、一日も早い、この事業が何かの事業に乗るような方法で、再着工をして、いよいよ

よ中西市長のおかげで、この天神地区、神有地区のこのふるさと農道が完成したぜよと、いわれるような方向でお願いをしておきます。答弁は要りません。

それから、先ほどのこの大型作業場の件でございますけれども、市長が言われましたように、この適化法があるから、なかなかおいそれとはというようなことでございますけれども、それを言いよったら、これは腐らしてしまいます。これは、県、国に、この縫製工場のことについては、それこそ県の方が、まだご苦労なさっておるんじゃないかというふうにも考えますので、何とか一銭にでもなるような方法で、措置をしてほしいということをお願いしておきます。

以上で、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、一般質問を行います。

以下の項目について、市長の政治姿勢をただしてまいりたいと思います。

通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず、第1に、米軍のイージス艦の宿毛湾への寄港についてでございます。

去る5月24日、アメリカの主力艦船であるイージス艦「ラッセル」が宿毛湾に入港いたしました。

このイージス艦は、核兵器搭載が可能であり、しかもこの核兵器を弾頭に装着可能で、数百キロも離れた標的を数メートルの誤差内で破壊をするという巡航ミサイル「トマホーク」を装備いたしております。

かつては、イランに向け、これを発射し、イラクに向け発射し、イラク国民を殺傷したこともある戦争の実践部隊でもございます。

このイージス艦の寄港は、表向きは友好と親

善を目的と公表しながら、実際は極東における米軍の再編計画の一環として、日本の港湾を米軍がいかにも有効に利活用するための調査が主目的であるということは、私ども、当初から指摘をしていたのでありますけれども、この間のマスコミの報道等においても、既に明らかになっていました。

市長は、友好と親善が公式目的であるなら、断る理由はないとの立場をとられました。戦争には絶対反対であり、憲法9条の改正についても反対の立場に立つ中西市長であっても、公的立場に立つ市長が、このように法的に対応せざるを得なかったことは理解できます。

市長は、艦長を自宅に招待し、一般人として、また宿毛に来てくださいと、別れの言葉を述べたと聞いておりますけれども、市長のこの言葉には、戦争には反対の思いが貫かれていると思います。

大事なことは、今後、宿毛湾を戦争の手段には利用させないとの意思をもたれているかどうかだと考えます。まず、このことについて、答弁をいただきたいと思います。

市長の今回の「ラッセル」寄港についての全体としての総括や、寄港に至る米軍領事館や県との連携など、問題点はなかったのかどうか、このことについてもお聞きいたしたいと思えます。

さらに、出港が1日早くなった。それは、係留ロープが切れたからだだと報道されておりましたけれども、どういうのがもとで、この係留ロープが切れたのか、このことについて、わかっておればお聞かせをいただきたいと思えます。

そして、最後に、出航時に報道関係者が、離岸していくその岸壁に近づくことができなかつた、このように報道されましたけれども、そのこと理由について、お答えをいただきたいと思えます。

もう1つ、最後になりますけれども、「ラッセル」の寄港による経済効果が、県によれば、その試算として2,107万円にのぼったと公表されておりますけれども、宿毛市はどのように判断をされているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

続いて、介護保険制度改正による影響等について、質問をいたします。

昨年の10月に続き、ことし4月から、介護保険法が大幅に改正をされました。私も96歳の親がおり、共働きの家庭としては、この制度で非常に助かっておるわけですが、しかし、保険料が大幅に引き上げられるなど、あるいはまた、要支援や要介護の段階の変更、あるいは税制の改正により、住民税が非課税だった人が、新たにことしから課税対象になった人など、これらの介護保険法の改正によって、大幅な負担増を強いられ、十分な介護を受けることができなくなったり、あるいはまた、施設から出ざるを得なくなっておられる方がおるといふこともお聞きいたしておりますが、現状について、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、新制度により、地域支援事業として、地域包括支援センターが設置され、包括的支援事業や、予防介護事業などがスタートをいたしておりますけれども、現在は、どのような取り組み状況になっているのか、このことについてお聞かせをいただきたいと思えます。

こうした中で、保険料は徴収されながら、ほとんどの介護サービスが受けることができない沖の島では、老人が楽しみにしていたミニデイサービスが、毎週することができなくなっておりますが、沖の島の今後の介護保険法による介護予防事業や、あるいはそれが不可能ならば、福祉による高齢者対策の事業、宿毛市として立ち上げるべきではないかと思えますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

続いて、障害者自立支援法について、お聞きをいたします。

ことしの4月には、障害者の自立支援法が施行されました。今回の法改正は、大幅な改正になり、すぐ近い将来には、介護保険制度に組み入れられることも視野に入っております。

この法律の根本的な目的は、改正の目的は、今までの障害者施設を中心とした障害者支援から、その障害者を地域や職場の中で生活できるように、これを支援しようとする、そういうものではないかと思いますが、その趣旨には納得いくものがありますけれども、例えば、施設入所の現在の軽度の障害者は、新しい認定制度により、施設入所ができなくなる。本人や保護者、そして施設運営者も大変な状態が想定されるなど、この介護自立支援法の急激な政策変更により、市内の障害者福祉政策が混乱する恐れがあります。

今年度中には、宿毛市の障害者福祉計画の策定も義務づけられており、一刻も早く、福祉関係者や関係保護者を含めた協議を進め、障害者自立支援法に対応する対策を立てなければなりません。

現在、どのような取り組み状況になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続いて、農林業の振興における行政の体制について、お伺いをいたします。

宿毛市は、この4月から、従来の土木課、都市建設課、そして農林課、あるいは水産課、この4課を建設課と産業振興課に統合し、産業振興課においては、一次産業部門にそれぞれ係を配置して、その振興策を推進中でございます。

一次産業は、非常に厳しい。しかし、厳しいを繰り返していても、時間の経過とともに、地域はすたれていく一方でございます。

なんとしても、これを超えていかなければなりません。私は、前市長、あるいは前々市長当

時から、宿毛市の一次産業の振興策は、その多くが建設事業に偏ったハード事業で、生産者や地域住民の生産活動を、直接リードするソフト的な政策が欠けていると指摘をしております。

そして、その間、有能な人材の配置や、育成も不十分ではなかったかと思えます。

中西市長になってから、宿毛夢いっぱい会との連携や、中山間地域の保障制度を取り入れるなど、新たな動きが始まっていることは大きな前進だと思いますが、このような地域支援や、生産支援の取り組みを、さらに推し進めることが一次産業や地域の振興に大きなかぎになっているように思います。

そうした点から、専門的な知識と、そして実践の経験のある方。例えば農協や漁協、森林組合を退職されている方、そして今、呼びかけている団塊の世代へのアピール、こういう形の中で、臨時的にこの方々を雇用、あるいは委託をし、デスクワークではなく、実際に生産者と連携をし、行政が積極的に支援できる体制をつくるべきではないでしょうか。

林業と水産関係者によるモイカの産卵場づくりや、芋焼酎の生産、あるいは安全、安心の米づくりなどが始まっております。

こうした分野に、新たな事業展開をしていく。民間の投資を呼びかけた、新たな雇用の場もつくれます。市長の一次産業を振興する構想をお聞かせ願いたいと思います。

続いて、畦畔への除草剤の使用についてでございます。

最近、農業者が耕地の周りに、根まで枯れる除草剤を多用するのを見かけるようになりました。特に、耕地に接する道路や排水路、田の畦に使っているのを見かけます。

ご承知のように、野の土は、雑草の根に包まれ、風雨による土砂の流出を防ぎ、その形状を

保っています。根が枯れてしまうと、土はもろくなり、特にのり面では容易に土砂の流失が始まります。一たん崩れ始めると、雑草の発芽ができなくなり、路肩が崩れたり、畦が軟弱になってきます。

私どもの芳奈地区では、役員会を開き、公共の道路や用排水路には、根枯らしの除草剤は使用しないこと。また、隣地と接する畦には、隣地所有者の同意を得ることとして、区民に周知を図っています。

行政としても、市道ののり面への散布は禁止をとの周知を図ることが必要ではないでしょうか。市と直接かかわらない畦畔や農林道ののり面の散布については、規制はできないと思いますけれども、問題があることを周知する必要があると考えます。市長のお考えをお聞きいたします。

最後に、市内の治水対策についてでございます。

宿毛市には、大雨のときに与市明川流域と中筋川流域の浸水被害が続発しています。いつ発生するかわからない地震や津波対策も大変重要でございますけれども、毎年何回も、そして確実に発生するこの2つの災害については、この議会でも、それぞれ対応を求める質問がなされておりまして、先ほども山本議員からございました。

しかし、この洪水を防止する抜本策については、その計画すらない状態になっております。与市明川流域の洪水は、河川の治水計画、河口の整備方針すら確定しておりません。

この地域には、海の満潮時水位よりも低いところがあり、逆流を防ぐフラップゲートがなければ、満潮時には雨が降らなくても浸水する地域がございます。

仮に満潮時や、それに重なる高潮のときに大降雨があった場合、大きな遊水地が埋められた

今、確実に浸水被害が発生します。

先の3月議会で中平議員も、この問題について熱心に問題点の早期解決に向けて質問をされておりますけれども、与市明川の河口の整備計画も定まらず、駅周辺の排水計画すら結論が出ていないとの答弁に終始をいたしておりました。

抜本的な解決のためには、まず河口整備計画の早期決定が急がれているわけでございますけれども、緊急対応として、1つ提案をしてみたいと思います。

まず、議会でこの与市明川の浸水等の問題のときに、市街地の排水をする宿毛ポンプ場に、その能力に余裕があるとの説明が何回かございました。果たして、そのポンプの稼働状況はどうなっているのか、まずお聞きをいたしてみたいと思います。

もし、仮にここに余力がある、こういうことになっているならば、せつかくの設備でございますので、洪水時にその能力を100パーセント発揮さすべきです。

現在も、洪水時には宿毛ポンプ場に与市明川の水が導水されているわけでございますけれども、さらに与市明川の水を、現在よりもっと多くポンプ場に導くことができ、与市明川下流の浸水を少しでも軽減することにつながると思います。

また、市街地の増水の原因は、潮位とは直接関係しませんが、与市明川の増水は、これと直結しています。市街地の増水は、峠を越えても、与市明川下流はふえ続けることも当然あるはずでございます。

こんなとき、与市明川の水が宿毛ポンプ場に流れ込めば、下流の洪水対策に相当の効果が出るのではないのでしょうか。そのためには、洪水時のポンプ場と与市明川の連結が必要であるわけでございます。この導水路の改修も必要かと思うわけでございますが、市長のお考えをお



聞きいたします。

一方、中筋川流域の浸水は、何度もこの場から、私も具体的な提案もし、何点か対策がとられてきています。

ことし3月に高知新聞にも投稿し、計画を変更し、排水溝にゲートが設置されることになった横瀬川ダムと同じように、中筋川ダムにも排水ゲートへの、排水溝へのゲートの設置を求めたのですが、中筋川総合開発事務所は、中筋川ダムの計画変更については、全く説明をせず、無視し続けております。

中筋川ダムにゲートの設置については、前議会で市長みずから求めたことでもあり、ぜひ強力に関係官庁に要請していただきたいと思えます。

現状の中で、さまざまな調査も行われておりますけれども、洪水の後、ダムの放水を一時的にとめてしまう、この放水ゲートの設置は、非常に大きな下流への効果があると、私は考えております。ぜひともお願いをいたしたいと思えます。

さらに、中筋川の治水計画、これについては、中筋川総合開発事務所に、流域委員会という組織があり、関係住民の意見を取り入れ、ダム建設も含めた総合的な治水事業を諮問、説明しながら実施しているわけですが、以前から、山田地区からは選任されておりますけれども、平田と芳奈には委員がおりません。正確な実態把握のために、この2地区からの選任を求めたいのですが、ぜひ市の行政の方から要望していくよう、求めています。

以上の2点については、文書での申し入れをしていただきたいのですが、市長のお考えをお聞きいたしたいと思えます。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の一般

質問にお答えいたします。

まず、最初にイージス艦の宿毛湾寄港でございしますが、皆様ご存じのとおり、アメリカ海軍のイージス艦が5月24日から27日まで、宿毛湾港に接岸入港いたしました。

高知地元新聞等も、まるで黒船が来たような騒ぎをしたようなことも書かれております。また、宿毛市民の方々が、大変、アメリカの方といいながらも、非常に歓迎をしていただいたということも、新聞等に載っております。

これにつきましては、私はずっと、この宿毛湾港に接岸して、上陸する方については、我々は宿毛市民のお客さんだというふうに認識をしてたわけで、そのような発言もさせてきていただいております。歓迎をしていただいた方々に対して、お礼を申し上げたいと思えます。

沖本議員の方からは、宿毛湾港を戦争のために利用させるんじゃないかと。親善・友好と言いつつも、これは宿毛湾を調査しに来たんじゃないかというふうなお話でございました。

私自身は、そういうふうなことは聞いておりませんし、行政を預かる者としてしましては、想像でものを言うわけにはまいりませんし、マスコミがこういうからこうだろうというふうな話もできませんので、我々は、港湾管理者たる県の方から、また海上保安庁から、これは県の方に来たわけですが、それが親善と休養目的で入港するという事しか聞いておりません。

そういうことでございまして、法にのっとって、これは淡々と、船というものは港に、どの国籍の船でも入れるんだというふうな、これは国際の法がございまして。

そういうことで対応してきたつもりでございます。したがって、戦争のために利用させないとか、させるとか、私が今、ここで言う話はありませんが、私自身は戦争は絶対反対の立場で

ございますし、この日本国の9条も戦争放棄をうたっているということでございますから、これについては堅持をしていただきたいというふうに思っています。

戦争をするかどうかについては、この宿毛市長が言うような話でもないのかなという気はいたしております。

附属的に説明をさせていただきますと、高知県の方から、最初、お話がありましたときは、まだ確定的なものではございませんでして、これが4月28日でございます、私の耳に入ったのは4月28日の金曜日でございます、それ以降、連休ということになりまして、たしか5月8日の日に議会がございまして、議員協議会もございました。

その後での動きが出てきまして、アメリカ海軍の方が宿毛市においでになりまして、そして宿毛湾港への入港ということ、高知県の方から打診も来まして、ぜひお願いしたいというふうな話、ぜひというふうな話はなかったんですが、湾港の入港についてということでございました。

したがって、議員協議会が終わった後で、そういう話がありましたので、8日の夕方、皆さんにこれ、早く知らせなきゃいけないということで、夕方になりましたけど、説明をさせていただいたということでございます。

また、この入港の件につきましては、5月15日の議員協議会でも説明をさせていただいたわけでございます。

そのときに、私自身が拒否をする理由はないというふうなことで、あくる日の新聞記事も出ております。これは、アメリカ海軍の船であろうとこの船であろうと、港湾管理者は、港湾に入ってくる船を差別をしてはいけないという条文がございまして、そういうことで、アメリカ海軍の船であろうと、パス、いわゆる岸壁が

あいている限りは、それを入れざるを得ないというふうな法律でございまして。

そういうことで、最終的に県の方が入港許可権限は宿毛市にありというふうな、大々的な報道をしたわけでございますが、私自身は、今でも港湾管理者たる、これは県にあるというふうに思っております。その権限でございます。

したがって、アメリカ海軍だからいけないというふうなことは申せませんし、法律ののっつて、条例に基づいて、淡々とした手続を進めてきたということでございます。

ということをご理解を願いたい。というのは、例をほかに出して悪いんですが、北朝鮮の船、ただいま拉致問題で非常に国際的な問題にもなっておりますが、ここは国交がございませんが、北朝鮮籍の船も、毎回、日本国の港に入っております。ということで、北朝鮮だから、国交がないからといって、港に船が入っちゃいけないということにはなっておりません。そういうことをご認識を、ぜひお願いしたいと思います。

それから、沖本議員の2番目でございますが、ラッセルの寄港で、県との連携等は問題なかったかということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、私自身は少し、事前協議の問題であるとか、いろいろな問題がありますが、県との連携については、先に少し、我々宿毛湾港に入港させるということ、一応の話が来ておりながら、まず宿毛市に言う前に、マスコミに先にリークさせるというふうなことがございました。多々ございます。

そういったおかげで、我々、慌てる部分も結構ございました。そういうことについては、連携においては、少し落ち度があったかなというふうな気持ちはしております。

問題という部分では、入港が決まってからは、県警の警備であるとか、県の港湾空港局ですか、

そういったところとの打ち合わせ、そして地元の土木事務所との打ち合わせには、市も参加をさせていただいて、警備関係というものをさせていただいたということでございます。

それから、報道関係者が離岸する岸壁に立ち入れなかったというふうな報道、拒否されたというふうな報道がございました。

この出港が早くなった、1日早くなったというのは、私も全然、その中身については聞いておりません。ただ、前の日と申しますか、その未明に風速が21メートルというふうな風が吹いております。防波堤がまだまだ完璧ではございません。そういった意味で、見ましたら、ラッセルのロープというのは、非常に豪華客船なんかのロープより、非常に細いことがわかりました。ロープが切れたということで見ただけでございますけれども、そういったことで、ロープが切れて、ほかの寄港に支障が生じるというふうなことしか聞いておりません。

そこで、報道関係者が岸壁に立ち入りを拒否された。報道ではたしか、後々の方で、宿毛市長が申し入れたけど拒否されたと、そういうふうな文言が載っております。これは全く、私にとっては心外な話でありまして、ゲートが2つありました。第1ゲート、第2ゲート。第2ゲートが岸壁の方といたしますと、私は、着いたときに、もとの陸側のゲート、あそこで報道関係者の方々が中に入れないということで騒いでおりましたので、報道関係の幹事局の方から、艦長への記者会見をどうしてもセットしてくれというふうなことは頼まれました。

そのために、艦長にお会いしまして、地元の新聞記者の人たちが、ぜひ離岸するに当たって、艦長の記者会見を開いてほしいというふうなことを言われておりました。多分、船の責任者は、離岸前には非常に忙しい、そういうことがわかっておりましたが、できるだけ、何と

かお願いできませんかということをお願いしましたら、岸壁のそばのゲートまで入ってきていいよと。そこでの艦長の記者会見を開いていただきました。

そこから中には、報道関係者は入れませんでした。これは、私は、岸壁の中まで入れてくれというお願いは、プレスの関係の方々からは一言も聞いておりません。したがって、それを拒否された。宿毛市長が言っても拒否されたということには、誤りがございます。そのところをご理解願いたいと思います。

私は、記者会見をさせてくれというから、記者会見の間をとりもつただけであって、その岸壁の中まで入れというふうな、入ってやらせてくれというふうな話は聞いておりませんので、会見のセットだけはいたしました。

艦長も、非常にお忙しい中ですが、報道の関係者に対しての記者会見を、その場でしたということでございます。

そういうことで、ご理解願いたいと思います。

それから、経済効果の関係でしたっけ。これは、高知県の港湾局とかが、経済効果を発表しておりましたので、それはそのとおりにかなと。私自身、申しわけございませんが、宿毛市としての経済効果が幾らであったかというものは、実際、把握しておりません。

ただ、金額の問題というよりも、皆さんが上陸して、食事をしたり買い物をしてくれたということは事実としてありますので、それなりの経済効果というものはあったかなと。

よく言われましたように、最初から経済効果をねらって来てくださいといったことではございませんので、経済効果というのは、結果としてあったというふうなことでございます。

それから、次の質問でございます。介護保険法の改正に伴う対応でございますが、議員のご指摘のとおりでございますが、今般の介護保険

制度の改正に伴う介護保険施設からの退所というふうな事例は、生じていないというふうなことを聞いております。

また、要支援とか、要介護度の区分変更につきましては、新たに要支援1、2を設けまして、要介護状態区分を6段階から7段階としまして、効果的な新予防給付の提供を図っているというところでございます。

今年度より、新たに創設されました地域支援事業の1つであります包括的支援事業におきましては、専門職の確保、中立、公正を確保する観点から、宿毛市社会福祉協議会に委託をしまして、次に述べます事業内容を実施しております。

1つ、介護予防ケアマネジメント事業としまして、特定高齢者介護予防事業対象者に対するケアプランの作成。

1つ、地域の高齢者に対する総合的な相談支援事業。1つ、権利擁護事業。1つ、包括的、継続的マネジメント事業である地域の介護支援専門員に対する助言、指導。1つ、その他包括的な支援を行うために、必要と思われることの5項目を、実施をしておるわけでございます。

なお、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として指定を受けておりまして、要支援1、要支援2の認定者に対しまして、介護予防サービス計画を作成して、要介護状態への悪化防止を図っていくというところでございます。

このスタッフとしましては、管理者が1名、看護師1名、ケアマネジャー3名、社会福祉士1名となっております。毎週、保健介護課との検討会を実施する中で、特定高齢者の選定情報とか、包括的支援事業の進行状況の確認及び、その他の情報交換を実施するなど、適宜、連携を図っていくというところでございます。

それから、沖の島における事業展開でござい

ますが、現在、月2回の地域元気クラブ活動事業、これミニデイでございますが、これに加えて、介護予防普及啓発事業の1つでございます健康相談を実施しまして、世話人の協力のもとで、島民の健康チェック、体力測定、簡易な体操、各種ミニ講話や軽食を囲んだ交流会等の実施を計画をしております。

こういった計画の実施に当たりましては、地域の協力は不可欠でございます。世話人となられる方々の組織化、並びに育成も含めまして、協議の上、実施していきたいと、このように考えております。

次に、障害者自立支援法でございます。非常に大幅な改正ということでございまして、身体、知的障害、精神、この3つの障害が1つというふうな形のサービスということになっております。

障害の種別にかかわらず、その障害のある方々が必要とするサービスを、利用できるような仕組みを一元化しまして、施設事業所を再編するということ。

それから、障害のある方々に、身近な市町村が責任を持って、一元的にサービスを提供する。

3番目としまして、サービスを利用する方々も、サービスの利用料と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルールとして、財源を確保しまして、必要なサービスを計画的に充実する。

4番目としまして、就労支援を強化する。

5番目としまして、支給決定の仕組みを透明化、明確化するというふうな内容になっておるわけでございます。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、及び精神保健、及び精神障害者福祉に関する法律等の関連改正等もあることとございます。今後におきましても、障害福祉サービスの充実と、能力や適

正に応じ、自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、必要なサービスの確保に努めてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

続きまして、障害福祉計画の策定状況でございます。障害福祉計画の基本理念といたしましては、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえまして、大きく3項目に分けた内容を盛り込んだ計画を策定したいと、このように考えております。

まず、1つでございますが、障害者の自己決定と自己選択の尊重という項目でございます。ノーマライゼーションの基本理念のもとで、障害の種別、程度を問わず、障害者みずから、その居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としまして、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2つ目、3障害の制度の一元化。身体・知的・精神と、障害種別ごとに分かれておりました制度を一元化することによりまして、立ちおくらせている精神障害者などに対するサービスの充実を図りまして、水準の平準化を図る。

3つ目としまして、地域生活移行や、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備ということで、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった、新たな課題に対応したサービスの提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、身近な地域におけるサービス拠点づくりとか、地域の社会資源を最大限に活用しまして、基盤整備を進める。

障害福祉計画の策定に当たりましては、関係機関、施設職員等の連携を強化しながら、本年度中に策定したいというふうに考えております。

次に、一次産業、農林水産業でございます。

その振興について、どういう思いであるかということでございます。

今の農林水産業を取り巻く環境は、皆さんご存じでございますが、社会情勢が大きく変化しております。国内外の産地間競争の激化、それから農林水産物の価格の低迷等で、後継者、担い手不足、高齢化等が相まって、地域の活力が低下しまして、大変厳しい状況でございます。

そうした中で、本市にとって、重要な一次産業の活力を取り戻すには、振興策の1つの方法として、団塊の世代の方々が、現役を退職される時代でございます。この世代の方々が培ってきた専門的な知識とか、実践経験を生かしまして、生産者と一体となって、生産・流通・販売に取り込むことができれば、宿毛は活性化して、生産性の高い経営指導ができるんじゃないかというふうに考えております。

こういうことで、我々もUターンというものを促しております。ホームページにも、これからいろんな情報をもっと入れながら、やっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことも思っておりますし、第1次産業が、今、先ほど生産・流通・販売というふうなことを申し上げましたが、残念ながら、まだ流通・販売という部門が、非常に宿毛市にとっては弱いというふうに、私自身思っております。

この部分について、少し強化をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうにも思っております。

こういったことから、雇用の方法は別としまして、県の内外を問わず、人材確保に努めます。

そういうことと、生産者との連携がとれて、地域の活性化が図れる、これは支援体制づくりを、今後検討してまいりたいというふうに、私自身思っております。

次に、畦畔への除草剤の使用ということでございます。沖本議員のご指摘のとおりで、いろ

んなことが、地元の方が一番わかっているのではないかなど。畦に除草剤をまけば、弱まるのか、土手もそうなんですけれども、そういったところに根を、根本的に取ってしまうということは、これは農業をされる方、そのものが一番わかったことじゃないかなと思っております。

行政で何らかの対策とれないか、やれというふうなことだろうと思いますが、これ、今、沖本議員が地元の芳奈の地区でやっておられますように、地域の皆さんが、やっぱり管理する施設でございますので、ぜひ皆さんが声を掛け合せて、みんなで申し合わせをしまして、こういう取り組みをしていこうじゃないかというふうなことをしていただくのが、一番いいことではないかなと思います。

また、それがちょっと足りないから、例えば広報等でこういうことを周知しろというふうなことでございましたら、またそういう方法も、考えもさせていただきたいと、このように思います。

次に、市内の洪水対策ということで、与市明川の件でございます。

一番最初に、ポンプの稼働状況につきましてのご質問がございました。これは、後ほど担当課長に数字の件は申し上げさせていただきたいと思っております。

17年度よりの事業が休止になっております与市明川でございます。ことし、高知県は、昨年度もたしか、我々、現場で県の方々と話をしてみたい経緯もございます。ことし、高知県としましては、河川改修の方向性を見出すために、潮位と河川水位との関係、把握のために遊水地に水位計を設置しまして、宿毛湾と遊水地の推移の変動を観測します。

そして、3ポンプ施設、すなわちこれは宿毛廃棄場、宿毛ポンプ場、高砂ポンプ場の稼働状況の把握、洪水時の河川流量の把握について調

査をしまして、与市明川の河川改修の方向性に向けて、調査検討をする話を受けております。

沖本議員のご指摘の、増水した与市明川の水を、もっと流れ込みやすくしまして、宿毛ポンプ場に持って行けというふうなことをするためには、山手幹線、これは市役所の裏の方からサニーマートの宿毛店北側を經由しまして、与市明川へ流れている水路でございまして、これの貝塚入り口に国道バイパスの下にある宿毛ポンプ場への流入口がございまして、この改修が必要になってくるんじゃないかということでございまして、これは、道路管理者が国交省でございまして、ここと協議しながら、改修計画を検討していかなくちゃいけないというふうな思っております。

このばかりじゃなくて、与市明川への流入区域の大部分を占めているのは、やはり錦以西の山岳を含めた流域ですので、根本的な冠水の解消となると、やっぱり与市明川の河川改修が急務というふうなことは認識しております。

今後とも、関係機関に事業の推進について、働きかけをしてまいりたいというふうな思っております。

次に、計画しております横瀬川ダムと同じように、この中筋川ダムへも排水溝へゲートの設置を、文書で申し入れてくれということでございます。

中筋川流域の浸水対策に関しましては、ダムの事前放流であるとか、県管理区間の河床の掘削、それから山田排水施設ポンプの改築などで、当面できることにつきましては、対応させていただいているところでございます。

中筋川ダムへのゲートの設置につきましては、この後の状況も見きわめながら、あわせて検討していただくよう、国に要望してまいりたいというふうに思います。

また、文書でということでございますが、す

ぐに、私ども中村とここでございますので、中村じゃございません、失礼しました。平田でございますので、すぐに事務所へ行って、話ができる体制になっておりますし、また、この洪水対策につきましては、国と県と市の調整会議というものも設けるようにしておりますし、昨年度からこれをやっております。そういったことでの対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、最後でございますが、中筋川流域委員会の委員の中に、平田、芳奈地区からも選任してもらいたいというふうなことでございますし、また、市からも働きかけてほしいということでございますが、これは、いきさつを聞いておりますと、昨年3月7日に第6回の委員会開催の議題の中で、中筋川ダム洪水調節効果について、事務局より説明がありまして、その質疑応答の中で、委員さんより、平田、芳奈地区の区長さんを追加ほしいというふうな要望が出てきております。

事務局からの説明では、その時、この委員会には直轄管理区間ということが明記されているという点と、委員を委嘱するのは、四国地方整備局長でございますので、局の方と相談させていただきたいという回答でございました。

中筋川流域委員会の委員は、住民代表、学識経験者、行政機関からなりまして、中筋川流域に関する地域住民代表につきましては、直轄区域の設立趣旨目的から申し上げまして、地区のバランス等を考慮して、現状ではふやすのは難しいというふうな回答をいただいております。

ことしから中筋川総合開発工事事務所、中村河川国道事務所、高知県、四万十市、宿毛市の行政機関で、中筋川関係工事調整会議を開きまして、工事の調整、問題点の協議を行うことになっておりまして、連携を図りながら、効果的な要望をしてまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） 上下水道課長、10番、沖本議員の一般質問にお答えします。

初の登壇で大変緊張しておりますが、よろしくお願いたします。

宿毛ポンプ場の稼働状況の件ですが、現在、宿毛ポンプ場には、6基のポンプを設置しております。

そのうち、1号基という名称はないのですが、2号基から5号基までの4基が、パイプ径1,200ミリ。これは、毎分202トン排出しております。あと、6基と7基の2基が600で、これが毎分45トンの排出となっております。

稼働状況でございますが、まず、2号基が137時間、それから3号基が145時間、4号基が69時間、5号基が87時間、6号基が68時間、7号基が86時間の実績となっております。

ただ、稼働時間にばらつきがあるのは、内水面の水位の状況によりまして、例えば最初、2号と3号の大きいのと、それから小さいのを回しておいて、それが水位が下がると、一たん、大きいやつ2台を切って、1台だけ、小さいやつだけ回して、それからまた、内水面の水位が上がると、別のポンプをまた稼働すると、そういうような状況になっておりますので、稼働時間が違ってまいります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質問をいたします。

まず、米軍イービス艦の宿毛湾の寄港についてでございます。

市長の方から、いろんな点について、質問について答弁をいただいたわけでございますけれ

ども、私がここで質問をする1つの大きな目的は、やはりこのような、市長が答弁されたような経過等について、市民の皆さんに知っていただきたいということもございまして、一定の、たくさんの項目を用いて質問をしたわけでございます。

その辺のことで、私の想定していたように、いわゆる公的な立場にあるそのところから言えば、反対だとかどうだとか、戦争だとかは言えないと。利用されるだとかどうとかは言えないというふうな答弁があったわけでございますけれども、私も、重ねてその点については、そういうことになるのではないかなというふうに思います。

ただし、今後、宿毛湾がどのような形で、このアメリカ軍、あるいは日米の再編ですね、自衛隊も含めた、こういうのがずっと、日本においても進んでおりますし、世界全体の中で、極東政策等についても、アメリカ軍の再編が進んでいるわけです。

そういう点で、例えば現在、岩国、あそこでは非常に今後、戦闘機がふえるんじゃないかということで、岩国市長を初めとして、住民投票をしたり、いろんな、そういう自治体を中心になって、そのような対応をしている部分もあるわけございまして、そのようなときに、どこでそういう市民の安全、そして地域の振興、そういうところを考えながら判断する、そういう場合が想定されるわけでございますので、そのような点についての市長の考えと申しますか、将来においても、そういう戦争の手段、戦争のためにここを使う。例えばのことですけれども、米軍の基地化であるとか、そういうことについて、今のこの一定の人たちが、申されている方がおられますけれども、宿毛湾港を米軍基地に、あるいはこれからもどんどん寄港を大きくしていただいてというふうな話もあるわけござい

ますが、その寄港については、先ほどの市長の答弁の姿勢の中で想定はできますけれども、今後、そういう基地化の方向というもの、例えば提案をされたり、米軍の方針の中に、そういうことが載せられた場合、どういう対応が、市長として考えられるのか、その辺について、ひとつお答えをいただきたいと思います。

そして、先ほど、いろんな寄港における総括や、問題点等についての質問の中で、ロープが切れたと。ロープが確かに細かったと。それは、その防波堤もまだ建設されていないというふうなことで、そういう係留ロープが切れた原因等について、説明があったわけございまして、このときの瞬間最大風速、確かに市長も言われましたように、26日には東北東の風が、瞬間最大風速21.6メートルを記録しています。24日は、北の風で18.1、25日は、東の風、これで11.5メートル、26はそれ、そして27日は、東北東の風、これも瞬間最大風速20.8メートル、こういう、いわゆる北、東の風が相当吹いていたわけです。

その時に、ロープが切れたということになるわけですが、このことと、防波堤がないということとの関係が、風向きから考え、少し納得がいかない部分がございます。専門家でないので、当然でございますが。

その辺のことについて、防波堤との因果関係が、今回、ロープが切れたことにおいてあるのかなと。波なのか、風なのか、当然、これはそれぞれ関係し合うということも当然でございますけれども、岸壁にとめちよる船に、北や東から風が吹いて、ロープが切れたということですから、防波堤に関して、あるのかなという思いが私にあるんですが、その辺、市長の方から、もう1つお答えをいただいたらというふうに思います。

そして、岸壁にマスコミが、市長が記者会見



等はしたけれども、いわゆる離岸する海側のゲート内には、マスコミ関係者が入れなかったということなんですね。

これは、アメリカ軍の権限が及ぶのは、これは日米安保条約上も、船の中だけでございます。そういう岸壁、日本の領土には、アメリカ軍のそのような占有権というのは及ばないのは当然だと思えますけれども、そこを立ち入りを禁止させたということについて、一般市民とかいうことについては、私はそれぞれの安全性の確保とか、いろんな点で考えられないことはないわけですが、そういう内容を、国民に報道しようとするマスコミ関係者を、入れなかったということについては、先ほど、そのことについての答弁がなかったわけですが、もう一度、市長の方から答弁をいただきたいというふうに思います。

介護保険制度改正による影響でございますけれども、現状、宿毛市からは、施設から出なければならないような方はおられないということで、その辺、安心はいたしているわけですが、今後、この要介護1、2、要支援の方々に対してのケアプラン等を立てていく、地域の包括支援センター、こういうところでの動きが、今から、ことし4月から出発して、実際には6月から具体的な形がスタートするという形でございますけれども、その辺、地域の関係者との連携をとりながら、進めていただきたいと思えます。

それから、沖の島のこの敬老相談という形の中で、沖の島についての対策を強化していただく方向を、検討していただいているということでございます。積極的な、そういう介護保険制度の谷間にある、保険料を払ってもサービスを、そのとおりメニューを受けられないという状況の中で、配慮ある対応を、柔軟性を持った対応を今後、行政の方に求めていきたいと思えます。

障害者自立支援法についてでございますが、私、この通告をしたときには、まだアバウトな形での質問で、通告もし、打ち合わせもしていたわけですが、金曜日、土曜日と広島県の因島に視察に行っていました。

ここでは、いわゆる今回、障害者自立支援法が施行されることを想定をしながら、10年も15年も前から、既にこの障害者の自立、地域における自立、あるいはその生産活動にどんどん入っていくこと。あるいは、グループホームを立ち上げて、施設からそういう障害者を卒業していただいて、いわゆる自立ですから、いつまでも施設におること、そこで固まった、施設に入ったから、もうこの障害者の方は、一生安心だという形ではなくて、施設は自立を促すところであり、そして次にはグループホームや、あるいは自宅での生活ができるような、そういう取り組みが、非常に丁寧な形で、先を見た施策が進んでいます。

そのようなところを見まして、宿毛市は、まだこれから本当にスタートするわけですが、聞くところによると、まだその法律、自立支援法に伴う地域の関係の皆さん方との協議等も、これからだというふうに聞いております。

確かに、宿毛市においても、グループホーム等、全国的な流れの中では、非常に進んだ取り組みしているところもありまして、因島にはひけをとらないような施設の皆さん方や、保護者の皆さん方の動きも、いろんなところであるわけですが、しかし、先ほど、質問にもしましたけれども、その認定区分の中で、今も入所している認定の1、2、3、こういう方々も今、障害者の方で、知的障害者など、皆さん含めておられるんですけれども、施設に。

この方は、確実にその施設から出なければならなくなる。ところが、そういう受け皿が、宿

毛市にはないわけでございます。その辺が、確かに答弁の中では、今後具体的な形で検討するというふうな方向、そういう場も確保していくという姿勢、それも示されましたけれども、まだまだこれは机上のプランでございまして、実際には、これからはそういう地域の関係者の皆さんと、まず話し合いをして、今後、宿毛市のこの障害者福祉、それはどういう形で進めていくか。今までの流れとは、もう少し大きく転換をして、話し合いを進めていく必要があると思います。

このままいけば、何もしない形で支援法が、こういう宿毛市の中に適用されるならば、宿毛市の大きな施設というのは、非常に運営困難になります。ここで働いている皆さん、あるいはそこに入所されている皆さん、こういう方々にとりましても、大変な状況が想定をされます。

ぜひとも、早急にその取り組みを強めていただいて、一体的な障害者が自立していく、障害者が地域で暮らしていける。地域の皆さん方の理解を得ていく、こういう形の流れを、私は加速させていただきたい。今後の取り組みについて、もう少し考えがとおりならば、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

農林業の振興における体制についてでございます。

市長の方から、今後、そういう実践的な、そして地域の知恵と知識と実践のある方々、この人たちに依拠しながら、宿毛市の行政を進め、そしてまた、人材確保にも努めていくという形の答弁がございました。

この辺のところまでは、大体、今までの行政の答弁の、私は範囲内でございまして、もう少し、先ほども提案もさせていただきました。いけないのかどうなのかも含めまして、実際にそういう行政の中に、そういう専門職を持った皆さん方を、臨時雇用まではいかなくても、委託

して、そういう検討する組織をつくるとか、あるいは、嘱託でおくとかいう形で、行政とその生産者、先ほど市長も言われました販売や流通、こういうこととの連携をした、私は人材をきちんと確保して、今後、具体的なプランに基づいて進めていく必要があるんじゃないか。非常に、そういう点では新しい芽が出て来ておりますし、新しい雇用の場をつくることのできるような、私は一次産業における状況も、宿毛市にはあるのではないかとこのように思います。

その辺について、もう一度答弁がいただけたらなというふうに思います。

畦畔への除草剤の使用について、私は市長の言われるとおりでございます。今後、できれば言っていただきましたように、広報等にこういう除草剤の使用については、恐れがありますよということは、広報していただきたいなど。今、使用している皆さん方も、このような除草剤を使えば、これは余りよくないなということは、知って使っているんです。ところが、使わざるを得ないということも、人手不足、なかなか月に2回ほど、畦畔の畦の草を、畦畔の草を刈るには大変な人力も要るわけでございます。そういうところがわかってながらしている部分があるわけですが、しかし、やはりそういうこと自体ができなくなるような、このような除草剤の散布については、やっぱり行政として、ひとつ広報していく方向での検討を言っていたような形で対応していただきたいと思っております。

最後に、市内の治水対策についてでございます。

私が提案した与市明川の、いわゆる、部分的な浸水対策等につきましては、当然、宿毛ポンプ場の容量や、稼働方法等の状況が判明しなければ、空論になるわけでございますが、もし、今後のそういう調査をして、このような形での

対応ができるのであれば、先ほど言ったように、国道下の市街地からの河川と、与市明川との河川との合流域のその改修、その辺が可能であるならば、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

このことは、答弁にもごさいませんでしたけれども、例えば、市街地の洪水と、与市明川の下流の洪水とは、若干、その原因や時間的なものの差も出るわけでごさいまして、市街地の水が減って、ポンプがほとんど稼働、最大限の稼働をしなくても構わないと。まだまだ余力のあるときに、与市明川の下流では、潮位や高潮によって、水位がふえ続けていく。こういうことは当然、想定されます。潮ってというのは、6時間、この大きなピークさえ乗り切れば、与市明川の洪水というのは起こらないわけで、干潮時に、あるいは平常時に、相当の雨が降ったとしても、フラップゲートから流れてしまうわけで、通常の洪水は、あそこは起こりません。

そういう潮によって影響されるわけですから、その潮の潮位を勘案をして、宿毛ポンプ場で与市明川からの水、あるいは増水をして、うまくいけば下流から上流へ、水位差によって吸い込んでいくことも、私は可能ではないかと。

その辺のことについても、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

浸水の被害者というのは、とにかく何センチでも、1センチでも2センチでも、5センチでも、とにかく引いてほしいという願いが、特に住宅浸水等については、床上になるか床下になるか、そういう本当にぎりぎりのところで、大変な状態が生まれているわけでごさいまして、私は、そのような与市明川の水、河川の水を、可能なきにポンプ場に導いていくということは、私はあるときには、相当の効果も発生するのではないかなというふうに思えます。

そのような点を、いろんな形で、その下流の

これからの河口の改修計画ともあわせて、私は検討をしていただけたらなというふうに思いますが、お答えがあればいただきたいと思えます。

最後に、中筋川の対策についてでございますけれども、私が求めていたこの中筋川ダムへのゲートの設置、こういうことについては、まだそういう具体的な形が出ていないということでございますけれども、今までの洪水状況を調査するというので、水位計がここでも設置されて、ダムの放水、あるいは雨量との関係、あるいは内水の水位、いろんな形のデータが蓄積されてきていると思えます。

そのような点で、内水の洪水を軽減をするには、私はこの洪水の後の、大降雨の後の、すぐ後のこのダムからの放水を遮断すること。これはもう、数時間を移行するだけでいいわけでして、こういう形を、結果として出て来るのではないかなと思うんですけれども、その辺のところを、行政としても、先ほど申しました中筋川の工事の関係、調査機関をつくって、協議をしていくということでございますので、そのような点にも注意をいただいて、ぜひともこの横瀬川ダムと同じように、中筋川にもつくっていただきたいと。

私が見た範囲では、横瀬川ダムには、中筋川ダムには放流口が2つあります。ところが、1つは閉じてます、通常は。恐らく、これはゲートが存在するんだと。なかなか湖面の方からはのぞけませんので、わかりませんが、私は、1つはゲートが設置されているのではないかなというふうに思えます。

そういう点から考えれば、もう1つあるこの放流口についても、それほど高くない工事単価で、このゲートは設置できるのではないかなというふうに思えます。

工事事務所は、ダムの放流はその後の大降雨に備えるために、どうしても必要な放流であり

ますので、ご理解をくださいという答弁をしますけれども、では、横瀬川ダムについてはどう考えるのか。何のためにゲートを設置するのか、この辺のことについての答弁は一切ございません。

答弁という形で、私、新聞で求めたわけではございませんが、説明がございません。

その辺も含めまして、やはりこの辺については、強い立場で臨んでいただいて、行政として、対応していただきたいと思っております。

非常に、このことについても、きつい話ばかりするようでございますけれども、私は、これはすべて行政の後押しでございますし、住民のそのような被害から逃れたいという、強い思いを、こういう形で述べさせていただいておりますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

これで、再質問を終わります。

**○議長（岡村佳忠君）** この際、10番沖本年男君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

**○議長（岡村佳忠君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番沖本年男君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

**○市長（中西清二君）** 市長、沖本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つ目は、米海軍ラッセルの入港に関連してでございますが、今後の課題と申しますか、どういった形で宿毛湾が使われていくのかというふうなことが、第1点目にあるかと思っております。

私自身は、これ、宿毛湾港は商港として整備をされているところでございまして、背後で、

今までの議会での答弁なんかにもありますように、地域の振興として、また雇用確保の場として、いわゆる背後地の工業団地でございますね。そういったところは、いわゆる企業誘致を図るべきだということで、進んでおるわけでございます。

ここを即、宿毛湾港軍事基地化だとか、そういうものにはなっていないというふうに、私自身はとらえておりますし、これ、民意に従うという形が一番でございますし、民意は、おまえが託されているんじゃないかということでありましたら、これは商港として、これからの企業誘致に熱心にやっていかなきゃいけない、そういう使い方をしていかなきゃいけない港であるというふうに、私自身は思っております。

ただ、今は企業誘致もありませんし、岸壁があいている。そして大型岸壁であるということでのお話の中での、喫水の深い船が入れるということでございますので、たまたま米海軍が、高知新港へ入れない。ふさがっているからということで、宿毛湾港に来られたのではないかなというふうに、私自身はとらえておりますし、今後、このような船が再々来るのかと申しましたら、それはまだはっきりわかっておりませんし、再々はないんじゃないかと。

ちなみに、2001年からことしまでに、日本のこういった商港、港に米海軍の船が入ってきた回数が、いろんな、日本各地の港ありますが、55回ほど、これは県の方の調査の結果で、55回ほど入港されておるようでございます。

それから、先ほど申しましたように、基地化ということは、まずあり得ないだろうと。また、多分、皆さんもご存じだと思いますけれども、宿毛湾港の背後地、あれぐらいな土地で、例えば防衛庁にしろ、どこかの軍にしろ、そういったものを基地港化にできるような広さでは、なかなかないんじゃないかなというふうな認識も、

私は持っております。

本当に基地にするのであれば、あれの倍以上のものが、私自身は要るんじゃないかなというふうな感覚を持っています。

したがって、宿毛湾港は商港でございます。ということをはっきり申し上げておきたいと思えます。

それから、次に、ロープが切れたということで、離岸したということでございますけれども、防波堤と風の関係でございます。これは、はっきりわかりません。

これ、防波堤があったとしても、まだ168メートルということで、北の風が吹いたとしても、うねりというのがございます。うねりが、岸壁にはね返ってくるとか、これは船から岸壁の方が北側にありますから、そこから北の風が吹けば、船は離れる形でいきますから、はっきり、私は専門家じゃないから申し上げられませんが、そんなことで切れたんじゃないかなという感じはいたします。感じだけで申しわけないんですが。

それから、以前にもやはり、防衛庁の船が来て、私は体験しておりませんが、何か、3回ほどロープが切れたという話も聞いております。

そういったことで、防波堤が原因であるのか、風が原因であるのかというものははっきりわかりませんが、ロープが切れたということは、事実のようでございますし、それ以上のものは、私も船の方から、何も聞いておりません。

それから、岸壁のそばのプレスの方々が、記者会見を艦長に申し入れた場所から、岸壁の中には入れなかったわけでございますが、これ、なぜ入れなかったかという理由については、私も承知をしておりません。

その分まで聞いておりませんので、この弁については、不明でございます。

船が岸壁から離れた時点では、プレスの方々

も中に入って、写真とか撮ってたということでございます。

以上でございます。

それから、介護保険の関係とか、沖の島への対応、障害者自立支援法につきましても、いろいろなお提案、ご指摘もいただきました。これからのこともございますので、ぜひ、市としてもきちんとした対応を図ってまいります。

ぜひ、沖本議員も先ほどの質問の中でおっしゃいましたような形で、お知恵をいろいろ貸していただければ、我々、気づかないところでも、きちんとできてくるのではないかなというふうに思っております。

それから、人材の、一次産業に対する人材の必要性ということは、私自身もわかっておりますが、ただ、雇用という形で、行政の中に入ってくるという形では、今現在、行革をやっておりますして、職員の数も削減しているというふうな状況でございます。

そういった意味で、ぜひこれは行政の中にそういう専門家がいればいいということは、十分認識をしておるわけでございますけれども、今の状況で、さっと入ってください。職員となってくださいということには、なかなかつながらない部分がございますので、これは、県の、四万十の方に、農業の指導関係の機関、それから漁業指導所もございます。

県から企画支援員という方もございます。こういった方々に、ぜひ一緒になって農業、漁業、そして林業の専門家が県におられますから、そういった方々が、この地域に入り込んで、一緒になってやっていただければ、一次産業の振興に、もっと資することができるんじゃないかなというふうな形は思っておるところでございます。

次に、災害の関係、水に浸かるということでございます。与市明川の改修問題もございます。

与市明川の周辺の方々と、そしてまた、平田、山田の地域の方々の浸水が、毎年騒ぎがあるわけでございます。これを黙って、我々、見過ごすわけにはいかないわけでございます、皆さんと一緒に、この浸水対策については、取り組んでいるつもりでございますが、まだまだ費用の面もございまして、足りない部分がございます。

ご提案の部分もございましたので、ぜひ今後、国、県と一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再々質問をいたします。

米軍のイージス艦の寄港に伴う今後の宿毛湾との、利活用との関係等について、市長の方から、宿毛湾は商港であるということで、自分としても、軍港化していくとかいう方向にはならないのではないかという、そういう地理的な、あるいはそういう状況の宿毛湾の構造等の中でも、そういう形を答弁されたわけですが、そういう点、聞きまして、私どももひとつ、安心をしたというところがございます。

その辺での、今後、さらにそれを利活用しないで、本当に商港として、企業誘致をしていくという形になると、なかなか、まだまだ厳しい状況がございますので、行政あるいは関係者、地域の皆さんとも連携をし合った利活用の方向というのを、全力で対応して、議会としても、していかなければいけないんじゃないかなというふうに考えます。

その辺の答弁はありがとうございました。

そして、1点だけちょっと、先ほどの質問で、関係については触れたんですが、ちょっと、わかればお答えをいただきたいのは、その報道関係者が、離岸をするときに、ラッセルが、岸壁

に入って取材をできなかったということについては、先ほど答弁がありましたけれども、その警備といいますか、管理というか、それを米軍がやっていたんじゃないかということが言われているんですよ。

その辺を、事実関係をつかんでいるのであれば、まさにこれは地位協定にも、日米安保条約等の中でも、非常にアメリカ軍が日本の陸地を占有するという形であったとするならば、これは大変な問題であるわけですし、その事実関係、市長の方でつかんでいただきたいし、答弁によっては、今後、そういうことの実事関係の明確にすること、このことを求めたいと思います。

このことは、宿毛市に限ったことではなくて、いわゆる日本の独立とか、そういう大きな問題もはらんでいるやに思うわけですし、その辺の事実関係について、お答えをいただきたいというふうに思います。

経済的な効果について、先の答弁でつかんでないということだったんですけれども、県の試算は、非常に大ざっぱな、宿毛市における経済効果と、宿毛市というか、この寄港したことに伴う経済効果、2,107万と発表していたんですが。

例えば、米兵も1日に1人1万は使うから、延べ500人上陸したので、500万だというふうな試算がありますが、飲食店関係の皆さんにお聞きいたしますと、非常に節約型の兵隊さんであったと。場合によったら、私は1人平均700円ばしか使ってないんじゃないですかと、いう話すら、あるインテビューアーに答えた人が、そういうことを言っていたんで、その辺の真偽、私もわかりませんが、それほどあの米兵が、1回来て1万円を落とすということはなかったという話があります。

しかしまあ、そのほかの点については、さまざまな、この件の中に触れてないところでの、

相乗的な効果もあったことも、また事実であると思いますが、そのような点についても、若干、このところで質問として触れさせていただきたいと思います。

全体として、すべて答弁をいただきました。

その災害を防止する対策等については、今後、なおかつ強力に、行政として推進をしていただきたい。

さっきの何点かだけについて、お答えをいただけたらというふうに思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再々質問にお答えします。

岸壁での関係でございます。

私が見ていた限りの事実では、米軍の方々が岸壁直前では管理を、ゲート管理をしております。

そういう事実には間違いございませんし、だれがやったかというのは、確認そのものはしてませんが、見ている限りでは、米軍の方々がされてたということでございます。

これにつきましては、係留施設の使用許可されたものに対しては、エプロンを含みまして、当該施設の目的の範囲で、排他的、独占的に使用する権利があるということございまして、警備の、大きな範囲の警備はちょっと無理かとは思いますが、その部分で使用許可されたものが、その許可された期間の中で、一定時間、第三者の立ち入り、そういうものを禁止したということであろうかと思えます。

また、ほかの港におきましても、船が入ってきて、そこから入っちゃいけないよという、一般規制というものは、多分にするところがございます。もちろん、外交の船であるとか、そういう部分については、そこから以上、立入禁止というものは、これ、税関等でもやりますし、船の要請があれば、そこで岸壁使用、占用し

ますから、そういう部分ではございます。

そういった形での、米軍が管理をされてたということだと思います。

経済効果につきましても、沖本議員からご発言あったんですけれども、経済効果、私は何円ということは、ちょっとはつきりつかめておりませんが、やはり、多分にもうかった方もいていいんじゃないかなと。

警備の関係で、警察の方々もよそから来ましたし、ホテルも大体、満杯だったようでございますし、また、見学の方々もたくさん、たくさんかどうかは知りませんが、お金を落としていったんじゃないかなというふうなこともございまして、微細にわたった調査、市としてはしていないということでの把握をしてないということございまして、このことを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 時間でございますけれども、米兵が岸壁を管理してたという話を、今、聞いたんですが、それはどういう契約に基づき、日本とアメリカとの関係で、そういう形になったのか、わかっているならばお答えいただきたいし、なければ、ぜひともそれを調査をしていただきたいということで、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） お答えします。

これ、米軍に対する権利じゃございませんで、いわゆる、岸壁の使用許可を下ろしておりますから、その許可をされたものが、排他的な権利を有するということを申し上げております。

よろしいでしょうか。

いわゆる、係留施設を使用許可をしますよね。岸壁の使用許可ありますから、岸壁は、線だけじゃございません、面もございまして、その

部分についての、間に入ってくる権利を行使したと。排他的な権利が生ずるといふうなことでございます。

これは、軍隊というより、いわゆる船を、着岸した船の権利というふうな形でとらえていただければありがたいということでございます。

使用許可は、通常の使用許可として、海事代理店を通じて下ろしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 11番、一般質問を行います。

まず、本市の雇用状況と、雇用促進について、お尋ねをいたします。

本市の雇用と言いますと、まず真っ先に西南中核工業団地がございまして。工業団地が平成元年の3月から稼働するようになって、その後、バブル崩壊やデフレによる景気低迷が長期にわたって、会社経営は未曾有の厳しさの中で、経営の合理化や人員の整理などを行い、経営の安定化を図って、今日の経営形態や雇用状況があると思われまして。

この工業団地をもし誘致していなかったとしたら、本市の雇用状況は、もっと悲惨なものであったと思われまして。

誘致に取り組まれた先人の努力に敬意を表したいと存じます。

この団地の雇用は、当初の計画では、2,500人の就労を計画していたと伺っておりますが、先ほど申しましたように、バブルがはじけ、景気低迷が続く中で、企業進出、これを阻止し、また撤退や倒産などもありまして、現在になっておると思っています。

そんな厳しい状況ながらも、本市の経済や雇用の受け皿として、大変大きな役割を果たしていただいております。

このことは、私も宿毛市にとりまして、大

変ありがたいことで、感謝とともに、今後もさらに進出企業が飛躍、発展するように、期待をいたしておるところであります。

そこでお尋ねいたしますが、この団地の現在の雇用の実態、実数、またそこに勤務されている方々の通っておる場所ですね、住所、そこがどうなっているかについて、まずお伺いしておきます。

また、最近、宿毛市では、就職が一段と厳しくなっております。これは、宿毛市だけではなく、幡多地域全般にいえることでありますが、非常に厳しい状況になっております。

そのあかしとして、私のところにも、失業して生活に困った。これからの生活が心配だという話がよくかかってきます。ほかに適当な勤め口があればいいんですけども、都会のように景気回復が顕著なところとは違っていて、一段と厳しい状況になっておる本市の状況でありますので、仕事がないというのが実態であります。

このままでは、どこか県外に出稼ぎに行かないと生活ができないと、真剣に訴えておるところであります。この現状は、市長も十分に承知だとは思いますが、本市の雇用状況を、市長としてどうとらまえておるのか。さらには、この雇用の今の、失業の実態ですね。そういったことについて、見解を求めておきます。

また、本市の雇用については、農林水産業の盛衰が大きく影響をしておるわけでありまして。先ほど、沖本議員からもお尋ねがありましたけれども、農林水産業、中でも農林、水産、こういったところで分けて、市長の今後の、この振興のビジョンを示していただきたいと思っております。

続いて、宿毛湾港の整備と利活用について、お伺いをいたします。

宿毛市が生んだ偉人、竹内明太郎公に係る小松製作所と、宿毛市との人的交流が、早稲田大学を介して始まり、そのつながりと交流が



深まっております。大変好ましいことだと思っております。

その先頭に立って、積極的に企業と接触し、交流の機会をつくっておられる市長の行動力、政治姿勢に敬意を表したいと存じます。

小松製作所は、昨年、市長も、私たち自民党議員団も視察をし、あるいは陳情して、接触をしてみいました。

その中で、宿毛湾港を海外への輸出基地として検討してみたいと、栗津工場長、高橋工場長が、少し希望の持てるような話をいただきました。

私たちは、このことをぜひ、検討していただくよう、強くお願いをしてみいったところですが、その後、多分、検討はされておると思うんですが、市長がどういう状況になっておるのか、わかっておる範囲でお答えを願いたいと思います。

また、本年になってから、トヨタ自動車の関係者が宿毛湾港を視察するというような話をお聞きしました。

この視察には、おいでになったのかどうか。おいでになったとしたら、いつおいでになって、どのような話であったのかについても、お答えを願います。

また、同社が宿毛市へ企業進出を考えているとかのうわさなども、よく聞かれるわけですが、この企業進出等についても、市長がわかっておるところで、お答えを願いたいと思います。

さらに、宿毛湾港の背後地へ、数年前から進出するとうわさのあった企業ですね。これは県も非常に力を入れておったわけですが、この企業の進出計画、これがどうなっているのかについてもお尋ねをいたします。

先般、アメリカ艦船のイージス艦「ラッセル」が宿毛へまいりました。先ほどはこのこと

について沖本議員からも質問があり、話をされましたが、私どもは、また少し観点を変えて話をさせていただきますが。

これ、あのプレス発表が急遽行われるということで、私たち議員には、先ほど市長も申されておりましたが、5月8日の臨時会の終了後の懇親会の席上で、私どもはこのことを報告を受けました。

そして、あくる日の5月9日には、高知新聞の朝刊で、大きく報道されました。テレビや新聞を通して、知事談話や市長のコメントが報じられましたけれども、市長のコメントは、非常に明快で、非常にわかりよいものでありました。

先ほども明快な答えをされておりましたけれども、まことに我々にはわかりよいものでありまして、支持をしておるところであります。

少し心配もしていましたが、大した混乱もなく、と申し上げたいと思います。多少のことはあったんですね。

そんな状況の中で、イージス艦「ラッセル」の入港を歓迎しようとする方たちは、乗組員たち、親善でありますから、休養と親善ということでもありますから、どう歓迎すればよいかについて、話し合いをもちました。

話し合いの結果は、夜店を出して、祭形式で歓迎しようと、こういうことで意見がまとまり、急遽、実行委員会を立ち上げて、真丁の小野梓公園をお祭り場として、関係者のボランティアであわただしく準備をして、イベントを開催をいたしました。

初めて行った今回の歓迎の行事は、大変盛り上がり、歌や踊り、市民も米軍も心を1つにして、交流していた姿は爽快でした。

郷土芸能の披露では、片島の獅子舞、そしていごっそ太鼓と、その歓迎振りに、その醍醐味に堪能をされていたと思います。

そのときの様子を、ここに私が冊子として持

っていますが、大変友好的なムードで、交流している姿が印象的であります。

これはまた、事務局の方に置いておきますので、目を通したい方があったら目を通していただきたいと思います。

そんなイージス艦の入港時には、歓迎の行事が開催される一方で、反対の集会も開かれておりました。宿毛市では珍しい光景ですね。

それぞれの立場の違い、こういうものが如実にあらわれておると。これも仕方のないことかなと思っております。

その日の食事会の席上で、実はこのイージス艦「ラッセル」の艦長であるジェームス・W・キルビー中佐は、感想として、このように友好的に歓迎してくれたことは、いろいろな、22カ国言いましたか、そういうところへ入港してきたけれども、これほど歓迎されたことはない。宿毛の皆さんの歓迎の姿勢に、感謝の言葉を述べられておりました。

できればまた、宿毛へ寄港したいと、友好的な発言もされておられました。

ただ、この時に言われたことは、宿毛湾港へ着岸するとき、水深の浅いところがある。これは10.5メートルだと思うんですが、その場所があって、そこをよけて着岸しなければならなかった。宿毛湾港の不備な点を、ほんの少し指摘をしておりました。

そして、水深が13メートルになれば、ベリーグッドだ、こうおっしゃっておりました。

これは、イージス艦「ラッセル」だけではなくて、豪華客船、先日も入ってまいりましたが、「ぱしふいっくびいなす」や、「につぼん丸」や、そのほかの大型船にもいえることであろうと思います。

入港着岸時には、船底を傷つけない水深を確保し、防波堤が予定どおり完成すれば、もっと宿毛湾の利活用は増加すると思います。

この湾港を開設した成果が、そこに明確になると思うわけであります。海底の掘削や、防波堤の延長等については、市長は、常に国土交通省や、いろいろな関係のところに陳情されておりますけれども、この今の状況の中で、これがどうなっていくのか、今後の見通し等についても、この掘削も含めて、お答えを願いたいと思います。

また、イージス艦が入港時には、先ほども沖本議員からも言われましたが、2,100万円の経済効果があったというのは、6月6日の高知新聞で掲載されておりました。

市長は、検証も十分にしていなくてあります。また、沖本議員によると、700円ばかり使わなかったとか、いろいろ言っておりましたけれども、これについて、検証しなくても、もっと市長が答えられる部分がありましたら、これもコメントしていただきたいと思えます。

続いて、若者の定住対策について、お尋ねをいたします。

田舎で育った有能な人材が、成人したら都会で就職して帰らない。都会は大企業や中小企業、ひしめき合って、競い合っております。多くの人材を求めておるわけでありまして、当然、この地域で育った有能な若者が、そんなところへ就職して帰らない、これは当たり前であります。

そんな彼らは、決して田舎がいやだということではないと思います。しかし、ふるさとへ帰っても働く場所がない、そういうようなことではないかと思えます。

このように、生まれて成人になるまで、時間をかけて、家庭、地域、学校、行政も一体となって、大切に育成した優秀な人材、こういう人材がこの地域へ帰ってくれるような、そういう対応が必要ではないかと思うわけであります。

したがって、都会と田舎の格差は一段と広が

っているというのは、人材の差もあろうかと思  
います。

今日の都会では、デフレ脱却、景気回復とい  
って、大企業や大手銀行は、未曾有の利益を上  
げていると報道されています。いいことですが、  
我々、この地域の現状を考えますと、少し腹が  
たつような気もいたします。

そのような都会の好景気とは対照的に、私た  
ちの住むこの過疎の町は、職員の賃金カットだ  
の、執行部や議員の報酬の削減、こういったよ  
うなことが、現在、行われております。

また、事業の倒産、そして先ほども言いまし  
た失業、景気のよい話はほとんど聞くことがあ  
りません。ますます不景気になっているような  
気がします。

先日の自民党の国会議員、県会議員等々、意  
見交換もしてまいりましたが、その席上でも、  
こういう厳しい状況というのを、どこの地域の  
方々も申しておりますし、訴えておるところで  
ございます。

現実には、そのような経済財政状況ではないで  
しょうか。このままでは、この地域の端々の集  
落は、近い将来、消滅、そんなようなことを大  
変心配をしておるものであります。

そのような形になりますと、宿毛市の人口も  
減少し、財政もさらに悪化していくと思います。  
困ったことですがけれども、各地域の現状を見ま  
すと、どうもそうになっていきそうであります。

高齢者の比率は、ますます高くなっています  
し、若者が少ないので、結婚もしない。子ども  
も産まれません。学校も生徒もいなくなり、存  
続できなくなるような状況が生じています。

このような現象がいつまで続くのでしょうか、  
心配でなりません。市長、ここらあたりで何か  
手を打たなければならないと思いますが、市長  
の考え方、こういったものについて、市長の考  
えをお聞きしたいと思います。

さらに、人口減少への歯どめ、これは当然、  
いろいろな手だてもあろうかと思えますけれど  
も、政策というんですか、市長のその政策につ  
いてもお伺いをしておきます。

続いて、地震、津波対策について、質問をい  
たします。

けさ、5時1分ですか、ちょうどまだ寝てお  
ったわけでありましてけれども、地震がゆって、  
びっくりして起きた。これは大地震になるん  
ではないかというほど、時間が結構あったと思  
います。

いつ飛び出ようかと思ひながら、布団をはぐ  
ったというような状況でありますけれども、非  
常に、テレビを見ますと大きい地震というん  
で、最近では珍しい大きい地震、震度4とい  
うことでありましたけれども。非常に心配をし  
たところであります。

そういう地震、もっと大きい、5とか6とか、  
家や建物が倒壊する、そういうことが、近い将  
来、必ず起こるといって、警鐘を鳴らして、こ  
の地震、津波情報を出しております。

本当にいつ来るかわからない地震、津波なが  
ですね。市長としたら、きょうこの場で起こる  
かもしれない地震、もし起こったら、この地域  
は大津波に見舞われるといわれております。海  
岸沿いの集落は壊滅状態になるかもしれないと、  
心配しながらも、けれども何となく、大変なよ  
うに受け取れない。落ち着いておるような気が  
しております。

なぜそんなに、皆さん落ち着いているんだろ  
うと言いたくなります。しかし、いや、それは  
落ち着いているのではなくて、実は、いつ来る  
かわからないので仕方がないと。来たら来た  
ときのことよと開き直っているのではないかと、  
私は思っております。

地震、津波対策を本格的に行えば、膨大なお  
金が必要です。昨日も、このことについて少し

尋ねましたけれども、どうもこの地域、南海地震の方は、東海地震とか、ああいうところが優先をして、3番目に位置づけられておるとか、国の方では。そんな話も聞きましたけれども、実際の、高知県や本市の財政規模では、まず対応することは不可能だと思います。これは仕方がないから、地震が起こったら、津波が来るまでに、少しでも早く、最寄の安全な場所へ、自分の判断で逃げてくださいと言うしかないのだと思います。私どももそうっております。

そんなことを言いながら、地震が起こったら、津波が来たら、多数の犠牲者が出るとシミュレーションしているのです。

どなたが犠牲になるかわかりませんが、確実に犠牲者が出るといわれております。世界各地で発生している悲惨な地震、津波も、大変大きな犠牲者を出していますし、膨大な損失、損害をしていることは、報道等を通して確認済みであります。

したがって、この地域に住む私たちは、いつもそんな危険にさらされているのです。私は夜も眠れません、と言いたいくらいです。

国も被害を最小限に防ぐため、情報を提供し、安心、安全の方法をどうすればいいか、提供をしています。

けれど、本当にこれでいいんでしょうか。大丈夫なんでしょうか。私は、これではいかんと。これは大変なことだと思っております。

そんなことを思うのは、私だけではないと思います。このことは、お金がないから仕方がないで済ませることではないのではないのか。

国は、国民の安心、安全のためにあるとしたら、もっとこのことに力を入れるべきではないかと思えます。地震が発生し、津波が来て、多くの犠牲者が出てから、復興に力を入れる前に、安全対策を優先すべきではないかと考えますが、市長の考えをお聞かせ願います。

そして、国に対しては、この地震、津波対策、もっと思い切った予算をつけて、そういう危険性のある場所に配分すべきであろうと、私は思っております。そういう陳情、あるいはそういうことのお願いうんですか、意見書ですか、そういったことも含め、市長会や議長会に、ぜひ提案をして、こういうことの実現を図っていただきたいと思いますが、市長の考えをお聞かせ願います。

続いて、教育現場の実態と、青少年の健全育成について、お尋ねをいたします。教育長にお尋ねをいたします。

最近の情報として、通学路で不審者が出没して、子どもたちが心配だという話をよく聞きます。こんな状況、教育委員会はそういう情報を承知しておるかどうかについて、まずお伺いしておきたいと思えます。

また、していれば、どのような対処をしているかについてお尋ねをいたします。

また、ストーカー行為ではないかといわれる出来事もあると聞きます。実際に、そういうことがあるということで、実際、同僚議員からも、この質問の中で、そのことをきちっと問うようにと言われておるわけでありましたが、教育委員会として、そういった実態について、多分、把握もされているだろうと思うんですが、ぜひ、できていけば、そのことについてもお答えを願います。そして、どのような対処をされているかについても、お尋ねをしておきます。

我が国の青少年の動向を見聞しますと、毎日のように、テレビや新聞で痛ましい出来事が報道されています。中学生が親を、親が児童生徒を刺した、なぐった、殺したといった事件や、小学生や保育園児が連れ去られて、殺害されるなど、そのほかにも、なぜと耳を疑いたくなるような事件が後を絶ちません。

そんな痛ましい事件が毎日報道されています。

そんな事件や事故の心配は、宿毛市の教育現場には、どうですか、ございませんか。まずこれを伺っておきます。

ここ数年来の犯罪白書によりますと、青少年による小中高校生も含むわけですが、万引きなど、軽犯罪が依然として高い数字を示しているといわれています。たばこ、シンナーの吸引、麻薬、覚せい剤の濫用、最近は錠剤の物が高い伸びを示しているともいわれています。性行為を遊び感覚で楽しんでいる等もいわれています。

夜回り先生でおなじみの水谷 修先生の講演を聞きますと、「へえ、本当」とびっくりするような話をされます。

先生の話は、真夜中の夜の町に、直接自分が出て行って、徘徊する若者と直接接触られて、実際にあったことを話すのですから、より真実味が伝わってきます。

その先生の講演によりますと、たばこ、シンナー、麻薬、覚せい剤、性行為が氾濫し、子どもたちがその中で喘いでいると言います。先生は、そんな子どもたちと向かい合い、話し合い、体を張って更生させることを仕事としている方です。

その先生は、日本中の子どもたちが、どこでもそんな危険にさらされているのだと言っていますが、宿毛市の実態はどうでしょうか。現状について、話せる範囲で答弁してください。

そんな恐ろしい出来事が、この日本のどこかで、毎日のように起こっていることは、先にも述べたとおりですが、その要因の1つに、家庭教育の崩壊が上げられます。宿毛市の児童生徒の家庭環境の実態は、どうなっていますか。宿毛市は、そういう面では大丈夫でしょうか。教育長の答弁を求めます。

また、学校やPTA等で、家・学・社連携、家庭、学校、社会ということですが、これが一体となって、国の宝である児童生徒を健

全に育成しようと、随分時間を要してまいりました。その取り組みの成果について、分析されておるとすればお伺いしておきます。

基礎的生活習慣、つまり、1日の生活実態、とりわけ食の問題、これも大丈夫でしょうか。朝食をとらないで学校に行く、こんなことはもう、いつも言われておるわけですが、やはり朝食をとらないということは、一番子どもたちの生活については、乱れるもとになっております。こういったことについて、どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

また、最近の保護者の中には、子どもをどのように育てればいいのかかわからず、育児ノイローゼになっているものがあると聞きます。宿毛市の状況はどうなっているのか。また、このような保護者の指導はどうされているかについて、お伺いをいたします。

続いて、教育環境の整備について、質問をいたします。

学校施設の整備については、随分以前から、建てかえや改善について、議論をしております。

建てかえが必要な学校として、小筑紫小学校が位置づけられて、建てかえの準備までして、場所選定までに至った経過がありますが、その後、国体の開催などで中断して、今日に至っております。もうそろそろ建てかえの話があつていいのではないかと考えますが、教育委員会として、どのような計画になっているのか、説明をお願いいたします。

それから、小筑紫小学校だけではなくて、建設年度の古い学校、耐震構造の弱いところについて、今後どうしようとしているのかについて、考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

また、学校内の施設の整備については、各学校から要望を聞いて、随時整備をしているということは承知しております。また、同僚議員からも、いつもこの質問がされておりますけれど

も、十分な対応になっているのかどうか。もう間もなく、梅雨に入ります。雨漏りの学校は、その後、整備されたでしょうか。その実態について報告を願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西郷議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、最初は雇用状況の関係でございます。

工業団地の雇用状況でございます。新たな就業機会の創出と、所得向上を図るために整備されました高知西南中核工業団地でございますが、まことに厳しい経済状況でございますが、雇用確保など、宿毛市の経済に多大な貢献をさせていただいているところでございます。

ここの高知西南中核工業団地の従業員数でございますが、平成9年の1,252名がピークでございまして、平成16年が817名まで減りました。

しかし、現在、18年の4月3日現在でございますが、ここでは838名というふうに、少し持ち直しているかなというふうなところが見えます。

これには、パート労働者とか、契約社員数については、調査を実施しておりません。生産拠点の海外シフトとか、産業構造の変化に伴いまして、雇用形態に占める割合が、全国の傾向と同様に増加しているんじゃないかなというふうには思っております。

次に、高知西南中核工業団地におけます地域別の従業員数でございます。総数、先ほど申し上げました838名のうち、本市の住所を有している者が56.2パーセントの471名でございます。続いて、四万十市の方が24.9パーセント、209名、大月町が7.0パーセント、59名、三原村が2.7パーセント、23名、愛南町が3.2パーセント、27名、黒潮

町が2.9パーセント、24名、土佐清水市が2.3パーセント、19名、その他で0.7パーセント、6名というふうな地域別の従業員数になっております。

その関係での地域別の、西郷議員の失業者数でございますが、これについては、四万十公共職業安定所に確認いたしました。ちょっと、市町村単位での調査、失業率については調査をしていないということでございまして、全国の失業者数が、平成18年1月現在で4.5パーセントというふうな数字になっております。

非常に、この雇用対策については、非常に難しい問題でございます。都会は好景気だというふうな話をたくさん聞いておるんですが、なかなか、悪い景気はすぐ来るんですけども、なかなか、いい景気はすぐ来ないというのがこの実情でございます。

特に、高知県は特にでございますが、中でも特に、西南地域は非常に厳しい雇用情勢にあるというふうに思っております。市としても、可能な限り、雇用を促進するための対策を講じなきゃいけないというふうに思っております。

西南中核工業団地、先ほどの沖本議員との話の中にありましたけれども、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致というふうな形での雇用の創出と、求人情報の提供は、実施をしておるわけでございます。

なかなか企業誘致につきましては、外国の安い労働力で工場が建つというふうなこともございまして、誘致につきましては、なかなか進んでいないのが実情でございます。

あと、15年の通常国会におきましては、職業安定法が改正されまして、平成16年3月1日から、地方公共団体におきましても、無料職業紹介事業ができるようになっております。そういったところで、16年度から四万十公共職業安定所、高知県、四万十市、土佐清水市、中

村商工会議所、宿毛商工会議所、土佐清水商工会議所とともに、就職促進のために、年1回の就職面接会を実施しているというふうな状況でございます。

なかなか、実をまだ結んでおりませんが、企業誘致による雇用促進、それから、そういったものを積極的に努力していかなきゃいけないということと、求人情報を提供して、雇用対策の充実を図らなきゃいけない、この2本をきちんとやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

もう1つ、農林水産業の振興というふうな形のものもございました。先ほどの沖本議員への答弁と重複する箇所もあるかもしれませんが、非常に厳しい状況に置かれております本市の基幹産業でございます農林水産業、これを発展させて、雇用の場を確保していく、これに就業をしていただく方が必要なんじゃないかなというふうには思っております。

所得向上というものが不可欠でございますし、魅力とやりがいのあるものとする必要があるんじゃないかなと思っております。

そのためには、どうするかということが問題でございますが、農林水産業の効率的な、かつ安定的な経営改善の取り組みを支援すること。それから、先ほど、人材のことも出ておりました、人材とか蓄積された知識であるとか、技術、地域資源を効果的に活用しまして、今後、取り組みがちょっと弱かった、効率的な販売網の確立とか、二次加工できるような仕組みをつくる必要があるんじゃないかなというふうに、私自身思っております。

後継者とか、担い手不足の解消を図るための各種の制度事業というものも、導入することによりまして、雇用の場を確保して、生産性の高い、農林水産業の振興を図るべきではないかなというふうに思っております。

次に、先ほどのお話とも関連をするわけですが、宿毛湾港への、まず1点目が小松製作所の話が出ておりました。なかなか厳しい状況でございまして、昨年3月9日の梓会主催の梓立祭に、小松製作所の会長がここにお見えになられまして、情報交換を重ねてまいったわけでございます。

昨年、私自身も小松製作所の創業者、竹内明太郎公の顕彰する行事が小松市でございまして、遊泉寺銅山記念式典というものがありました。これに出席をしまして、小松製作所を通じまして、小松市の市長さんにもお会いしました。関係機関の方々とも話し合うことができました。

そしてまた、先ほど西郷議員もおっしゃいましたように、当市の市議会議員さん、そしてまた、小松市の市議会議員さん、議員団の相互訪問というものも実現しておりますし、小松の商工会議所が、本市を訪れまして、本市の商工会議所と意見交換会を行ったりをしております。

ことしの梓立祭には、先ほど、西郷議員おっしゃいました小松製作所栗津工場、これがもう、本当の、本来の小松製作所の工場でございますが、工場長がお見えになりまして、交流を深めていっているところでございます。

先ほどの、具体的に小松製作所が海外進出の中継基地として、宿毛湾港ということで、我々もお話をしたわけですが、正直のところ、まだ前へ進んでおりません。これは、小松製作所の何らかをつくる場合には、いろんな下請がありまして、そういった下請の方々の工場も、全部こっちへ持ってこなきゃいけない、そういうふうなことがございまして、非常に地元調整というものがいるだろうということもございます。

新たな製品をつくれればいいんじゃないかなという気持ちもあるかもしれませんが、なかなかそこまで前へ進んでおりません。

ただ、私、会長とお話しましたときには、この宿毛湾港は使えるというふうなこともおっしゃっておいりましたので、ぜひ、小松製作所も何らかの子会社等もごございますし、そういったところの進出できやすい企業、そういったものを、ぜひ宿毛湾港活用のために使っていただきたいということは、申し入れをして別れております。

今後とも、小松市との交流も含めまして、小松製作所と友好関係を結んで、できましたら誘致につながればというふうなことを思っております。

次に、トヨタ自動車の宿毛湾港工業流通団地の視察でございます。これを報告いたしますと、視察が、ことしの3月19日に、トヨタ自動車の専務さんがお見えになりまして、そのほかの方もお見えになったんですが、関係者に現地を見ていただいて、説明をしました。

この席には、行政の方と商工会議所の会頭以下の方々もお見えになりまして、一緒にトヨタ自動車及びグループ、それから関連企業の進出につきまして、検討をいただいたわけでございます。

私も自動車の、例えばリサイクル工場とかの提案もしたわけでございますが、後に文書をいただきまして、現時点では、残念ながらございますが、新たな利用の計画、必要性が、今のところないと。しかし、将来的な事業展開の中で、土地利用の必要性が生じた場合、候補地の1つとして、再検討させていただきたいと、このような報告を、専務さんの方から文書でいただいております。

今後とも、こういった関連会社というものが大企業にあるわけでございますので、そういった企業誘致に向けて、宿毛湾港の売りをしていきたいというふうに思っております。

次に、もう1つ、進出計画のあった企業でございますが、これは、県外の外資系の会社でござ

いますが、この会社につきまして、宿毛市への進出確認をいたしました。そのときに、日本での製造拠点を考えましたときには、宿毛は最適地であるというふうな考えには変わらないところでございます。

ですが、まだ進出には至っていないというところで、今後も高知県と一緒に、誘致に向けて積極的な活動をしてまいります。

次に、「ラッセル」の関係のことから派生でございますが、宿毛湾港の泊地のしゅんせつと、防波堤の建設見通しということによろしゅうございましょうか。

これは、平成12年12月から供用開始しております宿毛湾港池島地区の港内の静穏度を測るために、第一防波堤が、ただいま平成17年度までにケーソン12函、延長168メートルの整備が実施されております。

今後、この300メートル分への早期完成に向けまして、関係機関にずっと、強く要望しております。

また、泊地しゅんせつ、マイナス10メートル、これ、まだマイナス10メートルの部分がございまして、ここは岩盤でございまして、非常に固いというところで、ちょっと暫定供用開始ということで、しゅんせつが残されているようでございます。

水深の深い船がたびたび入るようであれば、泊地しゅんせつを、まず先にやってもらわなきゃいけないというふうに思っているわけでございます。

それともう1つ、計画されております第2防波堤、これも300メートル近くあるわけですが、ただいまの第1防波堤は、県の事業としてやっております。この第2防波堤は、県でするのか、国でするのか、そこら辺はまだはっきりしてないところがございまして、この第2防波堤ができることによって、マイナス7.5メー



トル、マイナス13メートルの岸壁の静穏度が格段に高まると思います。

この静穏度が高まるということは、背後の工業団地への企業誘致に、非常に重要な要素でございます。企業誘致が先か、整備が先かというふうに申されますが、この宿毛湾港は、まず、防波堤と岸壁があって、初めて機能する港というふうに、私、認識しております。

したがって、やはり基盤というものがきちんと整備されないと、船も静穏度が確保されないと、なかなか入ってこないというふうなことがあって、この部分も企業誘致に、ひとつ支障になっているのではないかなど、こんなふうな思いを持っておりますので、ぜひ、せめてこの最初の防波堤の300メートル分だけでも、早急にやっていただきたいというふうな思いを持っております。

ぜひ、県とか国に対しても、要望を強くもって行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、イージス艦「ラッセル」の経済効果でございます。なかなか、先ほど話したとおりでございますが、なかなか、これがこうしてこうなったから、こうだという話が、分析ができておりません。宿毛市民の方々が、皆さん、肌で感じている部分が検証ではないかなというふうに思っていますので、この辺については、御勘弁を願いたいと思います。

それから、地震、津波対策でございます。西郷議員から、地震が発生して津波が来て、多くの犠牲者を出してから復興に力を入れる前に、安全対策を優先すべきではないか。国に対して、地震、津波対策より、もっと思い切った予算を計上すべきではないかと。これはもう、西郷議員のおっしゃるとおりでございますが、我々も、その観点から、国に対してもお願いをしているし、また、大きな、今の状況で地震、けさみた

いな地震が起これば、津波が来るかどうか、聞く前に逃げろということをお知らせを得ない状況でございます。

本当に、南海地震が30年以内に、50パーセントの確率といわれておりますので、非常にこれは危険な状態だということを、市民の皆様にも、ぜひこれは認識をしておいていただきたい。

先ほどから、西郷議員のご質問の中にも、みんなゆったりしているねというふうなお話がありました。災害は起こらないと、なかなか緊急に動かないというふうなところがございまして、やはり皆さんがこういう認識を持っていただくことが、非常に大切なんじゃないかなど。

お金がないから、やれんじゃ困るというお話もありまして、これ、そのとおりだと思いますが、やはり、ないものは、ちょっと振れない部分がございます。振れないまでも、少しはソフト関係でもやらなきゃいけないというふうに私自身は思っておりますし、市民の皆様が協力をしていただいて、そういう地震対策、津波対策というものをやっつけていかなきゃいけない。

これまでも、避難道の整備であるとか、ハザードマップの作成だとか、そしてまた、皆さんで自主防災組織を立ち上げていただいております。

ちょっと、自主防災組織の設立について、津波が来るからといって、まず海岸線が先に、自主防災組織ができておるわけなんですけど、これは、少し訂正していただきたいのは、津波が来る前に地震が来ますと、いうことを市民の皆様はぜひ認識をしておいていただきたい。

おれんところは山の方だから、津波来ないから大丈夫だといわないで、地震が起きて家屋倒壊とか、道路寸断とか、水道寸断とか、そういうものが予想されるわけでございます。そういったときに、山の方の方でも、自主防災組織を立

ち上げて、皆さんで助け合いをしていただきたい。

もちろん、海の方の方々は、その次に来る津波というものは、もっと大きな災害になろうかと思っておりますので、これは皆さん、ぜひ、皆さんみんなで取り組んでいかなきゃいけない問題じゃないかなというふうに、私自身思っております。

西郷議員ご指摘のとおり、国の支援というものは、やっぱりこれ、国土でございますので、国民と国土を守るということでは、国の支援というものは欠かせないものでございます。ぜひ、我々も、今までも市長会の中で、特に高知県は各沿岸市でございますので、みんなそういう危機感を持った首長さんばかりでございますして、議長会でも要望があるというふうに聞いております。

我々も、市長会の中でも、この津波地震対策については要望活動をしております。また、皆様方から大きな声も出していただいて、我々の後押しをぜひしていただきたい、このように思っているわけでございます。

次に、雇用状況、雇用関係でございます。これは先ほどでございます。

1つ抜けておりました、申しわけございません。

若者の定住対策でございますが、なかなか、非常に難しい問題でございます。はっきり、これとって、これをやれば若者が定住するということは、なかなか難しいんじゃないかなと、私、思っておりますが、非常に、企業を取り巻く環境は、非常に厳しいということでございます。

既存企業の多くは、人的な確保と人件費の削減の両立を図るために、先ほどの雇用状況も申し上げましたように、契約社員とかパート労働者、いうふうな形の比重を、結構増加させてお

りまして、若者の就労先がなかなか確保できないというのが、実情でございます。

新たな雇用機会の創出というものが、やっぱり必要でして、先ほどから申し上げますように、工業流通団地、それから西南中核工業団地、こういったところへの企業誘致が進まないと、なかなか入ってこれないんじゃないかなというふうなことを思っております。

次に、人口減少対策、これも非常に難しい問題でございますして、少子高齢化が日本の中心部でなくて、田舎の方はこれ、全部、どこも少子高齢化に悩んでいるところでございまして、政府の方でも、少子化対策どうするかというふうなことで、なかなか正しい答えといいますか、そういうものができてきてないというふうにとらえております。

我々としましては、非常に人口減少対策は最重要課題ではないかなと。人口が減るということは、体力が落ちるということでございますので、やはりいろいろな方策、働き場所をきちんと、やっぱり確保しなきゃいけないということ。

それから、若者がどうしていなくなるかというのが、1つにはやはり、一番基盤整備というものが、ここはおくれております。皆さんご存じのように、道路が一番、高知から一番遠いところにある。これは土佐清水も一緒ですけども、そういった基盤をきちんとできてないから、どうしても不便である。人間は便利さをもうけていきますから、どうしても便利などこ、便利などこへ行ってしまう。

ただ、そればかりじゃないよというふうな教育も、やっぱりしていかなきゃいけないんじゃないか。教育の問題も先ほど、西郷議員お話をしておりましたけれども、やはり道徳観とか倫理観とか、徳育、知育、体育ですか、そういったものをきちんと教えていくということも大切なんじゃないか。

我々は、不便さはありますが、豊かな自然と豊かな心を持った方々は、宿毛市にはたくさんおられます。そういったことを、やっぱり若者にも教えていくということが大切なことじゃないかなと思います。

お答えになったかどうか、ちょっとわかりませんが、非常に雇用の問題、若者対策、少子化対策というものは、非常に言葉では一言で言えますけれども、難しい問題でございまして、抜本的に、これをやればすぐこうなるというものが、なかなかないものですから、いろんなところの知恵も借りたり、勉強もしたりしまして、いろいろな形で、1つばっかりじゃなく、取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、11番、西郷議員のご質問にお答えをいたします。

青少年にかかわる諸問題と、宿毛市の現状でございますが、児童生徒を取り巻く社会環境は、大変厳しい状況となっております。全国で残忍な事件、犯罪が相次いで起きております。宿毛市におきましても、昨年38件の不審者情報が寄せられ、小中学校への情報周知、集団登下校の徹底を指導するとともに、宿毛警察署、並びに青少年育成センターを核としての登下校時における巡回の強化を図ってまいりました。

また、平成18年5月22日に、県教育委員会より宿毛市に、3名のスクールガードリーダーが委嘱を受け、橋上東中学校校区、宿毛片島中学校校区、小筑紫中学校校区に各1名を配置をいたしました。

担当する児童との対面式も終了いたしまして、6月からは毎週3日間、児童生徒の登下校時間に合わせて巡回を行い、安全の確保に努めております。

しかしながら、本年も、現在既に1件の不審

者情報や、ストーカーと思われる情報が寄せられております。

このような地域につきましては、重点的にスクールガードリーダーによる見回りや巡回を強化するとともに、地域の民生児童委員や区長さん、保護者会や関係団体とも情報を共有をいたしまして、協力をいただきながら、子どもたちが被害に遭わないよう、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、平成17年度の少年補導等の状況でございますが、窃盗、万引きでは、小学生1名、中学生2名、飲酒では、中学生3名、喫煙では、中学生2名、高校生17名、無職少年3名、それから不純異性交遊では、高校生3名、不健全娯楽では、中学生6名、深夜徘徊では、中学生8名、不良交友では、中学生18名の補導がありました。

補導状況から、当市において、シンナーや覚せい剤等を濫用している状況はないものの、補導の大半が中学生であり、非行の低年齢化しているのが現状となっております。

このようなことから、児童生徒並びに保護者への指導はもとより、行政、学校、保護者、関係機関が連携をより緊密にすることで、早期対応、早期解決に取り組んでまいります。

次に、児童虐待の現状でございますが、平成17年度に、虐待相談と認定された件数は5件あります。そのうち、近所からの通報が1件、市教委からの通報が2件、医者からの通報が1件、保育園からの通報が1件となっております。

また、養護相談件数は14件あり、養育能力のない家庭がふえているのが現状でございます。

このような現状から、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会と合同で、学校訪問することで、児童生徒の生活状態を把握をし、関係機関と協議しながら、児童生徒並びに保護者への生徒指導を図ってまいります。

学校現場における食生活の教育についてでございますが、宿毛市における小学生の朝食の実態は、毎食食べているというのが92パーセント、食べないときがあるというのが7パーセント、食べないというのが1パーセントとなっております。

また、朝食をとっているが、とっている小学生の中には、パンだけ食べるといった内容の児童も含まれており、食事内容の充実も必要となっております。

学校ごとに生活調査を行い、課題や問題点を点検しながら、児童生徒並びに保護者への適切な指導を行っております。

しかし、朝食を食べない児童について、その原因が家庭環境にあり、学校だけでは生活指導では困難であるため、民生委員や支援ネットワーク等、関係機関と連携をとりながら、保護者の意識改革並びに生活改善指導を推進してまいります。

また、今年度から栄養教諭を配置し、食育の充実にも取り組んでおります。

家庭、学校、社会が連携をとりながら、児童生徒の健全育成の取り組みの成果についてでございますが、学校教育上、支障のない限り、学校を開放し、社会の変化に対応できる児童生徒の育成を図るために、学校、地域、住民、保護者が連携のもとに、地域住民との一斉清掃への参加とか、3世代の交流事業、独居老人、老人世帯への年賀状の送付、学校新聞の配布など、学校ごとに、地域に合った取り組みを展開してまいりました。

このような取り組みを通して、児童生徒が、地域住民の一員であるとの認識を持ち、社会性を身につけることで、効果はあるものと考えております。

現在では、学社連携から、開かれた学校づくりへの転換を促進をし、家庭、学校、地域が相

互に連携、融合することにより、一層の教育効果を高めてまいります。

以上でございます。

次に、教育環境の整備についてでございますが、小筑紫小学校の建てかえの話がそろそろあってもいいのではないかと考えますが、教育委員会として、どのような計画になっているのかとご質問にお答えをしたいと思います。

栄喜小学校、小筑紫小学校、田ノ浦小学校の3校統合に向けまして、平成17年度に1回目の説明会を学校で行いました。

本年度も、近いうちに2回目の説明会を、学校で行う予定でございます。

今後、地域住民、保護者、先生と十分協議を重ねていく中で、校舎の改築を行うのか、あるいは、既存の校舎を活用するのか、方向性を見出ししていくことにしております。

次に、建設年度の古い学校で、耐震構造の弱いところについて、今後、どうしようとしておられるのかご質問でございますけれども、平成15年度から17年度までの3カ年間で、小中学校校舎11校の1次耐震診断を実施いたしました。

その結果に基づきまして、本年度は大島小学校、咸陽小学校の2校につきまして、2次診断、補強計画についての設計委託を、5月に入札を行っております。

その後の計画としましては、補強工事実施設計書を作成しまして、平成19年度には、この2校について耐震補強工事を行いたいと考えております。

次に、学校内の施設の整備については、十分な対応がなされているのか、ご質問でございますけれども、毎年、新年度に入りましたら、各学校から施設設備についての要望書が出てきますので、これに基づきまして、各学校に出向き、緊急性の高い修繕工事から、できる限りの対応

を行ってきているところでございます。

しかしながら、何分、厳しい財政状況の中でございますので、十分、満足のいく対応ができているとは言いがたい状況になっております。

また、雨漏りの学校についての整備の実態についてのご質問でございますけれども、学校施設の老朽化も年々進んでおり、それらに伴い、大小の差はありますが、雨漏りの状況が見受けられます。

既に平成16年度に咸陽小学校、17年度に片島中学校の屋上に、屋根新設工事を実施してまいりました。本年度につきましても、大島小学校の屋根新設工事を、夏休みじゅうに実施する計画でございます。

来年度につきましても、雨漏りのひどい学校から、順次防水対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時40分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番西郷典生君の質問を継続いたします。

11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 再質問を行います。

ただいま、市長、教育長から大変詳しく説明をいただきました。十分、理解をできる場所もありましたし、また、再度聞いてみたいところもございますので、再質問をさせていただきます。

雇用状況であります。工業団地の状況、それから就労の地域別、こういったものもわかりました。工業団地が、もっともっと活躍していただいて、もうけていただいて、雇用がどんどん

どんどん、もっと伸びていく、そんなことを期待しております。

それから、就労者の状況、こんなもんなんでしょうね。宿毛がもっと多ければ、一番いいんですが。税収の問題や、そういうことを考えますと、宿毛にある、宿毛へ立地をしておるわけですから、宿毛の方が、もっと就職していただいた方がいいなという感じはしております。

これについては、別にお答えも要りません。

それから、企業誘致とか、雇用の問題は、このところだけじゃなくて、若者の定住、こういったものを含めて、ほとんどそういうところに関連をしておると思うんですが、この問題は別にしまして、宿毛湾港の整備と利活用のところであります。

小松にしても、トヨタにしても、実際にきて、そしてこの運動もし、進出をうながしておると。市長も随分、努力されておる姿がみえております。

ただ、これが、現実のものになってくれたら、一番うれしいわけでありますが、今の状況、そのままでいいとは、私も思っておりません。この企業誘致については、もっと強力な誘致に対する取り組み、こういうものをぜひ、してもらいたい。

この宿毛市にも、人材、限られた人材でありますけれども、私は、できればこの企業誘致については、今のこの厳しい状況からすると、特別な庁内にプロジェクトチームを組んで、この誘致活動をもっとすべきではないか。これには少しお金がかかってもいいんじゃないか。その返りは十分あると思うわけです。

普通のやり方では、ちょっと難しいんじゃないか。市長が非常に、そういう面では、お国の役人でもあったということで、人脈もたくさんあります。市長の努力をされておる姿というのは、私も2年間の議長の中で、市長とは1年

6カ月、7カ月ですか、一緒に行動もとったわけですが、非常に積極的で、しかも行動力もある。よく見えておりますが、やはり、それも限界があるのではないかと。市長という激務の中で、市長だけがというわけにもいかんかと思えます。

そういう面では、特別な、そういうプロジェクトチームも、市長、考えてやってもらったらどうでしょうか。

そのことについて、市長のお考えを、再度伺いをしておきたいと思えます。

それから、宿毛湾港のこの掘削等についても、本当に市長、一生懸命やっております。しかし、国が予算がないということで、なかなか思うように進まん。10億とかいう金額が、1年に10億ぐらいの仕事がつくということですが、ことしもどうも10億いかにゃないかと。そんなことも言われておりますが、やはり防波堤の整備や、もっと早く、スピーディーにやらないと、やはり企業誘致にしても、大型船の寄港にしても、やはり非常に問題がある。

先ほども言いましたように、ちょっと大きな風が吹いたり、うねりがあると、ロープが切れたり、船体を傷めたりする、そういうような状況が起こっておりますので、ここも、ぜひもっともっと力を入れて、強力にしていきたいと、このように思っております。

そういった意気込みについても、市長からお伺いをしておきたいと思えます。

それから、イージス艦「ラッセル」の問題は、もうやりとりの中で十分しておりますけれども、イージス艦「ラッセル」の寄港については、もう市長が明快な答えをされたということで言っておりますけれども、先ほどの答弁の中で、特に沖本さんのときの答弁にもありましたが、やはり、こういう船が、ここへ親善のために来ると。親善と休養のために来る。そういうことは、むしろ歓迎すべきであろう。そのことによって、

こういう湾港の整備、こういったものも早くできるのではないかと、そういうような期待をしておるわけでありませぬ。

決して戦争を促すものではありませんし、特にこういう施設の改善、そしてここへ来たからといって、ここが基地になる、そんなものでもありませんので、ぜひそういう「ラッセル」艦船の入港等についても、やはり早く迎えてやってほしいと。

今回の状況を見ましても、まさに、本当に友好が図れると、私は思っておりますので、その点もよろしく願いいたします。

それから、若者の定住です。

若者が存在しないときは、次の時代がありません。やはり、若い者が存在してこそ、その地域の活力があるわけでありませぬ。活力を生み、次の時代を創造していくには、当然、若者が必要です。これはわかりきった話でもあります。やはり、若者が生きがいを感じて、意欲を持てるような、そんなまちづくりの推進。

市長も非常に苦慮されておるようでありませぬが、非常に難しい部分もあるかと思えますけれども、そういう知恵、そういうものを出していただいて、やはり宿毛市のかじ取り役として、ぜひ、市役所のこのすばらしいメンバーを十分活用して、そういう知恵を出して、すばらしい若者の定住できるまちづくりを進めていただきたいと、このように思うわけでありませぬ。

どういう方法がいいのか、私からは提案もできませんが、市長、そこらあたり、何かそういうことについても、非常に答えが難しいようでありませぬが、市長の意気込みについて、もう一度聞かせていただきたいと思えます。

それから、人口の減少に歯どめをとるところで、人口の減少は、今の状況でなかなかできない。

これ、先般の道州制に絡んで、2020年、

30年には、高知県を6つに割るとか、3つに割るとかということで、高知新聞にも掲載をされておりましたが、あのところで、人口動態を見ますと、現在のこの幡多8カ市町村ですか、を10万ちょっと、今あるんですが、あれが7万8,000ですか、9,000ですか、その程度に減少するというようなものが、示されておりました。

まさに、今の状況はそういう状況にあらうかと思いますが、実は、かつてこの宿毛市、宿毛市だけです、5万の人口というものが計画されていたと思うわけであります。

しかし、まさにそれは今、昔の夢という感がするわけであります。しかし、もっとこれからも積極的に、勇気を持って企業誘致や湾港の開発、そう利活用させて、事業推進をしていけば、その今、示されておるものから、少しは増加をしていくような形ができるだろうと。

それにはやっぱり、宿毛が頑張らなきゃいかんと、私は思っております。宿毛がその中心、起爆剤となるべきであろうと思います。

市長、ぜひそういう方向に向かって、幡多の推進役は宿毛だと、そういうような意気込みも示していただきたいと。

そのことについて、力強い答弁言いますか、考え方があれば、ぜひここで述べていただきたいと思えます。

それから、津波、地震対策のところ、私が言いましたけれども、津波、地震対策のところ、市長に言いましたのは、もう、今、うちの予算ではできんことは、私もよく理解をしておるんです。うちの予算では無理だから、やはり国に対して、もっと強力で推進をしてほしいと、こういうように思っております。

そのことについて。

それから、何か、はよう何か言えいようなものがあるようですが。

次に、教育現場の実態と青少年の健全育成のところ、今、教育長からお答えをいただきました。しかし、その中で、現在、ストーカーと思われるような行為があつて、その嫌がらせをされている方が、実は警察にも駆け込みをしたと。

ところが、警察に行っても、余り、事件じゃないからということで、余り取り上げてもらっていないということで、非常にその方は、身の危険を感じて、非常に困っておると。

そして、その親も子どもも、非常に困って、同僚議員に何とかしてほしいということで相談に来たという事実があるようです。

これは、ことしの6月1日には、直接、親元まで来て、親と取っ組み合いしたというような事実もあるようであります。

こういうような状態がある中で、この被害に遭っておるといふんですか、非常に脅されておるのは、まだ高校1年生の女の子らしいです。

こういったことが、結局は大きな事件に発展する可能性がある。それを未然に防ぐために、やはり、私は警察や行政、それから地域の民生委員であるとか、いろんな区長さんであるとか、すべてのものがかかわって、ぜひ、こういったものが未然に防げるような、そういう状況づくりをしていただきたい。

今の、子どもが高校生ということで、特に教育委員会として、ぜひそういったことについて、取り組みをしていただきたいと思うわけです。

何か、そこらあたりは、多分、教育委員会も把握できておるものと思いますが、そのことについても、教育委員会として明快に答えていただきたいと思えます。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西郷議員の再質問にお答えをいたします。

なかなか、一言で「はい」という形での答、難しい問題が非常にございます。

1つの、雇用状況の関係でございます。これは、西南工業団地へ工場長会というのがあります。やはり、我々も市民として、この工場長会さんの方とか、そういったところの接点もたくさんつくっていく。

都会の好景気は、徐々に、やはりこちらの方にはきているようでございますので、ぜひ、これはうちの方で、もっと拡張していただくとか、いろんなお願いも、やっぱりこういったところにもお願いしていくというのも、よそからばかりじゃなく、中にいる人をお願いするというのも大切なことかなというふうに思っております。

それから、港湾の、湾港の関係でございます。強力な取り組みをせよというご指摘でございます。特別のプロジェクトチームを組んだりとかいうことでございますけど、そのお考え、よくわかりますし、当面、職員の中でやるのと、それから民間の方々のご意見も聞きながらやるということ、そういったものについて、ちょっと、庁内で検討してまいりたいと思っておりますし、必要であったら、官民合同のプロチームをつくるか、ということも視野の中において、取り組みをちょっと、強力にしろということでございますので、少しねじを巻いた形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

ぜひ、国の予算が、公共事業に対する予算、非常に削られております。どんどんどんどん削られておりますが、基本的に、宿毛湾港の港湾に対する予算というものは削られておりません。

10億円ついたときも、もとの予算は4億円しかありませんでした。それを予備費的なものを、調整費を投入していただいておりますので、そういった調整費があるのであれば、もちろんこれは地元負担金もかかりますが、雇用の創出

というふうな、市の発展のためには欠かせないということでご指摘でございますので、ぜひ国交省、それから四国整備局、それから、できましたら県の方の責任ある方に、ぜひきちんとしたものを見ていただいて、ぜひ予算を配分していただきたいというふうな要望もしてまいりたい、このように思います。

それから、米艦の船の来航でございますけれども、これについては、前々から新聞記事なんかに、私、出させていただいておりますように、船がどういった船でも、我々の宿毛市に足を下ろした方は、船で生活している方は、陸上に足を下ろすのは、本当に喜びでございます。その喜びをやはり、わかってもらうために、宿毛市民が、船が着いたら迎えて、温かく迎えるということは、非常に大切なことだと思います。

これ、軍艦とか客船とかにかかわらず、船が着きましたら、これを迎えてあげるということは、僕は大切なことじゃないかなというふうに思っております。

それからもう1つ、2つありまして、若者が定住するまちづくりでございます。これ、今、若い子たちが、例えばブレイクダンスの大会やるとか、土佐くろしお鉄道の復活のためのチャリティーもやってくれたりもしております、少し意気に感ずるというふうな、若い人たちがふえつつあります。

ただ、この子たちに、何とか自分たちの、少し余暇を過ごせる場所というものが、今、実は宿毛市にはございません。そういったところで、例えばスケートボードをやっている子たちは、人の見ている駅の前でやりたいわけですから、そういったところを、例えば開放してあげるとか、せめて観光を、少し若者が来る形の観光施策と申しますか、例えば、豪華客船が来ても、四万十、足摺へ行きます。そうじゃなくて、宿毛に松田川があって、カヌーがあります。これ、



若い人たち、カヌーやります。大人もやります。当然やりますから、そういったものについての就労機会であるとか、そういった、地道なものを、少しずつやっていくのも大切なことかな。

せっかく海がありますから、きれいな海がありますから、ダイビングもやっております。一部の人だけですから、ぜひこういった産業にも携わってもらいたいなという気もしております。

田舎のよさを、やっぱり我々みんなが見い出して、それやっぱり、若い人たちにも一緒にやらないかというふうなことをやっていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。

それから、人口減に対しても、幡多の推進役となれということでございます。これは、幡多地域全体で、人口減に対する取り扱いをしなきゃいけないと思います。いろんなご意見持った方がおられますし、いい意見をどんどん採用していきたいなと。

私も今、ここですぐにこうすれば人口がふえますというようなことが、なかなかすぐ出ないものですから、まことに申しわけないんですが、そういう取り組みを、積極的にしていきたいなというふうには思っております。

それから、津波地震対策について、国に対してものを言えということでございます。今まで言ってきたつもりではございますが、少し足りない部分もあったかもしれません。これは、きょうの議会のご質問を受けまして、これから四国整備局だとか、やはりこれは国交省管轄でございますし、そのほか、関連するところの省には、陳情なり要求なり、そういったものをしてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、西郷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどお話のありましたストーカー的行為に

ついてでございますけれども、ちょうどこの取り組みについては、次長が青少年育成センターの職員とともに、家庭に入って話し合いを進め、そして取り組みの方向も話してきたという、詳しい事情を、次長の方で説明をさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長、西郷議員さんの一般質問にお答えをいたします。

ストーカーと思われる行為があったのではないかというお話ですが、6月1日に、保護者の方とトラブルがあつて、警察へ通報したと。その結果、警察が来まして、一定、そこでおさまったと、こういう話がありますが、その後、補導センターから通報がありましたので、私と一緒にご家庭の方に向かひまして、保護者の方のお話も聞きました。

子どもを持つ親として、大変心配、あるいは苦しみ、よくわかります。

こういう、もちろんご本人も大変、どう言いますか、怖い思いをしておるというような状況もございます。そういう中で、関係機関とも十分協議をする中で、そういう事件が起こらないように、未然に防止するために、またいろんな関係機関と協議をしながら、対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

済みません。今、補導センターと言いましたが、青少年育成センターでございます。済みませんでした。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 11番、再々質問はいたしません。

非常に明快なお答えもいただきました。非常に、答弁のしにくい質問をいたしましたけれど

も、今後、この地域がさらに発展するという部分については、やはり市長の力強い、これからの推進、市長の、どう言うんですかね、大きな力、そして市役所の皆さんの力、これが宿毛市民には頼りでありますので、そのことを十分理解をして、今後も推進していただきたいと思います。

それから、教育委員会の方につきましては、ただいま、議事進行でもありましたが、そういった問題につきましても、これからも、1人でも犠牲者が出ないような、そういう対応について、最善の努力をしていただきたいと、そういうことをお願いをしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時08分 延会

平成18年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第6日（平成18年6月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治君  
次 長 小野 正二君  
議事係 長 岩本 昌彦君  
調査係 長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中西 清二君  
助 役 西野 秋美君  
収 入 役 中上 晋助君  
企 画 課 長 岡本 公文君  
総 務 課 長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
稅務課長	美濃部勇君
會計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人權推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工觀光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯學習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千壽園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○副議長（菱田征夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） おはようございます。

5番、一般質問を行います。

1番目の質問は、食育推進基本計画についてであります。

近年の生活習慣病の増加や、食の安全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、国民が生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためにも、食育の重要性が再認識されるようになってまいりました。

朝食抜きや夜ふかしなど、ライフスタイルの変化に伴って、若い世代、特に子どもの生活リズムの乱れが、いまや大きな社会問題になりつつあります。こうした状況の中、食育に国民全体で取り組もうと、国民が食に関する知識と、食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活をおくることを目指して、昨年6月に食育基本法が成立しました。

そして、毎年、6月を食育月間とし、重点的かつ効率的に食育運動を展開し、食育の重要性について、国民への浸透を図ることとしております。

さらに、毎月19日を食育の日と定め、継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指すことになっております。

食育を国民運動として推進するため、食育基本法の考えを具体化する食育推進基本計画が、ことし4月からスタートしました。

この基本計画の中で、9分野で数値目標を掲げ、今年度から2010年度、平成22年度までの5年間で目標を達成しようという内容にな

っております。

具体的には、まず、食育に関心を持っている人の割合を、現在の70パーセントから90パーセント以上に引き上げる。また、朝食を欠食する人の割合は、小学生の4パーセント、これは2000年度の調査であります。この4パーセントを0パーセントにまで減らす。成人については、欠食率の高い20歳代男性を2003年度で、調査では約30パーセントから15パーセント以下に、また30歳代男性については、23パーセントであるものを、15パーセント以下を目指すとしております。

その他の項目については、幾つか具体的に質問したいと思っております。

そこで、1点目の質問は、本市における小学生の朝食を欠食している割合は、全国平均と比べてどうか、お伺いします。

2点目は、食育推進基本計画について、どのような認識を持っておられるのか。また、朝食欠食児童を減らす取り組みについて、お聞きいたします。

3点目は、学校給食における地場産物の割合については、全国平均では21パーセントであり、これを30パーセントまでふやすとしておりますが、本市ではどうなっているのか。

4点目は、子どもたちに栄養バランスの大切さを教えるために、朝食を食べている子どもたちの食事内容について、調査する考えはないかどうか。

5点目は、昨年4月に栄養教諭制度が導入されましたが、栄養教諭の配置状況と、今後の計画についてお尋ねします。

また、栄養職員が栄養教諭資格をとるためには、どのような取り組みが必要なのか。

6点目は、児童生徒だけではなく、教職員や保護者に対しても、シンポジウムやイベント、参考資料の作成、配付をする考えはないか。

7点目は、子どもたちの食生活状況調査をする必要があると思いますが、これまでに実施したことがあるかどうか。

8点目は、食育事業の実施要綱に伴い、実践校としてどこが指定されているのか。

9点目は、食農教育についてお聞きします。

各学校とも、特に小学校では、年々児童生徒数が減少の一途をたどっておりますが、どの学校も校庭は広いままで、十分に活用されているのかどうかと思います。

そこで、校庭の一部を学校菜園等に利用すれば、農業の体験を通じて、教育上や食育の面からも意義があると思いますが、教育長のお考えを伺います。

2番目の質問は、小学校における英語教育についてであります。

中央教育審議会の外国語専門部会が、ことし3月、小学5年生から英語の授業を必修化すべきと提言していることを受け、いよいよ小学校での英語教育必修化の動きが加速化しています。現在、ドイツではサッカーのワールドカップが開催中ではありますが、連日、その模様がテレビなど、マスコミを通してリアルタイムで伝えられています。スポーツに限らず、政治・経済、文化・芸術・芸能、教育など、あらゆる分野において、国際化が進展する中で、現実の問題として認識せざるを得ないのは、英語がいまや国際語であるということです。

しかし、我が国では、中学、高校で6年間、大学を入れると10年間、英語を学びながら、日常会話さえままならないのが現状ではないでしょうか。

ますます厳しさの増す国際社会にあって、21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語は不可欠であると認めざるを得ないと思います。

アジアの中では、韓国は1997年に、中国

では2001年以降、小学校の英語教育の必修化が、都市部から段階的に導入されております。

質問に入りますが、本市の小学校における英語教育の実情はどうなっているか、お聞きいたします。

2点目は、平成11年度からALT2名が本市でも採用されておりますが、その教育効果について、どのように評価されているのか、伺います。

3点目は、今後、小学校での英語教育の計画についての所見をお伺いし、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。

それでは、5番、菊地議員のご質問について、お答えをしたいと思います。

まず、朝食を欠食する小学生の割合についてのご質問でございますが、宿毛市における小学生の朝食の状況は、毎日食べるが92パーセント、食べないときがあるが7パーセント、朝食を食べない子どもたちの割合は、1パーセントになっております。

また、朝食をとっている子どもたちの中には、パンだけ食べるといった内容のものも含まれており、欠食とともに、朝食の内容の充実も必要となっております。

次に、食育推進基本計画についてでございますが、近年、急速な経済発展に伴って、生活水準が向上し、食の多様化が進んでおります。また、社会経済情勢は、めまぐるしく変化をし、多忙な生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄となり、健全な食生活が失われつつあります。

特に、子どもたちにとっては、人間性をはぐくんでいく基礎となることから、地域や社会をあげて、子どもの食育に取り組んで行かなければならないと、このように考えております。

国の基本計画では、平成22年度までに全国の市町村の50パーセントが推進計画を作成するよう、目標値を設定しております。

宿毛市におきましても、今後、推進計画の作成に向かって取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

次に、朝食欠食児童を減らす取り組みについてでございますけれども、現在、市内の学校ごとに、生活調べなどを行い、朝食欠食についても、課題や問題点を点検し、一人ひとりに適切な指導を行うよう、取り組んでおるところでございます。

しかし、朝食を食べない子どもたちの原因のほとんどが、家庭環境にあり、朝食だけの問題ではなく、学校だけで解決できない場合がたくさんございます。民生委員や地区、あるいは支援ネットワーク等の方々と連携をし、保護者の意識や生活改善に向けて、取り組んでいるところでございます。

また、本年度より、栄養教諭が配属され、より細かな指導ができるようになりましたので、家庭に対する効果的な働きかけの方策や、実践的な調査研究を行い、児童生徒に望ましい食習慣等を身につけさせるため、食育に関する情報を発信をしていかなければならないと、このように考えております。

次に、学校給食における地場産物の使用状況についてお答えをいたします。

教育行政方針にも掲げておりますように、宿毛市では地場産物の積極的な活用に努めておるところでございます。学校給食での地場産物購入割合は、金額ベースで、平成15年度38パーセント、平成16年度41パーセント、平成17年度45パーセントとなっております。いずれも国の目標を超えておりますが、今後とも積極的に地場産物を活用していきたいと、このように考えております。

次に、朝食を食べている子どもたちの食事内容について、調査する考えはないかについてでございますが、食に関する指導の中で、宿毛中学校において、全生徒の朝食調べを、栄養教諭と養護教諭が連携を行う計画で、実施をする予定になっております。

栄養教諭の配置状況と、今後の計画、また学校栄養職員が栄養教諭資格をとるには、どのように取り組んでいくのかについてでございますけれども、高知県の栄養教諭の配置状況は、平成17年度が5名、平成18年度が6名、計11名となっております。

宿毛市においては、1名の栄養教諭と、2名の学校栄養職員を配置をしております。

また、今後につきましては、高知県が積極的に採用する見込みでございますので、本市といたしましては、必要に応じ、要望していきたいと、このように考えております。

栄養教諭の資格を取得するには、まず学校栄養職員として、学校に3年以上の勤務を要することが条件となります。その後、県教育委員会が実施する認定講習会で、10単位を修得し、免許申請をして、免許を取得するようになっております。栄養教諭に採用されるには、免許取得後、県の採用試験を受験し、合格することが必要でございます。

次に、児童生徒だけでなく、教職員や保護者に対しても、シンポジウムやイベント、あるいは参考資料の作成配付の考えはないかというご質問でございますが、現在、参観日等の保護者の集まる機会をとらえて、教職員を含め、保護者との給食の試食会を実施しております。

その際、朝ごはんの大切さや、バランスのよい食事の話等の講習会を行うなどの取り組みを実施をしております。

食育推進のシンポジウム、イベントについては、今後、研究をしてみたいと考えており

ます。

子どもたちの食生活状況調査をしたらどうかのご提案でございますが、各学校でそれぞれの食生活についての調査は実施をされております。学校給食センターにおいても、本年度、市内全校の小学校5年生と、中学校2年生を対象に、朝食調べアンケートを実施をし、8月ごろには結果が判明する予定となっております。

次に、食育事業の実施要綱について、実践校と指定を受けた学校についてのご質問でございますが、残念ながら、宿毛市においては、指定を受けている学校はございません。

食育事業の実施については、文部科学省の事業で、高知県では4市町村が指定を受けて取り組んでおります。

次に、食農教育についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、児童数は減少しておりますが、現在、校庭は運動会や遊び場として、十分活用しているものと考えております。菜園等は、各学校とも工夫をして、総合的な学習、生活科、理科、あるいは家庭科の時間を使い、あるいはまた、教材用の植物や、さまざまな野菜を栽培をしております。

自分たちのつくった農作物を使って調理し、食べるなど、収穫の喜びや、食べ物への関心を高める取り組みを実施をしているところでございます。

また、山奈小学校、松田川小学校、橋上小学校、宿毛小学校では、学習田を借り上げ、田植えや稲刈りなどの農作物を、営農指導員や地域の方々の協力のもと、たくさんの児童が行っております。

次に、小学校における英語教育について、お答えをいたします。

宿毛市では、平成17年度から外国青年誘致事業によりまして、英語の指導助手2名を雇用し、中学校とともに、小学校の英語教育に取り

組んでいるところでございます。

現在、宿毛市にはオーストラリアとニュージーランドのALT2名がおります。この2名のALTを、各学校に週1回、各中学校に週1回、残りを小学校に割り振る方法で、学校に派遣をしております。

中学校においては、英語が教育課程に位置づけられていることから、日常の英語学習を補完し、発展させる形で授業を行っております。

特に、コミュニケーション能力を身につけるためには、大変役に立っておると考えております。

小学校では、総合的な学習の時間を使い、歌やゲームなどの英語に親しむ活動を中心に行っております。

回数が少ないことから、十分な英語力をつけることはできませんが、あいさつや果物、野菜、スポーツなどの単語をならうことで、英語に親しんでいると、こういうように考えております。

また、外国青年と触れ合うことで、外国を身近に感じ、世界を体感できる、貴重な時間となっております。2人のALTも、事前に子どもたちが興味を持てるよう、カードをつくったり、小物を準備したり、工夫しながら取り組んでおります。

子どもたちにとっては、めったにない機会であり、楽しみにしている分、授業というよりイベントの1つとしてはしゃぎ過ぎる傾向もございますが、限られた時間ではありますが、その中で最大限、充実した英語教育が行えるよう、今後さらに工夫していく必要があるかと、このように考えております。

今後の小学校での英語教育の計画、どのように考えているかと、こういうことでございますが、小学校での、先ほども言いましたように、小学校での英語教育は、総合的な学習の時間や、あるいはまた、特別活動を活用し、歌やゲーム



とか、英語に親しむ活動、あるいはあいさつ、自己紹介、そういった簡単な英会話の練習などを内容とした取り組みが行われております。

今後も、教育課程の問題もあります。時間数の問題、あるいは人的要素、指導者の問題、あるいは物的要素、教材とか、あるいは教科書とか、そういった物的要素、並びに各学校で特色ある学校づくりというので、この総合的な学習とか、特別活動、学校行事、そういったものに時間を使っておりますので、こういった問題もありますので、現状の取り組みを、さらに充実をさせていくという形で、今後も取り組んでいけたらと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長(菱田征夫君) 5番菊地 徹君。

○5番(菊地 徹君) 5番、再質問をいたします。

まず、朝食を欠食する児童数について、答弁をいただきましたが、全国平均は、朝食をとっていない子どもたち、あくまで平均なんですけれども、4パーセントという統計が出ておりまして、それに対しまして、本市では、ほとんど毎日、朝食をとっておるという話でございます。

時々食べないことがある。これは当然、大人でもあるわけですがけれども、非常に数値がいいように思います。

ただ、朝食の内容については、パン食とか、好きなものだけ与えられて、それを学校へ行く前にちょこちょこ食べていくという、そういう課題はあろうかと思いますが、この、先ほど答弁のあった、毎日食べている、92パーセント。食べないときもある、7パーセント、これは小中学校共通しての調査なのか。小学生だけなのか、中学生も含んだ。また、いつごろ、これは調査をされたのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、食育推進基本計画、ことしの4月

からこの計画がスタートしたわけでありましてけれども、大変、食育という問題については、ますます飽食の時代を迎えて、これは子どもだけじゃなくて、特に若い世代の方にとって、大変、今後の日本人の健康問題につきましても、大きな問題であろうと認識しております。

それに対して、5年間で市町村レベルでは、この基本計画を50パーセント以上の市町村が、この基本計画を策定するよふにというふうになっておるわけですが、本市としては、いつまでに、予定として本市独自の食育推進基本計画を立てるのか、これもお聞きいたします。

後で申し上げますけれども、青森県鶴田町では、朝ごはん条例というものをつくって、町あげて、子どもから大人に至るまで、この食育について、ビジョンをしっかりとって、そして目標数値も掲げて、その結果が3年目に入っておるわけですがけれども、結果が徐々に出ておるということでもあります。

それから、次に、栄養教諭の配置については、非常に、現在、まだスタートしたばかりで、少ないわけですが、これから県としても栄養教諭の配置をふやしていこうということでもありますので、幸いといたしますか、現在、少ない中で、宿毛市では1名の栄養教諭、それから2名の栄養職員、この3名の方が専門的に指導され、いろいろ工夫しながら、講習会とか給食の際の指導でありますとか、そういう取り組みをされておると伺いましたが、今後も栄養教諭についても、非常に食の問題、大事だと思いますので、積極的に要望をしていただきたいと思います。

それから、次に、朝食を食べている子どもたちの食事内容、先ほど触れましたけれども、どういう食事であるかということも、これはただ食べればよいということじゃなくて、バランスよく食事をとっているかどうかということ調べるためにも、これは朝食調べというものを、

今後、予定しているということでもあります。

宿毛中学校以外の学校で、この朝食に関する調査をやる予定があるのかどうか、いつごろやるのか、これもお伺いしたいと思います。

それから、次に、先ほど栄養教諭のことで、いろいろ栄養教諭としての仕事、立場を活用した取り組み方に触れましたけれども、この教職員、保護者、すべての子ども、小学校、中学校では生徒、児童だけではなくて、親に対しても、この食育に関する啓発、知識の啓蒙、これが非常に大事になると思います。

そういった意味で、参考になるようなパンフレットなり資料、参考資料、この作成の予定はないかということをお伺いしたいと思います。

それから、既に各学校で食生活についての状況調査、これをしておるといふ答弁でありました。

また、給食センターでは、5年生、中学2年生。5年生と中2の生徒を、全小学校で、小学校5年生、それから中学校2年生を対象に、朝食調べのアンケート調査を8月ごろに調査をして、結果が判明するということでもありますけれども、これは、とりあえず5年生と中学校2年生に絞って調査をするということでもありますけれども、このすべての学年の生徒に対して、調査する考えはあるのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

そして、その調査をして、どのように、そこから、これからでありますけれども、その数値を、内容を分析し、それをいかに生かしていくかということも大事になろうと思いますが、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。

それから、学校菜園のことでありますけれども、ほとんどの学校で菜園をつくって、子どもたちが実際に、自分たちの手で野菜等をつくって、それを給食の時間なんかで、みずからつくった野菜を食べてる。あるいは、先ほど4小学

校ですか、学習田を借り上げて、田植えから刈りとりまで、一貫して地元の農家の方、営農指導員、住民の方の協力を得ながら、指導を受けながらやっているという、大変すばらしい取り組みだと思っておりますが、すべての学校で学校菜園を実際にやっているかどうか、もう1回確認をさせてもらいたいと思います。

それが、例えば野菜をつくって、その効果ですね、自分たちがつくった野菜、例えばピーマンとかトマトとか、そういったものを給食に活用して、その結果が好きになってるかどうか。その辺も、もしわかれば、結果ですね、ということも、もしわかれば答えてもらいたいと思います。

そして、給食について、残飯量が、残食量が出ると思います。この内容、その分について、どういう食べ物が多いのか、残食の中で、ということもお聞きします。

そして、どういう、先ほどの学校給食の食材、地場産物の中で米とか野菜、どういった、主なものを、地元の産物で使っているのか、それもお聞きして、1回目の再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、菊地議員の再質問にお答えをいたします。

まず、欠食についてのデータですね。朝食を欠食する小学生の割合というのを、先ほど92パーセントと、こういうふうに報告したわけですが、これは、小学生の状況です。中学生は、朝食を食べないというのが2.6パーセント、これはいつということですが、6月に県の調査が、各市町村に生活状態の調査がありまして、それは既に、うちはやっておりますので、各学校とも。そういったところで、データとして出てきたものです。

それから、食べる、朝食をとっている内容と言いますか、そういったご質問でございますけ

れども、それについては、十分、把握はしておりません。ただ、結果を保護者の皆さんに、職員会でももちろん、このデータを分析をして、うちの子どもたちの栄養状態、これはどういう状況かと。これはどういうところから来ておるのかと、そういうようなことを検証いたしまして、各家庭に流しておるとい状況でございます。

それから、食育基本計画についてですけれども、県の方も、まだ作成ができてないようございまして、県のそういったものを参考にしながら、うちの地域の実態に合った形での食育推進計画を作成をしていきたいと、こういうように考えております。

それから、栄養教諭の必要性というか、そういうのが今、食育推進事業も、基本計画もできたし、そういった取り組みは、非常に知・徳・体・食と、こういうような形で取り組んでいく必要があるということで、今後も県の方に要望をしてまいりたいと、こういうように思っております。

それから、実施についてですけれども、今もお話をしましたように、宿毛市の各小学校とも、中学校とも、小中学校とも、そういった生活調査、並びにそういう家庭での食に対する調査、そういったものはやっておりますので、そのことを、今後はどう生かしていくかと。食事内容をどう、効果的な形に生かしていくかという指導というか、そういうものが必要になってきたかなと、こういうように考えております。

それから、菜園について、どんなものをつくって、どういう扱い方というか、食育のために、どのような形で取り組んでおるかということ、ちょっと、具体的にわかりませんが、自分が、経験で1つ話しますと、例えば咸陽小学校の場合には、借りて田んぼをつくって米を生産したと。そういうときに、1日先生とか、そういう事業で米を、すしをつくったり、のり巻

きしたりとか、そういうような形で活用して、保護者とともに、一緒に食べて、食の喜びうか、収穫の喜びうか、そういうような形で取り組んでまいりました。

以上でございます。

残食については、給食センターの所長の方に、わかっておるようでございますので、お答えをさせたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（近藤勝喜君） おはようございます。学校給食センター所長。

5番、菊地議員の再質問にお答えいたします。

質問内容は、学校給食の1日の残量と、多いものは何か。それから、地元産使用の種類は何かということだったと思いますが、学校給食の1日の残量につきましては、1日約2,300食ですが、日によって違います。

重さに換算しますと、約1日1,700キロになります。そのうち、給食センターに残食として返ってくるのが85キロ、約5パーセントくらい返ってきてます。

その中で、残り物の多いものと申しますと、やはり昔ながらの料理で、食物繊維や鉄分がとれるものです。野菜の和え物。その中には、キャベツの和え物、ホウレンソウの和え物、ゴボウのきんぴらとか。煮物につきましては、大豆の煮物、ヒジキのいため煮。酢の物につきましては、キュウリの酢の物。それから大根のなますというものが多いです。

参考までに、残りの少ないものいいますと、家で食べられたものですね。かみごたえの少ないもの。カレー、ハンバーグ、とりのからあげ、ぶた汁、ポテトサラダ、フルーツポンチ、サケワカメごはん。これはよく、リクエスト献立というのが、各学校、年に1回程度行ってます。よく出ます、こういうリクエストが。

それから、地元産使用の品目ですが、先ほど、教育長が述べましたが、地場産物で、金額ベースで、平成16年は41パーセント、平成17年度が45パーセントとなっております。

その内容につきましては、野菜類が、ブロッコリー、キュウリ、オクラ、チンゲンサイ、ナス、白菜、大根、ネギ、キャベツ、そういうものを使っております。

魚につきましては、キビナゴ、カツオ、ブリの切り身、ジャコ、煮干。デザートにつきましては、みかん類ですね、ポンカンとか小夏、ブタン、イチゴ。それから、米はもちろん100パーセント宿毛市内。パンですね。牛乳につきましても、60パーセントから70パーセントは宿毛産となっております。それから豚肉、そういう結果となっております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 英語教育、小学校における英語教育については、大体わかりました。

私は、昨年11月に政務調査で、会派で群馬県の方に行きまして、小中一貫教育の中で、特区として立ち上げた特殊な学校でありましたけれども、ほとんどの授業が英語で、実験校としてやって、非常にその現場を見まして、子どもたちが積極的に発言するようになった。自分の考えを表現する力が身についてきたとか、いい面も随分見てまいりました。

この問題については、中教審の外国語部会で、現在、非常に検討、論議されておるわけでありまして、もちろん、いい面ばかりじゃなくて、非常に心配、懸念される面もあるかと思いますが、それはこれから国の方でやっていくわけでありまして、とにかくそういった社会全体がそういう方向に向いているということで、言葉というのは、できるだけ小さいころからなれ親しんでいくと。そういった意味で、ALTがゲ

ーム感覚で、非常に抵抗感を、子どもたちの外国語、特に英語でありますけれども、その抵抗感、それをなくする効果があるように、私も感じております。

そういった面で、できるだけ今の現状の中で工夫しながら、進めていただければと思っております。

それから、給食の残食量については、非常に細かい内容の答弁をいただきましたが、私はその中で、きのうの朝日新聞、これを見て、記事を読んで、非常にショックを受けた1人なんですけれども。

「長寿日本に黄信号」と。CIAの番付で、現在、世界、日本人の実態はどうなのかということからいくと、世界6位であるということで、これは、医学の発達によって、寿命が延びてきているけれども、いわゆる健康長寿、健康のまままで長寿を保って、最終末を迎えていくという割合が、だんだんだんだん少なくなっているという内容の記事であります。

そういう中で、沖縄のことは、イメージとしては、沖縄、非常に長寿県だと。日本のトップクラスの長寿県であるというふうになって、そういう認識をしておりましたが、実は、この沖縄が、男性の場合が、全国平均で、この95年、1995年に平均寿命、男性の場合です、4位。全国の4位。ところが、2000年、それから5年後に26位に下がってきたと。それはなぜかということについて、この記事は書いております。

そして、さらに人間ドックで、受診者のうち、20年前には問題なし、約30パーセント。最近の受診者に対する調査では、問題なしが約12パーセントに減っていると。何らかの生活習慣病がどんどんふえてきていると。この原因を分析しておりますが、一番大きい原因は、食生活の洋風化ということでありまして、その辺の

ことが、子どものときからその食生活を見詰めなおして、家庭から、そして学校でも指導しながら、地域全体、三位一体となって、この子どもから食生活を、先ほど給食の残食の内容を聞いても、伝統的な日本の食事の内容が、ほとんど残っていると。洋風のものが好まれているという、これは1つの傾向だと思うんですね。

そういうことが、これはもう例外なく、全国のすべての地域でこういう実態があるということをもって、この推進基本計画というものを、真剣にやっぱり取り組むべきではないかということをおっしゃっています。

そういったことで、これはもう答弁要りませんけれども、青森県の鶴田町におきましては、町役場にも、このスローガンを掲げて、町全体で取り組んで、その結果、朝ごはん条例をつくって、3年目になるわけですが、そのデータが、朝食を食べる割合も、子どもたちを含めてふえてきているという調査結果も出ておりますし、今後の課題として、これは取り組んでいくべきではないかと、このように提案をいたします。

それから、英語教育としては、現在のALT 2名体制、これはぜひとも続けていただきたいと、このように要望しておきます。

以上で再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、一般質問を行います。

早速、質問通告に従い、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

まず、1番目に、米軍艦の宿毛湾入港についてであります。

市長が着任されてから3年目となっておりますが、この間に宿毛フェリーの問題あり、くろしお鉄道宿毛駅での事故があり、そして、今回は高知県下でも初めてとなる米軍艦の入港問題と、市政史上初めての出来事が続いております。

これも、日本の政治や経済が、今、激動の中にあることによるものと思われまます。

市長を先頭に、職員の皆さんには、こうした諸問題への対処、本当にご苦労さまです。

さて、このイージス艦入港問題につきまして、きのうも西郷議員、沖本議員の方からそれぞれ質問がありましたので、私の質問も若干、重複するところあるかもわかりませんが、理解できるようにご答弁をお願いしたいと思います。

今度の入港が突然のことであったためか、県当局も混乱を起こしておりました。宿毛市においても、問題ある行政対応があったと思われまますので、その幾つかの点について、お尋ねいたします。

まず、初めにこの入港問題について、宿毛市としての情報開示がおくれたのではないかと思います。宿毛湾へ入港を求める事前連絡が、5月の初めから来ていたのに、5月8日の宿毛市臨時市議会には報告もないまま、9日の新聞に市長の歓迎表明が掲載されました。

同じ記事の中で、市長は、入港を断る理由はないとしています。議会や市民の意見を聞いてからの判断でもよかったのではないかと思います。

これほど重要な問題について、市長が既に歓迎の腹固めまでしていたのであれば、議会にも報告が欲しかったと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

さて、2番目は、その断る理由がないと言われましたが、私は、その断る理由あったのではないかというふうに思います。

例えば、核兵器を積んでいるかいないかの問題であります。人類最初の被爆国となった我が国は、この苦難の中から、核兵器については「つくらず 持たず 持ち込まず」の非核三原則を国是としてきました。

今回は、この持ち込まずを確認する必要があ

ったと思います。特に、核弾頭をつけることもできるトマホークというミサイルを装備しているイージス駆逐艦であれば、なおさらのことです。

高知県は、すぐに核兵器を積んでいないことの証明書の提出を求めました。アメリカからその回答がないうちに、市長は歓迎表明をしました。

また、宿毛新港は、テロ対策のためのソーラス条約に基づいた施設ができていません。重要港湾の中でも、高知港や須崎港はそうした対策がとられているようでありませぬ。

さらに、沖の堤防も工事中であり、波が高ければ、軍艦は大きなために影響を受けます。結果的には、高波の影響で係留ロープが切断してしまいました。

突如な入港の打診でもあり、今回は断ることもできたのではないかとおもわれますが、きつい言葉で言うならば、入港ありきの判断ではなかったかというふうに、私は思うわけでございませぬ。

3番目に、次に、入港の目的についてお尋ねします。

市長は、国際親善と休養のためだから歓迎だと言われますが、しかし、シンガポールでの任務を終えた若い兵士は、家族の待つ母港のハワイへ一直線に帰りたいはずでせぬ。休養ならば、その直線上のグアムやサイパンに立ち寄れます。それを、時間と経費をかけて大きく遠回りして、なぜ日本に立ち寄ったかを考えてみるべきであります。

2月に米国防省が発表した4年ごとの国防計画見直しでは、中東と中央アジアの動きについて、流動的で懸念ありとみなしています。特に、中国については、米国の軍事的優位を脅かされかねないと危機感を表明しています。

こうしたアジアでの軍事戦略、米軍再編計画

から見ても、日本の太平洋側で自由に使える基地港をつくらうとしているようでありませぬ。

このたびの宿毛湾への入港は、戦争体制をかためるため、基地港としての諸条件の調査をする目的があったとも指摘されているわけでありませぬ。

4番目に、歓迎行事についてお尋ねします。

新聞報道では、市長は「ラッセル」の艦長と抱き合っあいさつを交わしたとか、自宅に幹部を招いて食事をしたとかの記事がありました。私は、もし入港許可の事務処理をすることになっても、現在、戦争を行って多くの人々の命を奪っている国の軍隊を、平和憲法を持つ国の市長が歓迎するのはいかなものかと考え、市長にもその旨、お話ししてありましたが、報道されていることが事実なら、非常に残念なことでありませぬ。

また、多くの市民から失望の声も聞かれます。新聞報道の真偽について、お聞きいたします。

5番目に、最後に米軍艦入港に伴う警備と規制、並びに市民生活への影響について、お聞きします。

まず、私は、基地のあるまちで多くの人々が米兵の凶悪な犯罪の犠牲になっていることを知るものの1人として、米軍が上陸したこの期間中に、少々のトラブルはあったようですが、大きな事故や事件が発生せずに時が過ぎたことに安堵いたしました。

初めての入港地であり、事件や事故を起こさないよう、厳しい指導を徹底したようで、それがよかったものと思ひます。

それでも、私たち一般国民が外国へ行くときも帰るときも、税関や入国管理事務所で厳しい検査を受けなくてはならないのに、「ラッセル」から下船する米兵は検査もなく、宿毛の町へ繰り出す姿に、日米安保とそれに基づく日米地位協定の対米従属ぶりに驚かされました。

また、沖本議員も指摘いたしました。出港の朝、岸壁のゲートに報道陣までシャットアウトした米軍の行動は、親善が目的とは思えません。治外法権が認められていない場所で、米軍がこうした権限をなぜ行使できたかの法的根拠をお尋ねいたします。

続きまして、大きな2番目として、高齢者のための乗合タクシー運行について、お尋ねいたします。

今日の我が国の社会は、過疎化とあわせて高齢化が進んでいます。過疎化に伴い、採算割れのため、路線バスも次々と廃止になりました。車の普及率は伸び、車社会といわれるようになりましたが、事故発生率の問題から、高齢者に対してはある一定の運転免許の規制もされ、交通手段に困る人はふえております。

宿毛市においても、ひとり暮らしの高齢者にとっては、徒歩の範囲しか外出ができない状態になっています。特に郡部の高齢者にとっては、病気になると、タクシーに頼るほかありません。

しかし、病院の治療費よりも交通費の方がはるかに高くなり、通院が長くなると、乏しい年金では暮らしが破綻すると嘆く人が多くなっています。

こうした高齢者のために、宿毛市としても、他の自治体で実行しているような乗合タクシーの運行はできないものか、ご検討をいただきたい。

その参考にと考え、一例を紹介させていただきます。

島根県の出雲市に近いところに、斐川町という人口が約2万8,000人の町があります。この町では、高齢者の皆さんから、乗合タクシー運行への強い要望がありました。地方財政厳しい中ではありますが、2003年9月の議会で、高齢者外出支援事業として決定され、今日に至っております。

運行方法は、町内のタクシー会社2社と契約し、9人乗りのジャンボタクシーを、月曜から金曜まで、1日7便運行しているようでありませぬ。病院や公民館、図書館へ行きたい高齢者が利用します。

利用者は、事前に登録しておき、実際に利用するときには、前日までに予約をしておきます。利用料金は、1回300円であり、高齢者から喜ばれているようであります。

以上、一例を取り上げてみましたが、宿毛市においても、高齢者の通院状況等を調査され、こうした事業の検討をしていただきたいと思います。

続きまして、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

今回は、教育費の保護者負担軽減についてを議題といたしました。

小泉内閣が進める構造改革によって、国民の経済的な格差がますます広がって、低所得者層が増大し、子どもの教育にも影を落としつつあります。

義務教育では、就学援助の受給者が、4年の間に4割もふえ、高校でも経済的理由での退学者が多くなっております。

憲法は、26条の1項で、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとし、2項では、保護者に教育を受けさせる義務を課し、また義務教育を無償にすると定めています。

しかし、現実には、義務教育であっても、保護者の教育費負担は重く、授業料の支払いを要する高校になれば、なおさらのことです。

そこで、市民の負担を少しでも軽減し、未来ある子どもたちが、途中で学業を断念しないでいようにするために、次の制度の効果的運用をご検討いただきたい。

まず、1番目に、就学援助制度についてであ

ります。

就学援助制度は、義務教育における保護者負担を軽減するための制度であり、学用品や入学準備金、学校給食費や修学旅行費、医療費など、幅広く適用されます。

学校を通じて、簡単に手続はできますが、給付には所得制限があり、審査を必要とします。

適用は、自治体によって、多少の違いがあります。例えば、夫婦と子ども2人の標準世帯では、家計全体の所得が、福岡市では年間453万円以下、徳島市では約493万円以下の家庭に適用されるというふう聞いています。

この制度が、宿毛市ではどのように適用されているのか、近年の給付動向について、お示しいただきたい。

また、対象の家庭が、安心して利用できるように運用されているかどうかについても、お尋ねいたします。

2番目に、高校生の授業料免除と奨学金についてであります。

今、県立高校の授業料は、月額9,600円ですが、経済的理由でこれが払えず、授業料の免除を申請する人が多くなっています。

高知県の減免制度は、家庭の所得が低い場合などに授業料の減免を認めています。その認定基準は、生活保護家庭の生徒、それから児童養護施設入所者、市町村民税が非課税か均等割のみで、かつ親が病気や失業で、授業料支払いが困難。災害などで自宅が全半壊になった場合。その他、家計の急変となっております。

高校教育については、県の教育委員会の所管ではあり、高校に入学後に手続をすることになっています。しかし、宿毛市の中学生が授業料の支払いを心配して、高校進学を断念することがないように、宿毛市教育委員会としても、制度の周知ができないかお聞きいたします。

奨学金制度については、高校受験前に説明す

るようでありますので、これとあわせてのご検討をいただきたい。

なお、香川県では、名称も県立高等学校の授業料の予約減免制度として、中学3年生に周知しているようであります。

以上、質問いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、米艦イージス艦の「ラッセル」の入港問題でございますが、まず、第1点目で、宿毛市の情報開示が遅いのじゃないかと。議会とか市民の意見を聞いてから判断すべきであったんじゃないかというご質問だと思いますが、これにつきましては、私も、この入港の打診がありましたのは、4月のたしか28日に、私の耳に入ってまいりました。

それからすぐ、連休に入りまして、その動きというものは、ほとんど確認をできませんでした。そして、連休明けの8日の日が議会でもございました。その後、議員協議会もございましたが、その午前中、そして議員協議会の終わるまでには、ほとんど動きというものがありませんで、我々に、まだこれを公開、入るかどうかの打診でございましたので、まだそれを公開していいというお話はございませんでした。

それで、議員協議会が終わりました後で、いろんな動きがございまして、そして、これは宿毛湾港に、もう入港するよというふうなことが、ほぼ確定的なものがございましたので、これを慌てて、やはりこれは議員の皆様方に、一般にそのマスコミの方が報道される前に、これはすぐ連絡をしなければいけないということで、夕方になって、8日の日に、公式の場ではございませんでしたけれども、早く連絡しなければいけないということで、あの場でさせていただいた。



これは、ご説明したときに、そういう話もさせていただいたわけございまして、また、5月15日にも、このことにつきましては、議員の皆様方には、協議会で正式に説明させていただいたわけでございます。

ただ、そのあくる日、8日のあくる日の9日に、私が、断る理由はないんじゃないかという新聞報道が出たということでございます。これは、議員協議会が終わった後、新聞社の方にインタビューを受けましたときに、そういうことを申し上げたわけでございます。

これ、議会の意見、市民の意見というもの、実は高知県の方も、後の質問にも関連しますが、私自身がこの問題につきまして、実は国家公務員やってみましたときに、かわりを持ってました。したがって、高知県の港湾空港局よりも、私の方が知識の方があったということでございまして、こういう形のものが来た場合には、これは、その時はまだ港湾管理者は高知県知事だという認識があって、入港の許可権限は知事にありというふうな、私は今でも思っておりますが、その8日の日も、まだ高知県にありということで思っておりました。

しかしながら、高知県だとしたとしても、事前協議の対象になっていない。事前協議がない以上は、これは国と国との話ですから、非核三原則を国と国が守るということでございます。

もし、核を持ち込みをするということであったら、アメリカ側から事前に、日本国に対して通告があるということでございます。

したがって、事前協議がないということは、これは後でもわかりますが、外務省としては、高知県知事に対して、事前協議がないので、核の持ち込みはないものとみなさざるを得ないというふうな、文言はちょっと、はっきりは、ここでは持ってませんが、そういうことで返事が来るということは、もうわかりきった話でござ

いました。

そしてまた、きのうの答弁でも申し上げましたように、いかなる船であっても、入港するときに日本の港を、これは外国の港も一緒にございしますが、外国船が入ってくるときに、バース、岸壁や、あいてればこれ、入れざるを得ないわけでございます。

そういうことで、断る理由がないというふうに、私は発言申し上げたわけでございます。

もし断るという話がありましたら、私が現役時代に1度だけありました。これは、北朝鮮の、今いう万景峰号ですか、その船が入ってくるというときに、下関港でございました、たしか。その時に、右翼、左翼、北朝鮮、朝鮮の方々、そういった方々が、非常に前日からデモ行為をしまして、街の中が騒乱状態に陥った。したがって、その船が入ってくることに限っては、いろんな方が入ってきて、暴動が起こるんじゃないかというふうなおそれがありました。そういうところで、この万景峰号は入港拒否していいんじゃないかと、そういうことで、一度だけ下関市は拒否しまして、対岸の北九州港に入ったという経緯がございまして。

そういったところで、一応、法律とかに照らし合わせますと、軍艦であろうと国交のない国の船であろうと、これは入れざるを得ないということでございます。

ただ、宿毛湾港には岸壁が1つだけあります。マイナス13メートル岸壁でございます。この岸壁が事前に予約されて、もう既にほかの船が入るよと。例えば、豪華客船が入ってきますけれども、そういう豪華客船が、もう既に予約されているのであれば、これとぶつかるのであれば、先の船が優先いたします。そういうところで、船が入る岸壁がございませぬので、これはお断りしますということではございます。

それ以外は、ちょっとできがたいということ

を知っておりましたので、これは拒否する理由がないんじゃないかということをお願いを申し上げます。

断る理由があったんじゃないかという、これに対しての浅木議員のお話でございますが、そういったことで、断る理由はございませんし、核兵器を搭載しているのではないかどうかという話につきましては、これは国と国との話でございますし、私自身がその船に乗り込んで、核兵器はあるんじゃないかと。どれが核兵器か、さっぱり私もわかりません。

途中で、まだ船が入る前に、ある方が市長室に来まして、核兵器の搭載を、何でおまへは確認しないんだと言われましたけれども、私自身、確認する術はございません。これは、国と国の話、保安庁から来た話、県を通じて来た話でございますから、私自身が核兵器を搭載しているかどうかの確認という行為は、悪いけどできません。そういう状況に置かれておまして、国と国との話を、一市長があるんじゃないかということで、あることを証明せえということは、なかなかできませんし、今までの約束事の中で、事前協議がない以上は、核兵器は搭載していないとみなさざるを得ないということでございます。

これはもう、何回もこういう話がありまして、そういうことで過ごしてきておりますから、恐らく知事は、核兵器登載の証明を出せといわれたとしても、今、説明したことが文書で来ただけの話でございますし、核兵器は搭載していないとみなさざるを得ないというふうな外務省見解で、知事も仕方ないという形になったと思います。

それで、その後で結局、宿毛市に事務処理の岸壁の許可、使用許可を、これは事務処理の特例として、条例上、宿毛市に委任されております。そういうことで、岸壁の使用許可は宿毛市

に委任されておる。

ところが、入港許可というのは、こういう重大な問題ですから、宿毛湾港という、国にとって重要な港として位置づけられておるわけでございますから、この港湾管理者は県でございます。この港湾管理者たる県が、やはり一義的にこういうものは判断すべきであるというふうに、私は今でも思っておりますし、港湾法上の不平等の取り扱いをしないという規定は、高知県に対して適用されるものでございます。

そういうことで、宿毛市に権限ありというふうに、新聞報道は先にされました。そういうことですから、我々としては、淡々と法律、条例に基づいた岸壁の使用許可を出したということでございます。

それから、入港の目的が親善と休養だということで、我々は高知県の方からも聞いております。そういった形で、戦争体制の調査じゃないかとか、ハワイへ帰ればいいじゃないかとかおっしゃいますが、我々は、そういう親善と休養の目的でまいりますと行って来られた以上、違うじゃないのかという話はできません。そういうこと、うがった形で、何ではようハワイへ帰らないんだという話は、ちょっとできませんので。

船がどこに寄るかというのは、船の決めることでございますので、我々が決めることじゃございませんので、そのところは、ちょっと立ち入る問題じゃないかなというふうに思います。

それから、歓迎行事をするのはいかがなものかという話ですけれども、きのうも私、お話をさせていただきました。

宿毛市民の方々は、非常に人と人としてのつながりで、いわゆる船から陸へ一步上がれば、人と人のつながりということで、市民として、人が歓迎するというところでされておりました。

私自身も、長い航海で、浅木議員のおっしゃ

るには、戦争に行った人間じゃないかとおっしゃいますけど、宿毛で戦闘行為をするわけではございません。やはり、休養で、目的で来られたら、船員の方々が、陸へ上がれば、そこでゆっくり休んでいただきたいというのが、やはりこれは人間の常じゃないかなと思います。

そういうことで、歓迎行事は、市民の方々の手でやっていただいたし、私も、人と人とのつき合いの中で、歓迎を申し上げたというところでございます。

それから、もう1点は、離岸時の上陸というか、出港の朝でございますね。

その岸壁を、岸壁に報道陣をシャットアウトしたというお話でございます。これは、きのうも沖本議員の最後の方の質問で答弁をさせていただきましたが、岸壁というのは、船が着いた接点ではございません。その接点、海の線から中に入って、エプロンがあります。これは、今はコンクリートのところがありますが、このコンクリート、岸壁の深さによりまして、コンクリートのエプロンの幅というのが決まっております。

今、皆さん、頭の中にあると思いますが、大きなブロックを置いております。あそこまでがエプロンでございます。この岸壁のエプロンといます。

これを含めたものが、岸壁として使用許可の対象になっているわけでございます。だから、岸壁を使用許可をしたということは、そのエプロンを含めて、荷役作業とか、いろいろやるのに、その土地というものが要ります。だから、岸壁はエプロンを含めたところが岸壁というふうに、頭の中をちょっと切りかえていただきたい。

そういうことで、その背後の土地については、もう土地として野積み場という形で呼んでおります。こういったことでございますから、岸壁

の使用許可をもらったという船舶の代理店でございます。ここに使用許可を出しておりますが、岸壁の使用許可をもらった人間については、その岸壁が排他的に使用できるということでございますので、米軍であるからとか、日本の船であるからとは全然関係なく、一般的に、排他的に使用できる許可範囲ということでございます。

そのことをぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、次の問題でございますが、高齢者の乗合タクシーの運行でございます。

浅木議員の方からる説明ございまして、本当に高齢者の方々、非常に不便、公共交通が我々、人が少ないということで、非常に少なくなっておりまして、不便さをかこっております。

昔であれば、皆さんが頻繁に宿毛市内、そしてまた、地域の方々が病院にもさっささささ行けるというふうな状況でございましたが、なかなか人が少なくなってきた関係で、公共交通がない。そうしますと、どうしてもやっぱり、タクシーを使ったりして、公共交通、バスより高いお金を払っていかなきゃいけないという実情でございます。

これがまあ、非常に私どもも公共交通の大切さというのはわかりまして、土佐くろ鉄道もそうですし、そしてまた、県交通とか、寂しくちよっと運行してます。便数が少ないということですから、お年寄りの方々は、タクシーを使っている、非常に負担になっているというのはよくわかります。

よくわかるわけですが、だから、市でどうするというものについては、なかなか制度というものにのっていけないというのが実情でございます。

今、島根県の斐川町の事例もお話をさせていただきました。こういったものは、小さい、狭い範囲というのは、非常にやりやすいということ

でございます。そんなところもございますが、宿毛市としても、ほかの市の状況も、私も勉強はしてきたんですが、やっぱり、ちょっとまだ制度にのらないかなど。だから、どうすれば、この支援が可能になるか。お金を払えばいいというものではございませんで、不便さをどうすれば解消できるかということと、根本的につながってくるんじゃないかなど。

今、学校の統合問題なんかも、きのうのお話で、教育委員会からも出ておりますが、そういったところに対して、例えば公共的なスクールバスを走らせなきゃいけないとか、そういうものとも絡んでくるんじゃないかと思えますし、市内の公共交通機関との絡みもありまして、今後、早急に検討しなきゃいけない課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、1番、浅木議員のご質問にお答えをいたします。

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難な小学生、中学生の保護者に対して、学用品、学校給食費、医療費、修学旅行費などの援助を行うものでございます。

援助を受けられる方は、生活保護世帯及びこれに準ずる程度に困窮している世帯でございます。生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯の所得基準は、障害児学級入級世帯では、生活保護基準の1.2倍以下、それ以下の世帯では、生活保護基準以下としております。

支給限度額につきましては、国の要保護、児童生徒援助費補助金の支給限度額に準じて、毎年定めております。

本年度は、学用品については、小学校1万1,100円、中学校では2万1,700円を支給しております。

また、新入学児童生徒には、準備する学用品

が多いことから、新入学児童生徒学用品として、小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円の支給をしております。

学校給食費、医療費については、自己負担額全額を補助しております。また、修学旅行については、交通費や宿泊料、見学料などの費用額の補助を行っております。

就学援助対象者の全児童生徒に占める割合は、平成9年度が7.2パーセント、平成13年度は10.61パーセント、平成17年度は14パーセントと増加をしております。

また、平成17年度の支給額については、給食費1,215万9,240円、学用品257万4,810円などの、総額支給は1,681万2,449円になっております。

次に、高等学校の授業料免除制度についてお答えをいたします。

県内の高等学校の授業料については、全日制で年額11万5,200円、月額にいたしますと9,600円となっております。

議員ご指摘のとおり、授業料については、所得の減額、保護者の失業といった理由での免除の制度がございます。県内の高等学校で平成17年度は1,432人の生徒が減免の適用を受けており、全生徒に占める免除率は8.39パーセントとなっております。

こういう制度も十分周知し、経済的理由で高等学校を中退することがないように、取り組む必要があるのは言うまでもございませんが、中学校での進路指導についても、奨学金制度の利用について、3年生の保護者全員に案内文書を配付するなど、経済的理由から高校進学をあきらめるといったことがないように、取り組んでおります。

また、個別の進路指導については、必要に応じ、保護者への経済的支援制度の説明を行い、生徒みずからが将来を見据え、高等学校を選び、

受験する指導を行っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

先ほど、市長の方からそれぞれについてご答弁いただきましたが、私は、周知いうか、発表する時期ですね、これについて、このときしかできなかったと。議会に対してもできなかったと、先ほど市長が答えられましたが、必ずしも議会の本会議でなくても、議員協議会等に、こういう話が来ているということぐらいは、話してもらってもよかったんじゃないかと、そういう意味での発言ですので、そういう、こちらから質問もできる場所で、議会開会日に、前もって説明しておいてほしかったと。

その後、新聞発表ですね。どうしてもせないかんものなら、それはそれでやむを得んとは思いますが、そういうことをするべきじゃなかったかということですので、再度お聞きしたいということです。

それから、2番目に、核兵器を積んでいるか積んでいないかの問題ですが、これは、先ほど述べましたように、非核三原則、我々が日本国の国是として決めているわけですので、これに基づいて対処しなくちゃならないと。今回の場合は、持ち込まずということになるということですが、市長の話では、事前通知がなかったから、信頼できるんだというお話がありました。しかし、この事前通知については、非常に問題ある部分がありまして、1960年の安保改定のときに、この入港、いわゆる長期におるがやなしに、一たん入港する、こういった場合は、通告の必要がないというようなことを、アメリカの幹部と、それと日本の外務大臣の間で密約が交わされとったと、そういうことに基づいて、それ以降も一たん入ってくる外国船については、仮に積んどっておっても、通告をしてないとい

うふうに、我々は理解しているわけです。

そういった面から、この事前通告というものは、本当の意味での核の存在について、信用ができないということでもあります。

そうしたことから、例えば神戸市ですね、神戸の港等では、非核証明書を発行しない外国の艦船については、入港を認めないというふうになっております。

このために、アメリカの艦船については、神戸港にはよう入ってないというふう聞いております。この非核証明書を発行したフランスの船については、当然、軍用船、軍艦ですね、フランスの軍艦については、入港したことがあるということで、それぞれの自治体ないしは空港管理者によって、この核問題、核積載問題の取り扱いが違っているということでもあります。

高知県においても、市長が言われましたように、知事が判断すべきじゃなかったかということではありますが、市長が判断せよ、知事が判断せよと、私はその部分は市長の方が専門家ですので、何ですが、やはり基本的には、核を積んでないということを相手方にはっきりさすということは、今後とも必要ではないかというふうに思います。

次に、入港の目的ですが、市長は、国際親善が目的だと言われましたが、だから、国際親善じゃないきに帰れと言うわけにいかんという答弁でございましたが、それを相手方に対して、いちいち言うてもらいたいという意味ではないです。私は、そういう面もあるということをやったわけですので、相手が言うことをすべて真に受けるということにはならんんじゃないかということです。

それから、歓迎行事について、私が新聞報道の真偽について聞きたいということでしたが、これは具体的になかったので、再度お聞きいたします。

最後に、警備関係、規制関係、これについては、市長からお話がありました、仮に市長の言われるように、エプロン部分は全部相手方に貸したんだとしたとしても、報道陣までシャットアウトする必要はなかったんじゃないかと。これは、向こうがそうしたわけで、市長がさせたわけではないことは思いますけど、国際親善といいながら、報道陣までシャットアウトする、これが本当のやり方だろうか、非常に疑問に思うわけです。

それと、もし、こんなことはないかもわかりませんが、無理してだれかが入った場合はどうなるのか。相手方に取り押さえられるのか、逮捕されるのか、そんな権限があるのか。

普通であれば、例えば工事現場、今、市長もお話ありました荷役作業、こういった場合には、事故になったらいかにきに入るなよという注意はあるかもわからんですね。けど、今回のように、ガードを張って、報道陣まで、そういう心配のない報道陣までシャットアウトするというのは異常だったというふうに思うわけであります。

この点について、お聞きいたします。

それから、高齢者のためのタクシーの運行、これについては、市長もほかの事業との絡みも含めて、前には、これに対する助成事業、こういったものがありました、今、あった1つは切られたと。国の方からとめられたということもありまして、これからさらに検討していただきたいと思います。

それから、教育長からの答弁のありました部分について、これについては、説明でほぼわかりましたが、1点だけ、この就学援助制度について、それぞれ内容を聞きましたら、対象者の方に、比較的適用できるように取り組んでくれているというふうにも伺いますので、この中で、取り扱いの中で、過去には民生委員の証明がな

ければだめだよということで、民生委員の証明を持ってこさせていたということはあるようですが、去年からですかね、17年度からはそういうものは必要ないというふうな取り扱いに変わっているはずですが、私はそういうふうには認識しているんですが、その分についてお聞きしたいと。

なお、そういうふうに変わっているとすれば、取り扱いをかえてもらいたい。

この民生委員がその証明を書いてくれるか書いてくれなかで、大変辛い思いをする人がおると、おったというふうにも聞いておりますので、それが廃止されたということについて、認識しているかどうかをお聞きしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

**○副議長（菱田征夫君）** この際、1番浅木敏君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

**○副議長（菱田征夫君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

**○市長（中西清二君）** 市長、浅木議員の再質問にお答えします。

何点かありますが、まず、議員さんに早く知らせろということでございますけれども、これは、先ほど来、8日の日も15日の日も、ずっと私、申し上げておりますように、不確定な要素は、皆さんにお話するわけにいきませんので、話せる時期が8日の日の議員協議会が終わった後、いろんな情報が入ってきた。そういうことで、これを早く連絡をしなきゃいけないと思ったということ、もうずっと、8日の日もお話

しましたし、15日もしました。きのうもきょうも話したところでございますので、それ以上はお話は無理だと思います。

本当に、私自身は、議会に対して、議会をやっぱり尊重しなきゃいけないという気持ちです。っとおりましたし、これからもするつもりでございますので、ぜひ、こういうことはわかっていただきたい。確定しました部分では、できる限り、情報というものは早く皆さんにお話をするという態度でおりますので。

それから、次に、事前報告は信用できないということでございます。これ、国と国との話で、先ほど申しましたように、これ非核三原則の中で、事前協議があるかないかによってということでございますので、これは信用できないとか信用できるとかいう話ではございませんで、国と国との話でございますから、一、私、市長が信用できないとか、信用できるとかいう話ではございませんので、そこのところは了解願いたいと思います。

それから、神戸市は非核証明発行しないと入港させないと、これは神戸市の話でございます。神戸市は港湾管理者になっております。高知県、宿毛湾港の港湾管理者は高知県知事でございますので、知事がそういうことを決めるとすれば、これは従わざるを得ないと。相手がですね。そういうことでございますので、これを宿毛湾港に適用するのは、今は無理でございます。

それから、入港目的でございますけれども、私自身は、そういう親善と休養の目的であるというふうな形で、県の港湾空港局から聞いておるわけでございますので、それ以上のことがあるんじゃないとか、腹の探りあいみたいなことは、ちょっと私自身は公的な立場にありますので、思いという形はちょっと言えないということでございます。

それから、岸壁への報道陣のシャットアウトということにしては、これは相手方の判断でございますので、我々は岸壁の使用許可をおろしているということだけでございますので、相手方が報道陣をシャットアウトというのは、何でかと、私に申されても、これはちょっと答えようがないということでございますので、これはご了解願いたいと思います。

岸壁に無理にして入った場合、どうするとかいう話はありませんけれども、これを強制的に排除するかどうかにつきましても、相手方の岸壁の使用許可をもらった方の判断になるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、浅木議員の再質問についてでございますが、就学援助についての保護の認定について、民生委員の証明が必要でなくなったと、こういうことについて、説明を求められておりますけれども、事務手続の関係上、次長の方でお答えをさせていただきます。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長、1番、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

就学援助申請に添付している民生委員さんの証明書についてということでございますが、前段に、民生委員さん、民生委員法で、まず民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものであると、こういうふうに規定をしております。14条で、民生委員の職務として、民生委員は、住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。また、援助を必要とするものが福祉サー

ビスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うことと、こういう職務がありまして、それによって、民生委員さんの現在、証明をいただいております。

ご質問の、国は就学援助の申請に対して、民生委員さんの助言を求めることができるということで、これは就学援助法施行令第1条第2項で規定をされておりました。

ただ、この規定は平成17年度に削除されております。といいますのも、就学援助制度は国庫補助制度と、それから、現在では市町村の制度と2つございます。以前は要保護世帯も、それから準要保護世帯も、16年度までは国の制度でありました。17年度から準要保護世帯については、市町村の制度にかわりました。そういう関係で、国の制度によります生活保護世帯については、福祉事務所の方で十分把握をしておることから、宿毛市教育委員会としても、毎年度、福祉事務所の方へ照会なりをいたしまして、ことし、対象者はいないかねというような状況があります。

そういう状況の中で、ことしも、昨年も対象者はおりませんでした。したがって、添付書類も要保護世帯の部分については、添付する必要がないというふうには考えています。

ただ、準要保護世帯は一般財源化されまして、市町村の権限になりました。そういう部分で、公金を支出する場合に、申請者から申請書が提出されます。それをもって受付をするわけですが、それに民生委員さんの証明書が添付されてきます。

もちろん、税務課の所得証明も一緒に添付されてくるわけですが、それについて、もし証明書を、民生委員さんの証明書を添付しないということになれば、委員会として面接をすとか、現地確認をすとかいう手続が必要になってこようというふうに考えます。

現状では、今の制度の方が、住民の方も利用しやすいのではないかとこのように考えておりますが、なお、他市町村の動向も調査をしてみたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

その前に、先ほど、私が話しました内容の一部を訂正させていただきます。

先ほどの話の中の非核三原則の中で、「持ち込ませず」というところを、「持ち込まず」と言うたようでありますので、その部分は、「持ち込ませず」という言葉が本来の言葉ですので、そのように直させていただきたいと思っております。

先ほど、市長から答弁いただきましたが、かなりの部分で私の質問した内容とはすれ違いというふうな感じはするわけです。

特に、非核三原則、市長の言うこの港については、知事の決定権だということですので、その部分は私にはないということですので、その部分は了解しました。

知事の方で、それが決定権があると。市長は港の専門家だということですので、知事の方に決定権があるということだったら、今後、知事の方でこういう非核三原則をきちっと守ってもらうような取り組みを、我々はしていくべきかと思っております。

それから、全部、きのう大分議論しましたので、全部を、もうこれ以上議論をするつもりもないわけですが、市長、きのうの沖本議員に対する答弁の中でも、自分は戦争には反対だと。憲法9条を守るという答弁だったわけですが、それは非常にすばらしいことだと思うわけです。

そういう面からも、私が今回、しつこうに議論しよるのは、ここが、もし宿毛湾が何回も繰り返すうちに、軍事基地的に使われだしたとし



たら大変なことになるという面で、そういうふうにならないようにということで申し上げているわけでございます。

今の戦略上は、以前、各国へ軍隊を置いてたアメリカも、非常に軍事費が高くなっていくということで、グアムとか沖縄、こういったところへ軍を集中させて、広範囲に動けるように、そういう配置、これが米軍の再編ということになっているわけです。

一定のところから、いつでも遠くへ行けると、そういった面で、今後、土佐沖の方でも、リマ海域で演習が活発化されるというふうにも聞いているわけです。そういった面から、ここの宿毛が非常に、演習の間にも入ってきやすいとか、使いやすいとか、いうことになってくると、たび重なってくる。いざ戦争になってくると、民間船はどいちょけど。

この間、新聞にも出てましたわね。民間船はいつでものけることができるというふうな書き方もしてありましたが、そういうことになってしまったら、大変だと。基地化されない、基地的に使われないためにも、ぜひこの米軍の軍艦の入港については、やはり歓迎という姿勢ではなしに、知事も、これも新聞記事でしか、私もよう見なかったわけですが、経済効果があるというても、まあ、また来てくださいということで、歓迎するようなものではないんじゃないかという意味の発言を、知事はされておりましたですわね。

知事の発言については、私はある一定、理解できるというふうには思うわけです。

そういった面で、たびたびここに入ってくるようになると、戦争のときにすぐ使われるということになってくるんで、ぜひ考えてもらいたいと。

特に、宿毛については、これまで、昔は軍港ということで使われてきたようですが、これま

では軍の関係の船は入ったことないと。基地化の心配もなかったという面もあるわけです。しかし、今、基地にされている町ですね、こういったところでは、非常に知事、市長含めて、この基地化のために苦勞、基地があるために苦勞しているという面があるわけです。

今日、安保条約が締結されてから、今日までの間に、米軍による事故が全国で20万1,000件発生してます。このうち、公務内のが、公務のうちですね、公務中のが4万7,000件、公務外が15万4,000件、そして問題になる刑法に該当するものが6,900件ということで、非常に基地のあるところでは犯罪もふえると。

それから、航空機、そのほかによる事故もあるということです。そういった面で、基地のあるところでは、自治体あげて反対しているわけです。

こういったことから見たら、一回基地になってしまうと、なかなかこれは要請しても撤去されないという面がありますので、今後とも、宿毛が基地にされないような方向で、やはり市長としても考えていただきたい。

これが、来やすい、宿毛はいいとこやと、また歓迎してくれるかもわからん。そのうちに再々来よって、おお、あそこを基地にしようかという、こういうことにならないように、ひとつ考えてもらいたいと。

この再編に絡んで、神奈川県のカンパ座間、これは非常に大変なことになってますが、この米軍基地陸軍司令部、アメリカの方から司令部が座間へ向けて来るという。そしてまた、原子力空母が横須賀を基地にすると、母港化するというふうな話にもなっておりまして、今度の予定では。だから、知事も、座間、相模原、双方の市長も反対しているわけです。

相模原の市長は、戦車にひかれても断固阻止

すると。そしてまた、座間の市長は、ミサイルを打ち込まれても反対するというふうに表明している。なかなかはっきりした態度を表明しているわけです。

けど、宿毛がそこまで、市長が言わんでええようにするためにも、ぜひとも、いわゆる基地化、こういうものにならないように、ひとつなにしてもらいたい。基地になったとこの、首長の苦勞も、きちっと考えてみて、ぜひ今後の対応を考えてもらいたい。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再々質問にもお答えいたします。

その基地化になる懸念ということでのお尋ねでございますが、基地になりそう、まずなっているところの方のお話ばかりだったものから、私は、ここは、きのうも話しましたように、基地になるという懸念はほとんど持ってないつもりでございます。

ただ、きのうも申しましたように、宿毛湾港はこれ、商港、工業港として建設したところでございます。背後に工業用地があるわけでございます。この用地ぐらいでは、すみませんけど、アメリカ軍の基地になるような広さは、宿毛全域とらないと、なかなかならないんじゃないかなと、そういうふうなことも思っています。

きのうも、これは話したとおりでございますけど、恐らく浅木議員が懸念されているような形にはならない。私自身もそういうつもりは持っておりませんし、ここが軍事基地になるというふうなことについては、絶対そういうことはないだろうというふうに思っております。

これは、商業港として、我々はきのうの地域振興の話でも、ここを企業誘致をしなきゃいけないというふうな答弁もさせてもらったばかりでございますので、この土地が基地として、

軍事基地としてなるということは、まず考えられない話です。

それについては、我々は企業誘致をまず最優先して、地域の振興、雇用対策、若者の定住、こういうのをやっていかなきゃいけないというふうなことを話したばかりでございます。

それから、知事がお話しした、知事がお話ししたという話ありますけれども、私自身、経済効果があるということ、一言も私自身は話しておりません。アメリカ軍が来ることによって、経済効果があるということではなくて、私は、ずっと申し上げてますように、船に乗った方が陸にあがるということは、非常な休養になる。楽しみになるわけで、だからその人たちを迎えますよということであって、結果的には経済効果があったということは、これは否めませんが、経済効果があるから来てもらうんだというふうなことは、私は一言も、事前には言った覚えはございませんので、そこのところは知事の発言と私は違いますので、そこのところはご理解を願いたい、そういうふうに思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 基地化の問題で、市長は、この港は絶対基地にならないという、「絶対」をつけてお話がございました。

私は、そういう危惧があるということで指摘したわけです。

基地というものは、確かに大きな意味での、大規模なものをつくるという意味ではなしに、ここを、ああいった米軍の船がたびたび使う。場合によったら、民間船をのけてでも使う、そういうふうな状況になる心配があるということで、その後ろの方が全部できる云々の話ではなしに、常時、入ってきて、基地のように使われるという意味も含めて、私は言っているわけですのでね。

なお、そういう面でもないということであれば、市長の言うことを、もう一度、そういう面も含めて、たびたび入ってくることは、入ってきて、基地のように使うということもないと、そういうこともないという意味なのか、聞きたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） これは、結構、見解の相違がかなりあると思います。

基地になる懸念は、浅木議員はお持ちですが、私はこういう港は商業港でございますから、これから企業誘致をしていかなきゃいけない。そういうところに、どうして基地的な使用ができるのか、こういうことは皆さん、考えてもおわかりじゃないかなど。当然の話だと思います。

それで、米軍はたびたび来るだとかいう話は、まだ全然聞いておりませんので、たびたび来ることも、来ないことも、さっぱりわかりません。このわからないことに対しては、答弁のしようがございませんので、そこのところはご理解願いたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 基地化の問題について、市長から今、お話、これからのことはわからんということですが、確かに私もそういう情報、ある一定の、自分なりの情報を持って、そういう恐れがあるということで話しているわけです。

市長は、先ほど、絶対ないということでございますので、今後、そういうことは絶対ない方向で努力してもらうことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時45分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、一般質問を行います。

今議会最後の質問者になると思いますので、執行部には、できるだけわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って質問をしていききたいと思います。

まず、土佐くろしお鉄道についてを質問いたします。

5月14日付の新聞に、来春からの特急減便案に対して、宿毛市が猛反発という記事が掲載されておりました。

平成9年に、旧国鉄から土佐くろしお鉄道に形を変えたとはいえ、長年の悲願であった鉄道が、宿毛へ延伸して、宿毛市民は大きな希望であり、今後の高齢者社会にとって、なくてはならない交通手段の1つであると思います。

厳しい経営が続く中、鉄道存続と経営改善のためのダイヤ改正ということではありますが、中村線に比べて利用率が低い宿毛線の特急5往復のうち、3往復を減便する計画と聞いております。

中村線と宿毛線の利用率の違いをお示し願いたいと思います。

次に、5月15日から、夕方の普通列車の2便の臨時増便がされたことが、今月の広報に掲載されておりました。

宿毛から中村高校、幡多農高、そして県立中村中学校へ通う生徒にとっては、朗報ではあると思いますが、この臨時増便が今後、定期便になる可能性について、あるのかお聞きをいたします。

また、幡多農高に通う生徒にとっては、中村駅から古津賀駅までの交通手段に苦勞しているということを聞いております。古津賀または、

大方までの普通列車の運行について、検討されたことはないかについて、お聞きをいたします。

次に、教育問題についてお聞きをいたします。

小学校での英語教育の必須化、必修化については、先ほどの菊地議員の質問、答弁によって、ほぼお聞きはいたしました。現在の日本語の乱れ、特に現在のテレビ、漫画、雑誌等に氾濫する情報によるものが数多くあると思いますが、私は、国語教育の充実が小学校教育により求められているというふうに考えておりますが、教育委員会の見解をお示ししたいと思っております。

次に、PTAの対応についてお聞きをいたします。

現在、宿毛市内の児童生徒数2,056名が、市内の小中学校16校におおるわけですが、保護者としては、自分の子どもたちのためにということで、各学校において、できるいっぱいの協力をしているところであります。

宿毛市の小中学校PTA連合会には、会員数現在1,858人という、市内の団体では、最も多いのではないかとこの会員数を要する組織であります。

教育長は、以前の私の質問に対して、PTAは最大のパートナーであるというような発言もされておりますが、教育委員会として、現在のこの団体の活動をどのように把握し、どのように考えているのかをお聞きいたします。

また、市長は、現在の宿毛市の教育現場におけるPTAの現状を、どのように把握し、考えているのかをお聞きして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、最初に土佐くろしお鉄道関係でございますが、5月14日の新聞に、宿毛市が怒っているというふうなことが大きく掲載されたのは、

私も見ました。

ただ、中身について、特急の減便に対する発言ということでございましたので、そのことについて、ちょっと申し上げますと、今現在、特急が5往復、宿毛まで来ております。利用客の減少で、非常に経営状況が改善されていない。昨年はいった事故も起こし、そしてまた、そういうことも含めて、民間からの社長も迎え入れた状況で、経営改善に今、取り組んでいるところでございますが、なかなか改善がなされないというふうな状況でございます。

土佐くろしお鉄道株式会社の方において、来年の春のダイヤ改正に合わせまして、特急の減便をせざるを得ないというふうな状況ということでございましたので、その説明を受けて、私自身は、宿毛市民にとって、いわゆる宿毛市、駅周辺の愛南町も大月、三原も含めてでございますけれども、宿毛からの特急が5便、往復5便あったものが、往復2便に減らされるということは、中村ですべて乗りかえをしなきゃいけない。そういった不便さを、この地域の住民の方々が強いられるということは、納得いかない。幾ら経営改善とはいえないというふうな形で、私もくろしお鉄道株式会社の方に申し入れをいたしました。

申し入れをした結果ではございますけれども、なかなかほかのところ、少数意見でございますが、来年には何千万かの節約になるから、中村での乗りかえに協力していただきたいというふうなことを言われておるわけでございます。

私自身は、住民の利便性を考えると、その減便に、もう全然反対でございます。反対ではございますが、もう一方では、赤字解消という部分で、これは協力せざるを得ない部分もあるかなど、非常にジレンマに陥っている部分がございます。取締役会等で、どういった形の意見がこれから出てくるか、これからの話し合いに

も入るかなというふうに思います。

私自身は、できるだけ宿毛から乗りかえしないで、やはり土佐くろしお鉄道ですから、これは中村線、宿毛線ともいいながらも、1本の線でございます。1本の線で、寺田議員、今、ご質問にありました利用率はどうかということでございますが、ここは始発駅でございますから、始発は、乗るのは少なく、徐々に徐々に、皆さん乗っていくわけです。そしてまた、帰りも、皆さんがおりて、おりて、最終的にここへ着くところは、やっぱり人は少ない。これはもう、どこの駅でも当たり前のことなんですね。

だから、私自身は、宿毛線だとか中村線というふうに分けて考えるのはおかしいじゃないかということ、ずっと言っております。

だから、そういった前提に立って、一応、話もこれからしていきたいという気はしておりますが、どういう形になるか、これからもう少し、粘り強いことをやっていきたいと思っております。

寺田議員からのご質問でございます。調査をいたしましたところ、中村線、宿毛線、一応、利用率につきましては、平成17年度で見ますと、上りですが、宿毛窪川間の利用者、これが14万352人でございます。その中で、宿毛中村間の利用者数が2万8,251人、率にいたしますと、全体の20.13パーセントということになっております。

下りでございますが、窪川宿毛間の利用者が13万9,247名で、中村宿毛間の利用者数が2万6,213人、率にしますと23.19パーセントというふうな数字になっております。

次に、臨時便でございますが、高校生とかがホームルームの終了後とか、部活の終了後の帰り便につきまして、各高等学校とか、PTA、生徒会から、土佐くろしお鉄道株式会社及び中村宿毛線の運営協議会に陳情が出されました。

検討の結果で、今回、土曜、日曜、祝祭日、及び学校の休日を除きまして、下りで中村発が18時45分、宿毛着が19時18分。それから上りで、宿毛発が19時32分、中村着が20時5分、中村発が20時24分、窪川着21時26分、こういった上下2便が、5月15日から運行して、利用していただいております。

お尋ねのありました、これの定期便化につきましては、まだ検討をされておらないということでございますが、やはり学校等の意向を勘案して、一応、この便の定期便化を要請をしていきたいというふうには思っております。

それから、幡多農高からの陳情でございますが、一応、臨時便で対応しております。

そういう形になっておりますので、ご了解を願いたいと思っております。

そして、もう1つは、市PTA連合会ですか、これとの状況をどのように認識しておるかということでございますが、私自身、ただいま市のPTA連合会の方に、まだ顔も出したことがないような状態でございますが、正直に申し上げますと、そこら辺との連携についても、これからやっぱりとっていかなきゃいけない。

少し、教育委員会の方にお任せっきりというふうなところも、自分としてはあります。そういったところで、今、寺田議員からのご質問に、どのような認識かということにつきまして、答弁ができない状況でございますので、きちんと勉強もさせていただいて、連携も少しとらせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、6番、寺田議員のご質問にお答えをいたします。

小学校における英語教育についてでございますけれども、先ほど、菊地議員についてもお答

えをいたしましたように、宿毛市では、平成11年度から、外国青年誘致事業によりまして、英語の指導助手2名を雇用し、中学校とともに小学校の英語教育に取り組んでいるところでございます。

現在、宿毛市にはオーストラリアとニュージーランドのALT2名がおります。この2名のALTを、各中学校に週1回、残りを小学校に割り振る方法で、学校に派遣をしております。

中学校においては、英語が教育課程に位置づけられていることから、日常の英語学習を補完し、発展させる形で授業を行っております。

特に、コミュニケーション能力を身につけるためには、大変役にたっております。

小学校では、総合的な学習の時間を使い、歌やゲームなどの、英語に親しむ活動を中心に行っております。

回数が少ないことから、十分な英語力をつけることはできませんけれども、あいさつや果物、野菜、スポーツなどの単語をならうことで、英語に親しんでおります。

また、外国青年と触れ合うことで、外国を身近に感じ、世界を体感できる貴重な時間となっております。

2人のALTとも、事前に子どもたちが興味を持てるよう、カードをつくったり、小物を準備したり、工夫しながら取り組んでおります。

子どもたちにとっては、めったにない機会です。楽しみにしている分、授業というよりは、イベントの1つとして、はしゃぎ過ぎる傾向もございます。限られた時間ではありますが、この中で最大限、充実した英語教育が行えるよう、さらに工夫をしていきたいと思っております。

通告の中にはありませんけれども、小学校の英語教育化の問題は触れて、質問になかったけれど、いいですかね。

次に、PTAの対応についてのご質問にお答

えをしたいと思っております。

宿毛市PTA連合会の活動につきましては、日々、教育行政に大変ご協力をいただきまして、本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

また、各学校単位のPTA活動につきましては、児童生徒数の減少に伴い、特に小学校の、小規模の小学校では、清掃活動等にも支障を来たすような現状も生じ、保護者の皆様には、さらなるご協力をいただいている状況も、十分承知をいたしております。

このような状況の中で、単P、市P連の活動も大変厳しい状況にあるとの認識もいたしております。教育行政を進める上で、PTA、保護者、地域の協力をいただきながら、子どもたちが健やかに成長するように取り組んでいるところでございます。

PTA活動は、子どもたちの教育のため、大きな役割を果たしていただいている。また、最大のパートナーであると、こういうふうに認識しております。

教育委員会として、宿毛市PTA連合会活動への支援につきましては、今後、どんな支援が必要なのか、PTA連合会と協議をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員のご質問にお答えをしたいと思っております。

先ほど、英語教育の現状、必修化ということが、通告にありましたので、そういう形でお答えをさせていただきましたけれども。

現在、日本語の荒れ、国語教育の充実、そういった点から必要だと考えるが、教育委員会の見解をとということでございますけれども、私ももちろん、同じような考え方でございます。

菊地議員の答弁の中にも、いろいろ英語教育

とか、そういったことについては、限られた時間数があって、そういうのを組み込むのは大変難しい。

それはなぜかと言いますと、国語教育の教育力の低下、読解力、特に読解力の低下とか、そういうことが言われております。

私も、小学校におきましては、国語はとにかく第一条件だと。基礎・基本をしっかり教える、そして読解力をしっかり身につける、そういうことが必要だと思いますし、また、小学校では算数と。国語、算数については、大変時間をかけて、じっくり、基本的な学習を教え込んでいくと、そういうふうな考え方は持っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、再質問をいたします。

まず、土佐くろしお鉄道についてですが、まだ確定ではないというような市長の答弁もありましたが、ぜひ、減便数を少なくしてほしいというのが、やっぱり宿毛市民の願いであると、私も思います。

ただ、特急が減便になった場合に、例えば中村宿毛間の普通列車を、今は全便、普通列車ですから、各駅停車という形で運行をされておりますが、主要な駅、宿毛市内でいえば平田駅だけになると思うんですが、平田駅、有岡駅というような形で、主要な駅、何駅かにとまる準急とか、快速というような設定の仕方をすれば、より宿毛中村間の時間短縮ができ、なおかつ中村での待ち時間が少なくなるのではないかというような気がするわけですが、そういうことについて、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えます。

また、普通便、特に幡多農高についてですが、これは、時刻表を見ていただいたらわかると思うんですが、朝、通学に使える普通列車という

のは、1便しかないんですよ。7時16分宿毛発の便なんですが、これが中村駅で約20数分間停車します。これは、特急との兼ね合いもあるかとは思いますが、非常に待ち時間が長いと。距離も3キロ、多分3キロ、4キロぐらい、駅からはあると思うんですが、歩いて行っている生徒さんもおるようですが、なかなか距離的にも難しいというようなことも聞いております。

ぜひ、この朝の便について、本来ならもう1便ぐらいふやしてほしいというような希望もあるわけですが、利便性を図ることができないのかということについて、お答えできれば答えていただきたいと思います。

また、帰りの列車についても、古津賀駅、また中村駅での待ち時間が長くて、なかなか思うような時間に家に帰ってこれないというお話をよく聞きます。これは、登下校の安全面、それとか、また非行とかの誘惑にもつながるのではないかというふうに感じるわけですが、その部分を、もうちょっと、待ち時間を少なく、宿毛まで帰ってこれる時間設定ができないものかを検討できればと思いますが、この部分について、答弁できることがあればお願いしたいと思います。

次に、教育問題ですが、市長は、実際、市のPTA連合会に顔を出したこともないということですので、ぜひ、近いうちにPTA連合会とも会談も持っていただきたいと思いますし、今年に1回、市の教育委員会とPTA連合会との会合も持っておりますので、ぜひそういう場にも出ていただきたいと思います。

教育長に対しては、先ほど、国語教育の部分で答弁はいただきましたが、やはり言葉の乱れというのは、本当にテレビ等の影響があるとは思いますが、本当に乱れてますよ。ここら当たりがやっぱり、いろいろな事件とか事故とかの、直接的な引き金にはならないと思うんですが、

あるんじゃないかというふうに、気がします。

ぜひ、ここらあたり、考えていただきたいと思ひますし、小学校の教育というのは、もっと心の教育を充実さすべきじゃないかと思うんですよ。教師との関係もそうですし、先輩、後輩、クラスメートとの人間関係も、やはり子どものときからつくれるような状況をつくっておくことが、大きくなってから、中学生、高校生になってからの人間関係の形成にも大きく影響してくるんじゃないかと思うんですが、この点について、教育長の見解をお聞きしたいと思ひます。

以上で、2回目を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

くろ鉄の減便数を少なくなるようにというところでございます。これは、先ほど申しましたように、私ども宿毛市、この宿毛駅周辺の者にとっては、やはり利便性が少なくなるということにつながりますので、これは本当に、先ほど申しましたように、絶対賛成できないという、私の立場では、状況でございますけど、先ほどまた、もう一方の、経営というものがございまして、そこら辺の兼ね合いを、何とかしなきゃいけないというふうには思っています。

利便性が悪くなれば、また乗って残そうと言っているのに、せつかく乗って残そうと言っているのに、乗らなくなるんじゃないか。経営改善というより、経営がまた悪くなるんじゃないかなと、そういうふうな思ひも、自分は持っております。

もう1つ言わせていただきますと、いわゆる快速とか準急とかいう話も、代替としてはあるかもしれませんが、私が思ひますのは、早いというよりも、宿毛駅から乗りかえなしで行けるのがいいんじゃないか。

例えば、宿毛駅から普通列車で結構ですから、

中村へ行ったら急行にドッキングして、そのまま引っ張っていってもらおうというふうなことで、考えられるんじゃないかなというふうなことを、これは土佐くろしお鉄道の中での話ですから、これ、JR関係ないと思ひますから、できるんじゃないかなというふうな思ひがあります。

したがって、快速、それから準急の話もございまして、その分も、くろ鉄会社には、申し入れも担当を通じていたしますし、自分も社長に会って話します。

それから、幡多農高の生徒の方々の話もございまして。これについては、一応、学校の生徒の利便性ということは、非常に大切でございますし、今、私もついつい、普通列車のことを見過ごしておりましたが、中村で20分も待ち時間があるということは、非常にこれ、朝の20分というのは、非常なロスでございますので、そこをなしに、さっと古津賀まで行けるとか、そういう方法はできないのかどうか、そこら辺のきょうのお話は、くろ鉄会社とこれから折衝をしてみます。

また、くろ鉄会社も高校生に定期を買わせるときに、自分ところへ、中村駅へ買いに来い。宿毛駅に買いに来いじゃなくて、自分たちで高校に行くということで対応したら、わざわざ子どもたちが引き返したり何かしなくてもいいんじゃないかということで、くろ鉄会社の方も、営業として、宿毛高校なり、中村高校、それから幡多農なりに定期を売りにいくということもやっておりますけれども、なお頻りにそういったときに、こういった意見を聞いていただくというふうなことが大切なことじゃないかなというふうに思ひます。

それから、市P連の話もございまして。本当に、まことに申しわけないことでございまして、ぜひ、これから顔も出しますし、いろんなご意見



も聞かせていただきたいと思います。

いらぬ答弁になるかもしれませんが、私も、国語の教育の話が出ましたので、やはり、日本人として、国際人になるためには、日本語を、それから日本の文化のことを、そういうものをしっかり、やっぱり頭の中に入れるということが、基本的に大切じゃないか。その上で外国語もならうべき。外国語をならうなということじゃなくて、やはり読み書きそろばん、それから徳育、知育、体育という、昔から言われておりますように、日本のいいところをきちんとやるのが当然じゃないかなというふうに思います。

出すぎた答弁になったかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

寺田議員がおっしゃるように、確かに日本語の荒れと言いますか、そういったものがあります。

そういったことは、各学校も、十分押さえておるかと思います。そういう中で、学校の週時程の中に、読書時間とか、そういう時間帯、あるいは人権教育いうふうな形で、時間設定をして、読書時間、人権教育、そういったことですね、特別活動の学活というような時間に、このことも取り入れて、取り組んでいくようにしておりますが、なお一層、この現象をしっかりと、各学校にお知らせをして、そういった取り組みを重視していくというふうにしてまいりたいと思います。

それから、心の教育ですね。これは今も申し上げましたように、道徳とか人権教育とか、そういった面での取り組みを、さらに充実をさせていきたいと、このように考えております。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） すばらしい市長の答弁

もいただきました。教育長の今後の答弁もいただきましたので、今回はこれで一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時18分 散会

平成18年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第7日（平成18年6月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第20号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第20号まで

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君  
次長 小野 正二君  
議事係長 岩本 昌彦君  
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君  
助役 西野 秋美君  
収入役 中上 晋助君  
企画課長 岡本 公文君  
総務課長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
稅務課長	美濃部勇君
會計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人權推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工觀光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾論君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千壽園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日までには請願1件、陳情4件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「請願文書表」及び、「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、質疑をいたします。

私の質疑いたしますのは、議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算第2号であります。順次いきたいと思います。

ページ9ページの防災対策費、155万を工事請負費として追加していますが、この事業内容、また場所もわかればご説明を願いたいと思います。

続きまして、10ページ、社会福祉総務費の賃金303万7,000円を補正しておりますが、この臨時雇用と調査認定委員の賃金になってますが、この内容をご説明願いたいと思います。

次に、その同じページの林業振興費の森の腕たち育成事業費補助金というのがありますが、事業内容、また補助をする支払い先について、ご説明願いたいと思います。

次、11ページ、観光費の中で9節の旅費と19節の負担金、補助金及び交付金のところで、総額で69万7,000円を減額補正しており

ますが、これのアイランダー事業費補助金となっておりますが、この事業内容、また旅費の使い道についてご説明願います。

同じページの土木費、地方道整備事業費の中で、補正額としては2,000円ですが、節の中で、委託料504万2,000円、工事費、15節の工事請負費として、504万円の減額補正となっておりますが、この事業の内容をご説明願いたいと思います。

次に、12ページ、教育諸費の中で、少年補導センター費となっておりますが、これは3月議会で、たしか名称変更したと思っておりますが、この部分についての説明と、需用費10万ですが、これのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第3号別冊、平成18年度一般会計補正予算、9ページ、2款1項15目の防災対策費の15節工事請負費の内容について、ご説明申し上げます。

本事業は、南海地震等の災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難道の整備を行うものでございます。県の補助事業でございまして、みんなで備える防災総合補助金を活用して、整備を行うものでございまして、このたび、高知県より補助の内示をいただきましたので、今回、補正をお願いするものでございます。

総事業費は155万円で、そのうち2分の1の77万5,000円が県の補助金でございまして。工事を行う場所につきましては、小深浦地区、片島地区、小筑紫地区の3地区を予定いたしております。事業の内容につきましては、小深浦地区は星神社の参道約25メートルに手すりを設置しようとするものでございまして、事業費約53万円を予定いたしております。

それから、片島地区は、塩竈神社の西側から高台へ避難する道のコンクリートの簡易舗装、ガードパイプ及び階段の設置でございまして、事業費約90万円を予定いたしております。

小筑紫地区につきましては、七日島への避難道へ、簡易の手すりを設置するものでございまして、事業費約12万円を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算の、ページ10ページの社会福祉総務費の7、賃金303万7,000円の内容でございまして、臨時賃金168万円でございます。これにつきましては、職員が4月から育児休業で休んでおりまして、そのかわりに臨時賃金で、臨時職員を雇いたいということで、今回、6月から3月までの9カ月分を計上させていただいております。

それから、調査認定委員の賃金135万7,000円でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者の居宅サービス利用者が、18年10月から新たな基準となり、サービス利用にかかる支給決定が必要となってきました。このため、障害者の障害程度区分認定が必須となり、認定調査、そしてコンピューター判定による一次判定、それから審査会による二次判定等を経て、障害程度区分を決定する仕組みとなっております。

この仕組みの中で、認定調査をする事務が多いということで、今回、この認定をする方を臨時職員で行っていききたいということで、7月から3月までの8カ月分を臨時雇いということで、計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算の第2号、ページ10ページの5款2項2目19節負担金補助及び交付金の中の森の腕たち育成事業費補助金75万円につきましては、の事業内容と、補助金交付先ですが、まず、補助金交付先は、宿毛市森林組合です。事業内容につきましては、森林組合が事業主体となりまして、個別に分かれている久礼の川の地区の森林、約500ヘクタールをまとめて団地化しまして、効率的な生産体制を確保するための施業区域を確定し、制度事業を導入するために、県の事業認可を受ける作業を進めております。

事業認可を受けるには、区域内の木材の調査を初めとしまして、高性能機械による施業計画、それから作業道の整備と、全体の基盤整備の計画書を作成することが、8月末までに必要となっております。

計画書を森林組合独自で整備計画を作成することとしていましたが、県の指導を受ける中で、補助対象事業費の導入が可能となりましたので、事業費150万円に対する2分の1の補助、75万円を補正するものです。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有田修大君） 商工観光課長、6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算第2号、11ページ、観光費、6・1・5の9節の旅費の減額11万7,000円及び19節の減額58万円について、お答えをいたします。

まず、旅費の減額11万7,000円についてであります。平成18年度当初予算で承認

をいただいております本年の11月に東京池袋で開催されますアイランダー2006事業への参加旅費、4泊5日を、当初は観光費で予算化をしておりましたが、4月1日付の機構改革によりまして、企画課の中に離島振興係が新設されたことに伴いまして、観光費から9ページの離島振興費2・1・21の9の14万円の中に、1名分の参加旅費11万7,000円を振りかえることに伴う減額であります。

なお、アイランダー2006事業は、全国から約85の島々が参加し、池袋のサンシャインシティ内の文化会館2階展示ホールにおきまして、各島々のブースやイベントコーナー、ギャラリー、試食コーナー等を配置しまして、それぞれの島独特の文化をおおすイベントを開催するものであります。

また、19節の補助金の減額58万につきましては、これはただいまご紹介いたしましたアイランダー2006事業へ、沖の島観光協会が参加することに対する補助金でございますが、旅費と同様の理由で予算科目を9ページの離島振興費に振りかえるものでございます。

以上であります。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算第2号、11ページ、地方道整備事業費の13節委託料504万2,000円の増額と、15節工事請負費504万円の減額についての事業の内容を聞くということでございます。

当地方整備事業は、ことし、3路線を計画しております、この測量設計につきましては、市道宿毛線、国道56号の歩道の拡幅でございまして、当路線は歩道が狭く、マウンドアップした形状で、車道の乗り入れ部が勾配がきつく、

円滑な通行ができにくい状況でございますので、特に通学路で歩行者の多い市道本町線の交差点から、宿毛高校までの400メートル区間につきまして、歩道を広げて、セミフラット形式、歩道と車道が段差がないような歩道形式にして、高齢者も安全で、円滑な通行ができるような形で測量設計をいたしたいと思っております。

6月に計上するわけは、当初、歩道を広げるだけであれば、市職員で設計をする予定でありましたが、いろいろ、老人等の通行も考えまして、フラット形式にして、コンサルタントに委託を掛けたいものでございます。

その分の事業費につきましては、工事費から利用するものでございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。寺田議員さんの質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊。12ページでございます。

教育諸費の目、少年補導センター費の名称についてというご質問でございます。

確かに少年補導センターという名称にしております。3月定例議会で補導センターの名称を、青少年育成センターという形で条例改正をさせていただきました。その関係で、本来、この目も青少年育成センターという名称が適切であろうというふうに考えております。したがって、来年度、この部分につきましては、改正をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、需用費の10万円でございます。これは、県から全額、100パーセントで委託金として受けるものでございますが、内容につきましては、スクールガード養成講習の経費として、資料代等の経費を需用費として10万円計上させていただいております。

講習会につきましては、8月ごろに学校、保護者、地域の方を対象にして、実施をして、スクールガード養成をして、各学校で子どもたちの安全の見守り等に役立てていただきたいというふうな思いで講習会を実施する予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 非常に詳しい説明をしていただきましたので、これで質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第4号から議案第20号まで」の17議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、6月15日及び6月16日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、6月15日及び6月16日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月15日から6月18日までの4日間休会し、6月19日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時23分 散会

請 願 文 書 表

平成18年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 5 号	平成 18. 6. 6	青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について	高知県青少年健全育成協議会 会員 田中辰徳	教育民生

上記のとおり付託いたします。

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠



陳 情 文 書 表

平成18年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第44号	平成 18. 5. 22	集配局廃止計画に反対する意見書の提出について	郵政公社を考える高知の会 世話人代表 筒井 潤	総 務
第45号	18. 6. 1	安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について	高知県医療労働組合連合会 執行委員長 細川初志	教 育 民 生
第46号	18. 6. 2	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について	高知自治体労働組合総連合 執行委員長 上村剛直	総 務
第47号	18. 6. 8	国土調査の公正な実施と誤境界の改訂について	宿毛市港南台2-12-9 茨木一男	産 業 建 設

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

議案付託表

平成18年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (7件)	議案第4号	土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
	議案第5号	土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について
	議案第6号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第13号	高知縣市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約について
	議案第14号	幡多広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約について
	議案第15号	こうち人づくり広域連合格約の一部を改正する規約について
	議案第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
教育民生 常任委員会 (1件)	議案第7号	宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
産業建設 常任委員会 (9件)	議案第8号	宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について
	議案第9号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
	議案第10号	宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
	議案第11号	宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について
	議案第12号	宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について
	議案第17号	財産の取得について
	議案第18号	市道路線の変更について
	議案第19号	市道路線の変更について
	議案第20号	市道路線の廃止について

平成18年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第12日（平成18年6月19日 月曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第20号まで  
（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）  
（議案第4号から議案第20号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 請願第5号及び陳情第34号外4件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで  
意見書案第1号 集配局廃止計画に反対する意見書の提出について  
意見書案第2号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について  
意見書案第3号 青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第20号まで  
日程第2 請願第5号及び陳情第34号外4件  
日程第3 委員会調査について  
日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 浅木 敏 君   | 2番 中平 富宏 君  |
| 3番 有田 都子 君  | 4番 浦尻 和伸 君  |
| 5番 菊地 徹 君   | 6番 寺田 公一 君  |
| 7番 菱田 征夫 君  | 8番 宮本 有二 君  |
| 9番 濱田 陸紀 君  | 10番 沖本 年男 君 |
| 11番 西郷 典生 君 | 12番 岡村 佳忠 君 |
| 13番 佐田 忠孝 君 | 14番 田中 徳武 君 |
| 15番 山本 幸雄 君 | 16番 中川 貢 君  |
| 17番 西村 六男 君 | 18番 岡崎 求 君  |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . -----  
5 事務局職員出席者

事務局長	福田延治君
次長	小野正二君
議事係長	岩本昌彦君
調査係長	乾均君

----- . . -----  
6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
助役	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

-----

午前10時05分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

-----

午前11時20分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第2号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって「議案第2号」は、これに同意するこ

とに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第4号から議案第20号まで」の17議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川 貢君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の7議案であります。

まず、議案第4号「土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例」、議案第5号「土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について」は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理運営を民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されました。

この法律の経過措置の期限は、本年9月1日となっており、このため、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎、土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例、宿毛市立共同墓地設置条例、

宿毛市立農林業共同利用施設設置条例、宿毛市漁港管理条例、宿毛市都市公園条例のそれぞれ全部、または一部を改正し、指定管理者制度に対応できるものに改正しようとするものでございます。

議案第6号「宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、平成18年5月24日から監獄法が改められ、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴い、「監獄」という表現を「刑事施設」に改め、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号「高知県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約」及び、議案第15号「こうち人づくり広域連合格約の一部を改正する規約について」でございますが、高知県内市町村の合併に伴い、新たに香南市、香美市、四万十町、黒潮町が誕生しましたので、地方自治法第286条第1項の規定及び同法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第14号「幡多広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約について」は、障害者自立支援法に基づく市町村審査会の事務を、幡多広域市町村圏事務組合に委託するに当たり、規約の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第16号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、山北地区の基幹市道、山北線改良事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うために、計画を策定する必要があるので、議会の議決を求めようとするものでございます。

これら議案の審査に当たりましては、執行部より詳細に説明を求めながら、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案どおり

可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました7議案につきまして、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（西郷典生君） 教育民生常任委員長。議案審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案第7号「宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」でございます。

本案は、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、市内10カ所に設置されている老人憩の家の管理運営を指定管理者に行わせることができるよう、条例の全部を改正しようとするものであります。

担当課からの詳しい説明を受け、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を適当と認め、可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（濱田陸紀君） 産業建設常任委員長。議案審査の結果について。

本委員会に付託をされました議案は、議案第8号から議案第12号、及び議案第17号から議案第20号までの9議案でございます。

議案第8号「宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について」、議案第9号「宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」、議案第10号「宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」、議案第11号「宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について」でございます。

この4議案につきましては、平成15年9月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行さ

れ、これまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営について、民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されましたが、この法律の経過措置の期間が9月1日となっており、宿毛市立共同作業場、宿毛市生活改善センター、宿毛市多目的集会所、宿毛市観光センターを指定管理者制度に対応できるよう、それぞれの条例を全部改正しようとするものであります。

議案第12号「宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について」、昭和49年に宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例が制定されておりますが、市が主体で実施した最後の事業は昭和58年度であり、その後、土地改良事業は土地改良区方式や、共同施行方式にかわり、今後、市営の土地改良事業の予定がないことから、条例を廃止しようとするものであります。

議案第17号「財産の取得について」、本件は、宿毛市大島字轟313番ほか20筆、2万1,255平方メートルを大島桜公園整備事業の公園用地として、宿毛市土地開発公社から取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号「市道路線の変更について」。本件は、市道片島塩浜線の一部200メートルの区間について、部分的に使用開始している市道片島南線の一部の重用延長として、市道路線の変更をしようとするものであります。

議案第19号「市道路線の変更について」。本件は、市道東本城山1号線の起点を延長し、

路線を変更しようとするものであります。

議案第20号「市道路線の廃止について」。本件は、幅員が狭く、道路法上の道路としての機能を果たしていない土居の後東線を廃止しようとするものであります。

以上、3議案については、担当課の説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第20号まで」の17議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第20号まで」の17議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第20号まで」の17議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「請願第5号及び陳情第34号外4件」の6件を一括議題といたします。

これより「請願第5号」について、委員長の

報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（西郷典生君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

請願第5号「青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について」でございます。

本件につきましては、紹介議員の意見なども踏まえて、慎重に審査をいたしました。

青少年を取り巻く有害環境の問題については、委員全員が危機感を共有しているところであります。

慎重に審査をし、全会一致をもってこれを採択することに決しましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、請願第5号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「請願第5号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第44号及び陳情第46号並びに陳情第47号」の3件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川 貢君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました陳情審査の報告を行います。

本委員会に付託された陳情は、「陳情第44号」、「陳情第46号」の2件でございます。

まず、陳情第44号につきましては、郵政公社が平成19年10月1日からの民営化を前に計画しております集配拠点再編計画につきましては、過疎地域における安心・安全、交流の拠点としての郵便局の機能を破壊し、サービスの格差をもたらして、過疎化を一層加速化させるものでございます。

よって、集配局の廃止計画に反対する意見書の提出につきましては、慎重審査の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第46号につきましては、国の経済財政諮問会議では、歳出歳入一体改革を論議し、地方交付税の財源保障機能を縮小し、大幅に簡素化して、人口、面積での配分することに言及しております。

さらに、地方交付税の法定率の引き下げについても、提言する方針でございます。

地方交付税制度は、地方自治体が行政を執行することを実現させるためのものでございまして、財源を削減すれば、住民の暮らしや福祉のサービスを切り捨てることにつながります。

よって、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書の提出につきましては、



慎重審査の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件につきましての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（濱田陸紀君） 産業建設常任委員長。陳情審査の報告を行います。

陳情第47号「国土調査の公正な実施と誤境界の改正について」。今回の陳情については、担当課から、当時の国土調査における経緯や、現在までの経過等詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって不採択とするものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第44号及び陳情第46号並びに陳情第47号の3件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第44号及び陳情第46号並びに陳情第47号」の3件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

「陳情第34号及び陳情第45号」の2件については、各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件を一括議題いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件については、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつの申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長、閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月8日に開会しました今期定例会は、本日までの12日間、議員の皆様方におかれましては、連日、ご熱心にご審議をいただき、ご提案申し上げました20議案につきまして、それぞれ原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康にご留意されまして、より一層のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(岡村佳忠君) 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成18年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

副議長 菱田征夫

議員 浦尻和伸

議員 菊地 徹

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第5号	土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第6号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	高知縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第14号	幡多広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第15号	こうち人づくり広域連合理約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 7号	宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第8号	宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第9号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第10号	宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第11号	宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について	原案可決	適当
議案第17号	財産の取得について	原案可決	適当
議案第18号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第19号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第20号	市道路線の廃止について	原案可決	適当

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第5号	青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について	採択	妥当

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第44号	集配局廃止計画に反対する意見書の提出について	採 択	妥 当
第46号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について	採 択	妥 当



平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第47号	国土調査の公正な実施と誤境界の改訂について	不採択	不適當

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第45号	安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第34号	排水ポンプ機を取替へについて

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について  
(2) 行政機構の状況について  
(3) 財政の運営状況について  
(4) 公有財産の管理状況について  
(5) 市税等の徴収体制について  
(6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 教育問題について
  - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (3) 下水道事業の運営管理状況について
  - (4) 老人対策の状況について
  - (5) 保育施設の管理状況について
  - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年6月14日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について  
(2) 商工業の活性化対策状況について  
(3) 観光産業の振興対策状況について  
(4) 市道の管理状況について  
(5) 市営住宅の管理状況について  
(6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年6月19日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3) 議長の諮問に関する事項  
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

集配局廃止計画に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年6月19日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	寺田公一
〃	〃	宮本有二
〃	〃	佐田忠孝
〃	〃	田中徳武

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

集配局廃止計画に反対する意見書

日本郵政公社は、郵政民営化に際して、郵便集配局を大きく減らそうとしている。郵政公社の再編案では、現在全国に4,705局ある郵便集配局について、来年10月の民営化のスタートまでに、主に過疎地の集配局を966局減らすようになっている。

これは全国平均で20.5パーセントの廃止であるが、過疎地の多い当県では、県内の71局のうち、35.2パーセントに当たる25局が、一年半くらいに一気に、集配局から無集配局に縮小される計画である。

集配局でなくなると、郵便物の収集・区分と配達の業務、貯金・保険の集金などの外務が廃止される。十数名でサービスを提供していた集配局は、わずか数人で窓口業務を行う無集配局になってしまい、サービスの低下は避けられない。また、数十キロ先から集配業務をしなければなくなり、収集・配達のおくれなど都市部との格差はさらに拡大される。

郵政公社は、将来的には、さらに全国で1,088局の拠点集配局に集約しようとしており、こうした集配業務の統合は、地域のサービス低下を招くだけでなく、将来の過疎地の郵便局統合の布石となる恐れもある。過疎の進む地域で、郵便局は地域の中心的な役割を担っている。郵便配達の際に、一人ぐらしのお年寄りに声をかける「ひまわりサービス」など、郵便配達員が高齢化する地域社会を支えている。

昨年の国会で、竹中郵政民営化担当大臣は、「原則として過疎地の郵便局は維持される」と述べていた。今回の早急な集配局の廃止はその言にも反し、地方切り捨て、過疎を一層進行させるものである、許容できない。

よって今回の集配局の削減計画に、強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

衆議院議長 殿



参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
郵 政 民 営 化 担 当 大 臣 殿  
厚 生 労 働 大 臣 殿

----- . . ----- . . -----

## 意見書案第2号

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年6月19日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	寺田公一
〃	〃	宮本有二
〃	〃	佐田忠孝
〃	〃	田中徳武

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書

現在、経済財政諮問会議は、2010年代初頭までにプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指すとし、「歳出・歳入一体改革」を議論している。与謝野金融・経済財政政策担当大臣の中間とりまとめでも、その「歳出削減」の一環として「歳出の大胆な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる不交付団体数の増加を初めとする地方交付税制度の改革等を加速する」としている。竹中総務相は、プライマリーバランス改善のために「地方交付税は6兆円削減可能」（3月29日経済財政諮問会議）と試算したが、この歳出削減については、6月に出される骨太方針2006の中に反映される。

地方交付税は地方の固有財源であり、国の借金の付けまわしをするというのは許されない。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民のくらしや福祉のためのサービスを切り捨てるものである。

地方の事務の中で国が法律で義務づけているものは、消防や保育所など住民のくらしに密接にかかわっており、国が義務づけているならば、その財源の保障を削るべきではない。

地方交付税は、地方自治体と住民サービスの命綱とも言うべきものであることから、下記の事項について強く要望する。

## 記

1. 地方交付税制度は、法定率の引き上げを含め財源保障機能並びに財政調整機能を併せ持つ

制度として充実させること。

2. 国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財源である地方交付税を一方的に削減することをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

金融・経済財政政策担当大臣 殿

----- . . . -----

### 意見書案第3号

青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年6月19日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	有田都子
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	山本幸雄

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

### 青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、情報化社会の今日においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビ番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。

これらの問題に対して、国は従来それぞれの分野における諸法規により対処してきましたが、いずれの法規も限られた分野における対症療法的な内容に留まり、問題が指摘されています。また、全国的課題である青少年問題について、各都道府県の条例でまちまちに対応するとい

う限界もあり、十分な成果も上がっていません。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境の規制項目に対する一元化及び強化をはかり、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念にすえた、「青少年の健全育成に関する基本法」の制定が必要であると考えているものであります。

よって、「青少年の健全育成に関する基本法」を早急に制定することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
法務大臣殿  
文部科学大臣殿  
厚生労働大臣殿  
経済産業大臣殿  
内閣官房長官殿  
警察庁長官殿

一 般 質 問 通 告 表

平成18年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	15番 山本幸雄君	<p>1 ふるさと農道について（市長、担当課長）</p> <p>2 市有財産の管理について（市長、担当課長） （1）農林業共同利用施設について （2）大型共同作業場について</p> <p>3 中筋川（県管理分）の河床浚渫について （市長、担当課長）</p>
2	10番 沖本年男君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）イービス艦の宿毛湾寄港について （2）介護保険法の改正に伴う宿毛市の対応について （3）障害者自立支援法について （4）一次産業振興における行政の体制について （5）畦畔への除草剤の使用について （6）市内の洪水対策について</p>
3	11番 西郷典生君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）雇用状況と雇用の促進について （2）宿毛湾港の整備と利活用について （3）若者の定住対策について （4）地震津波対策について</p> <p>2 教育行政について（教育長） （1）教育現場の実態と青少年の健全育成について （2）教育環境の整備について</p>
4	5番 菊地 徹君	<p>1 教育行政について（教育長） （1）食育推進基本計画について （2）小学校における英語教育について</p>
5	1番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）米軍艦の宿毛湾入港について （2）高齢者のための乗合タクシー運行について</p> <p>2 教育費の保護者負担軽減について（教育長） （1）就学援助について （2）高校生の授業料免除と奨学金について</p>

6	6 番 寺田公一君	1 土佐くろしお鉄道について（市長） （1）特急減便案の対応について （2）普通列車の臨時増便について  2 教育行政について（市長、教育長） （1）小学校での英語教育について （2）PTAへの対応について
---	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成18年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月19日	承 認
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月19日	同 意
第 3 号	平成18年度宿毛市一般会計補正予算について	6月19日	原案可決
第 4 号	土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第 5 号	土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第 6 号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第 7 号	宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第 8 号	宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第 9 号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第10号	宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第11号	宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について	6月19日	原案可決
第12号	宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について	6月19日	原案可決
第13号	高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について	6月19日	原案可決
第14号	幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	6月19日	原案可決
第15号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	6月19日	原案可決
第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	6月19日	原案可決
第17号	財産の取得について	6月19日	原案可決

第18号	市道路線の変更について	6月19日	原案可決
第19号	市道路線の変更について	6月19日	原案可決
第20号	市道路線の廃止について	6月19日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 5号	青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について	6月19日	採 択



陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 4 4 号	集配局廃止計画に反対する意見書の提出について	6 月 1 9 日	採 択
第 4 6 号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について	6 月 1 9 日	採 択
第 4 7 号	国土調査の公正な実施と誤境界の改訂について	6 月 1 9 日	不 採 択